

平成 2 7 年舟形町議会  
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成27年3月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月5日 午前10時

応招議員(10名)

1番 佐藤 勇 6番 野尻 益夫

2番 奥山 謙三 7番 叶内 富夫

3番 斎藤 好彦 8番 八 鍬 太

4番 佐藤 広幸 9番 加藤 憲彦

5番 大場 清之 10番 信夫 正雄

不応招議員(なし)

平成27年 3 月 5 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成27年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成27年3月5日(木)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会書記長 中山 進
総務課財政管財班長 小野 芳喜	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の陳情
  - 陳情第1号 消費税増税の中止を求める陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時08分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第1回定例会を開会いたします。  
直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長が指名します。5番大場清之君、9番加藤憲彦君の両名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、さきに議会運営委員会で協議されております。その結果について八鍬委員長より報告を求めます。

**8番** それでは、私から報告をいたします。去る平成27年2月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、第1回定例会の会期について協議をいたしました。その結果、平成27年3月舟形町議会定例会の会期は、本日3月5日より3月12日までの8日間とすることといたしましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りします。本定例会の会期は、八鍬議会運営委員長の報告のとおり、3月5日から12日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12日まで8日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 本期受理の陳情

**議長** 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第1号 消費税増税の中止を求める陳情を議題とします。

陳情第1号は、事務局長が朗読します。

**事務局長** 議案書4ページから5ページになります。

本期受理の陳情。

受理番号1。受付年月日、平成27年2月20日。件名、消費税増税の中止を求める陳情。陳情者、山形市南栄町2-17-16、消費税廃止山形県各界連絡会、代表委員。

5ページ、趣旨です。

2014年4月1日からの消費税率8%への増税強行によって、日本経済は深刻な増税不況になっています。また円安により輸入品、原材料などの物価高騰で、国民の生活は一段と厳しさを増しています。被災地では生活再建がまだ緒についたばかりです。多くの人が消費税増税に反対しています。4月以降、170万人が「増税中止」を求める国会請願に署名し、90を超える地方議会が「増税は中止を」、「慎重に」との意見書を採択しています。

安倍首相は、2017年4月1日には10%の引き上げを「確実に実行する」と明言し、増税法附則第18条第3項（景気条項）を削除しようとしています。増税すれば、消費はさらに落ち、地域経済は大打撃です。税収はふえるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込みます。

政府は「社会保障」のためと言いながら、実際には医療・介護・年金の改悪を進め、一方、「財政再建」のためと言いながら、大型公共事業や防衛費、政党助成金などの無駄使いを加速させているのは、2015年度予算案を見ても明らかです。

国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策を進めれば、消費税を増税する必要はありません。国際的に注目されている経済学者のピケティ氏も「消費税は経済成長によくない。中低所得者に対する課税より、高所得者に高い税をかけるべきだ」と主張しています。所得や資産の能力に応じた税制改革と使い方を改めることが優先と考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定に基づく意見書を政府及び関係機関に提出して下さるよう陳情します。

記、第1項、消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出してください。

以上です。

**議長** 審査の方法についてお諮りします。

**8番** 陳情第1号につきましては、総務振興常任委員会に付託をし、本会期中に審査されることを提案いたします。

**議長** ただいま、8番八揆議員より、陳情第1号は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

---

## 日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第1回3月定例町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

先ほど、このたび全国町村議会議長会表彰並びに山形県町村議会議長会から表彰されました信夫議長さん、全国町村議会議長会から表彰されました八楯議員さん、山形県町村議会議長会から表彰されました叶内議員さん並びに野尻議員さん、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げたいと思います。と同時に、長年にわたる町政全般並びに議員活動にご尽力いただきましたことに対し、改めて御礼と敬意を表する次第であります。

さて、11月21日解散、12月2日告示、14日に施行されました第47回衆議院議員総選挙、安倍政権の経済政策、アベノミクスの継続の是非などが主な争点で施行され、定数は、1票の格差是正のための小選挙区0増5減とし、475議席を争う選挙で行われました。選挙の結果につきましては、政府与党が解散前と同数の326議席を確保する大勝をおさめる結果となりました。新安倍政権では、地方創生大臣を新たに設け、人口減少、地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指すこととしております。本町にも、26年度補正分として4,800万円強の予算が交付される見通しとなっております。ぜひとも新政権には、本町の活性化に結びつくような政策を期待しているところであります。

さて、ことしの冬、12月2日から雪が降り始めまして、12月23日ごろには1メートルを超す異常な積雪となりました。今までにない12月末、28日から排雪作業に入っております。その後も雪は降り続いたため、町では、1月5日に2年ぶりとなる豪雪対策本部を設置しました。しかしながら、1月10日前後のピークに多少の降雪はあったものの、現在は、平年ベースの積雪で推移しております。ただ、降雨や気温の上昇によりまして、1月16日には町道舟形太郎野線太折地内において、1月27日には新庄次年子村山線松橋地内において雪崩が発生しております。ほかにも、空き家からの落雪、小屋の倒壊、流雪溝の雪詰まりなどがありましたが、その都度適切に対処してまいりました。また、町の町道除雪委託費は、1億2,032万5,000円の予算額に対して、現在までの執行額は約8,000万円であり、率にして66.5%となっております。

なお、各観測地点における積雪及び時期のピークは、学習センターが1月20日現在、165センチ、舟形小学校が1月10日現在、150センチ、旧富長小学校が1月9日現在、180センチ、農村環境改善センター、1月12日現在で185センチとなっているようであります。

1月18日日曜日の早朝であります。十二河原において新庄市民の方の車が放置されていることから、50名の消防団員の方々から出動いただきました。あわせて新庄市の消防団員30名とともに捜索、午後に発見されましたが、残念ながら死亡の確認がなされました。加藤団長はじめ



捜索に当たられた消防団員に対し、心から御礼申し上げたいと思います。

旧JA給油所跡地についてであります。ファミリーマートの進出に伴い、土地活用の変更、追加用地買収、造成工事等を行ってまいりましたが、統合駐在所、町の定住促進住宅が今月で完成する運びとなりました。また、ようやくファミリーマートの本部決裁が下りまして、5月28日ごろをめどに開店に向け準備がなされることとなりました。

ここで、平成27年度当初予算案の概要について申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の総額43億9,700万円となり、前年度対比で8億6,700万円、率にして24.6%の大幅増額予算となりました。特別会計では、6つの会計合計で24億1,210万円となり、前年度対比2億4,610万円、11.4%の増となり、一般、特別合わせまして68億910万円となりました。

さらに、26年度の国の補正に伴い、強い農業づくり交付金事業（舟形マッシュルーム施設整備補助事業）3億7,024万円やまち・ひと・しごと創生事業等が採択の見込みとなったことから、平成26年度の繰越明許費予定総額4億5,138万円を加えますと72億6,048万円と、近年にない大規模予算となりました。

さて、平成27年度一般会計歳入予算、米価の下落、固定資産税の評価がえを予定していることなどから、町税を2,284万5,000円の減、率にして5.2%の減とし、地方交付税は、国の当初予算の概要では16兆7,548億円、前年度比で0.8%減となっておりますが、町の当初予算編成では、大規模事業が集中したことから、決算ベースでの予算編成をする必要があるため7,000万円、4.0%の増、18億円としたところであります。

寄附金は、ふるさと納税のお礼の品の充実、インターネットで気軽に納税できるシステムの導入並びに国のふるさと納税の仕組みの充実によりまして、1億2,000万円を見込んでおります。

主な歳出予算としては、サケのふ化事業を整備する産地水産業支援強化事業2億3,815万1,000円を計上しました。また、堀内交流センターの解体事業を含む地域交流センター管理事業に8,806万8,000円、平成26年度に整備した子育て支援住宅の北側を住宅用地に整備する定住促進住宅団地整備事業に2,050万円、また、子育て支援住宅の駐車場などと大地熱を利用した融雪設備整備事業に1,406万円、西ノ前遺跡周辺地区整備事業に7,704円を計上いたしました。

また、新規事業として、集落支援員設置事業に710万円、認定農業者等に対し農業経営転換を支援する補助金1,000万円を新たに創設いたしました。また、まちづくり審議会の答申を受け、民間アパート建築の促進のため、入居者に対する家賃を支援する民間賃貸住宅家賃補助制度を創設、60万円を計上しております。CO2削減など環境対策として、新たに集落内にある防犯灯のLED化事業の補助金として500万円を計上しております。

継続事業として、婚活推進事業に1,417万2,000円、臨時特例給付金事業に1,409万8,000円、予防接種事業に1,010万8,000円、ふながた若鮎まつり事業873万円、消防施設整備事業に2,305万4,000円、スクールバス購入事業に2,128万4,000円を計上しております。

特別会計では、国民健康保険事業会計が医療の高度化傾向により9,200万円、13.0%の増、後期高齢者医療事業会計が保険料負担金の減少により600万円、8.6%の減、介護保険事業会計が介護サービス給付事業などの増加により4,890万円、6.8%の増となりました。簡易水道事業会計では企業会計への移行事業費の増加、第2簡易水道における水道再編推進事業の増大によりまして9,180万円、32.5%の増、農業集落排水事業会計では公債費の増加により1,280万円、0.1%の微増、公共下水道事業会計は管理費や公債費等の増加により660万円、3.7%増となりました。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

1つは、舟形町では、周年農業による農業所得の拡大を目指しておりますが、その取り組みを行っている三浦宏之氏の圃場の現地視察を12月5日に実施いたしております。

冬期農業の一環とした越冬野菜やコマツナ等のハウス栽培の中で、特に比較的野菜の価格が高く推移する1月から2月期の出荷を見込んだ白菜の雪中貯蔵と雪下ネギの取り組みについて、大いに興味を持ったところであります。こうした取り組みに対して、今後とも支援してまいりたいと思います。

2番目が、国宝「縄文の女神」活用検討委員会を12月17日及び本年2月14日に開催しております。これは、町民一人一人が、国宝「縄文の女神」及び西ノ前遺跡等文化財の文化的価値を知り、国宝「縄文の女神」が生まれ故郷の舟形町にあってこそ文化的意義があることを認識し、愛郷心を高める活動に資することを目的として開催いたしました。

教育委員会教育委員長、文化財保護委員、各団体代表など16名の委員で組織し、山形県立博物館舟形西ノ前遺跡分館整備計画や住民参加型による縄文の女神の保護・活用計画に関することなど、多岐にわたる活用案が話し合われました。

検討委員の任期は3月31日までで、4月以降は新たな検討会を組織する予定であります。

3番目に、元舟形町議会副議長伊藤寛次郎氏が、長年にわたる地方自治功勞として、旭日単光章受章の榮譽に輝きました。この受章の榮譽をたたえるため、信夫議長さんとともに発起人となり、12月23日、ニューグランドホテルで受章祝賀会を開催いたしました。当日は、伊藤県議会議員をはじめ、鈴木元町長さん、伊藤前町長さん、同僚議員の方々など、多くの方々からご出席をいただきました。

4番目に、1月19日、最上地域の医療の充実を考える集会在、最上地域開発協議会などの主催により、新庄市民プラザを会場に開催されました。

参加者総勢250名、舟形町からは30名参加のもと、「安心できる医療を守り、いつまでも最上地域で暮らしていくために」をテーマにパネルディスカッションが行われ、最上地域の医療の現状、多様化する住民ニーズ対応などの課題について意見、提言がなされました。

第5点目が、最上地域政策研究所の研究成果中間プレゼンテーションが、2月9日に最上総

合支庁講堂において行われました。

最上地域政策研究所は、最上地域8市町村と最上総合支庁が相互に連携・協力して地域の諸課題について認識を共有し解決策を図る中で、それぞれの職員の資質向上にもつなげようとする取り組みで、ことしから2期目がスタートいたしました。舟形町からも職員2名が参加し、総勢19名が4つのグループに分かれて研究を行っております。

中間発表では、若者定住促進のために「地域総合商社」による商品販売の強化を目指す構想、集落の維持活性化をコミュニティービジネスの側面から考えた研究などが報告されました。研究生たちは、今後さらに検討を深めながら、次年度に最終成果報告を行うこととなっております。

第6点目が、2月14日、考古学者の小林達雄氏による講演会が中央公民館で開催されました。「縄文の女神」は、「ミロのヴィーナス」、「ロダンの考える人」に匹敵するほどの世界的にも価値があること、そして、このようにすぐれた土偶を所有していた縄文人が暮らしていた西ノ前遺跡には、南東北地方の有力な長（おさ）がいたのではないかという興味深いお話がありました。90名を超える参加者の皆さんは、ますます「縄文の女神」に引かれているようでありました。

最後に、平成26年度の舟形町教育功労者表彰式が、2月16日、中央公民館で行われました。この表彰は、本町の教育、芸術、文化向上発展に寄与したもの、または善行奇特の行為などにより、他の模範とする個人・団体を対象に授与されるものであります。学校、教育関係団体等から推薦された個人・団体について、教育委員会で厳正な審査を行い、22名の方と3団体に各種部門の表彰状と、1企業と1団体に感謝状が贈呈されました。

以上、7件について行政報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件、計画の変更1件、平成26年度一般会計、特別会計歳入歳出補正予算7件、条例の制定17件、条例の設定4件、平成27年度一般会計、特別会計歳入歳出予算7件、以上36件についてご提案申し上げます。慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次のページに記載のとおりであります。説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

---

## 日程第7 一般質問

**議長** 日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許します。

**2番** 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、「旧富長小「農林水産物処理加工施設」の運営を問う」と題しまして質問を行

います。

本施設は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して6次産業化及び特産品開発の実現に向けて整備、「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」を目指しています。

今回の質問は、加工施設が自立できるようになっていただき、新たな雇用を生み、地域に還元できる施設になってもらいたいというふうな気持ちで行うものであります。

この施設は、総工事費4,897万8,000円で、昨年10月に落成式を行い、現在稼働しています。運営主体は、舟形町振興公社となっています。現在の雇用は補助金によるところが大きく、今後の運営が心配されます。

質問は、①として、11月稼働してから、計画との売り上げ対比と販売先の確保はどうなっているかというふうなことが第1点であります。

その次、②が、現在の雇用状況はどうなっているかであります。

③としまして、平成27年度の運営計画はということであります。

最後に、④として、自立するための方策と時期は平成何年ごろを考えているのか。

以上について、町長に質問します。

次に、「職場内の多様な人材を活かす」と題しまして一般質問を行います。

役場は優秀な人材の宝庫ですが、その力が十分発揮されていないように感じます。個々の職員が際立つ機会の場づくりが大切と考えます。現在、町に政策推進室があるのは承知していますが、中堅の一部職員の参画と聞いています。

私が提案したいのは、一例として、最上地域政策研究所のような組織を、勤続年数区分で横断的に立ち上げ、町の現状と課題について話し合いを行うことにより、公務員としての自覚と職場への愛着も高まることは間違いありません。特に参画してほしいのは、勤続年数の少ない職員の組織を立ち上げ、殻にとらわれない発想を行政業務に生かしてもらいたいと思います。

現在は、トップダウンからボトムアップの時代と考えます。職員個々がさらに参画できる環境をつくるのが、住民サービス向上につながるものと考えます。

このことについて町長の考えをお伺いします。

**町長** それでは、2番奥山謙三議員の「旧富長小学校「農林水産物処理加工施設」の運営を問う」についてのご質問にお答えします。

昨年の10月にオープンしました農林水産物処理加工施設であります。舟形町の農林水産物を活用して、生産・加工・販売という6次産業化によりまして高付加価値を図りながら周年販売による地産多消目指し、地域力の向上、舟形町のPR、さらには所得、雇用の拡大を図る大きな目的があります。

加工施設は、国の補助事業である農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して整備しております。旧富長小学校の厨房とランチルームを改修し、それぞれ、鮎、菓子、総菜、

漬物の加工室を設け製造しております。

加工施設は、若あゆ温泉を管理している株式会社舟形町振興公社で運営しており、これまで数多い加工品を開発し販売をしております。

1 番目の質問であります、「今年度における加工品販売計画と販売実績、また、販売先の状況」であります。加工品販売計画は、今年度においては販路の確保・拡大は最も重要なポイントとしており、販売チャンネルとして、若あゆ温泉での販売、ホームページでのネット販売、スーパー・デパート・カタログ販売、飲食店などでの販売を計画しております。

しかしながら、今年度は販路先の商談に取り組む必要があります、どうしても取引先への商品紹介、あるいは各イベントでの試食、アンケートモニターへの提供等で商品の無料提供が多くなります。販売額として多くを望めない状況であります。

なお、今年度の販売額は、鮎関係商品60万円、スイーツ関係商品270万円、漬物関係商品6万円を想定しております。現在、舟形町の特産品である「鮎」の加工品の販路の確立に向けて、株式会社振興公社と町とが連携をとりながら、今、精力的に取り組んでおります。

これまでの販路先の商談取り組み状況については、東京都東麻布の「野田岩」、「はぎ乃」、山形の「山形県水」、大江町の「株式会社オーエ」、その他にも「オイシックス」、「サニーフーズ」、「日本アクセス」、「ホシザキ」などがあり、さらに商品PRとして、山形アンテナショップ、各種イベントで広く売り込みを進めているところであります。その中で、舟形町産業経済振興戦略監をお願いしている東京都港区の野村さんからも販路拡大を進めていただいておりますが、具体的に商談が今進んでいるのは、ウナギ屋の野田岩さん、そして豚カツ屋のはぎ乃さんで、今後、トップセールスも含めて販路確立に向け町としても支援してまいりたいと思っております。

2 番目の質問であります。現在の雇用状況については、常時雇用者3名で従事しております。繁忙期や人手が不足した場合には、そのほかにパートとしてお願いしているときもあります。

3 番目の質問であります「平成27年度の運営計画について」であります。自立経営に必要な販売額を2,120万円と見込んでおります。1日の販売額としては7万円程度になります。今現在、その目標値に必要な販売先が確立しないため、平成27年度では自立運営には届かないと、株式会社振興公社さんからお聞きしております。今年度も販路先の確保に取り組んでおりますが、営業部門の強化が喫緊の課題と考えております。

公社では、平成27年度の販売額を1,400万円と見込んでおります。全体収支には、町からの自立に向けた運営補助金720万円の支援をお願いしたいとの考えで、町といたしましても、まだ運営開始から2年目でもあることから、平成27年度は同額の予算を計上し支援をしてみたいと思っております。株式会社振興公社さんには、さらなる企業努力により販売額の増を求めてまいり

たいと思います。

4番目の質問であります「自立するための方策と時期」についてであります。

何と云っても、最大のポイントが販路の確立と拡大であります。そのためには、営業体制の強化が前提となりますが、平成27年度から平成29年度までの3年間において自立経営を目指し取り組んでまいりたいと思います。また、この3年間において、民間の力を導入する経営形態のあり方についても並行して検討してまいりたいと思います。

次に、「職場内の多様な人材を活かす」についての質問にお答えします。

まず、職員の力が十分に発揮されていないとのことでありますが、平成20年に私が町長に就任したときの職員数、89名でありました。現在75名、うち1名は最上広域に派遣しております。今現在74名で町の行政運営を行っております。

また、職員数を減らしている中であって、保育所の統合あるいは学校跡地の問題についても、当面、交流センターとして町民の方々から活用していただく環境も整えました。地域支え合い仕組みの創設、自主防災組織の組織化、6次産業の推進、いろんな農業政策の展開、鮎の中間育成施設の井戸改修、舟形駅舎の改築、地域密着型介護施設の開所、若鮎まつりの活性化やヒストリックカーミーティングの開催、西ノ前遺跡整備など、いろんな課題に少ない人数で対処してまいりました。いろいろな見方がありますが、私としては、職員はいろんなニーズに頑張っ

て対処しているというふうに認識をしております。

さて、最上地域政策研究所のような組織を立ち上げて、年齢層別に町の課題について提案させるということでもあります。先日、若い職員からのプレゼン会を行いました。よい意見も多数あったようです。ある程度の行政経験がないと、意見を述べるに過ぎないという問題もあります。また、提案はよいのですが、その提案を実現するために必要な投資額、その経済効果の算定まではできていないという現実もあったようです。役場職員になったからといって、一朝一夕には効果的な政策が打てるかという難しい面もあります。ただ、若い職員は、インターネットを活用して調べることは堪能であると思います。したがって、やるとしても階層別ではなく年齢横断的なほうが効果がある場合もありますし、これは、課題というものに対してどう対処していくのかということによって、職員の構成は変わるのではないかと思います。

また、やはり行政経験の積み上げとさまざまな知識が必要であるということも考慮する必要があります。それを平たく言えば、今の課制ということになろうと思います。課が持っている課題に対して、課の職員が知恵を絞って対処するという形であります。

ただ、別の課の職員もよい意見がある場合を想定して、町では、平成26年度、政策推進室の構成メンバーを比較的若く中堅的な職員で、行政経験があり、効果的でタイムリーな政策が期待でき、かつ、まちづくり審議会委員とのワークショップができる職員を選びました。加えて、初めての試みとして、山形大学の横井教授から毎回指導をいただきながら、政策推進室と住民

の意見を吸い上げるという意味で、まちづくり審議会委員との合同の政策づくりを行っておりますが、27年度に、その中の一部について可能な政策を実現しようとしているところであります。また、政策推進室の課題として、職員数が少ない状況の中で兼務で行っていることから、職員が何度も集まって話し合える環境にもないこともあります。

奥山議員の提案も含めまして、職員の体制、抱えている業務の状況、時間外の制限、ワークショップのやり方なども勘案しながら、どういうやり方が現状に即しているのかを判断しながら進めてまいりたいと思います。ただ、若い職員についてはまず自分の仕事を覚え、法令遵守と間違いのない業務をこなすことが最優先であろうというふうに思います。

**議長** 再質問を許可いたします。

**2番** まず最初に、加工施設のことについて質問したいと思います。

基本的なところから質問しますが、今回作りました加工所というのは、あくまで舟形にかかわっているようなこういうふうな商品のみを売って、そして、計画にある平成27年から29年までの販売額、これを達成しようとしているというふうな考えなのか。そこからお聞きしたいと思います。

**町長** 今、計画、奥山議員が言ったとおりに、そういう鮎をはじめとする商品が今カタログにありますけれども、そういう方向でいきたいなというふうには思っております。

ただ、最初の商品の売る考えでありますけれども、鮎にまずこだわっていきたいというふうに思っています。お菓子あるいは総菜というふうなこともありますけれども、もちろん並行していきますけれども、特に鮎をまず中心にして、それを販売ルートに入れるというふうなことでまず取り組んでおります。

**2番** 町長が今答弁しました方向で売り上げもこの金額どおりいけばよろしいのですが、なかなか難しいのではないのかなというふうな感じがするわけであります。そういった中で、一方的にこっちでこういうふうなものをつくったから、こういうものがありますから買ってくださいじゃなくて、逆に、相手からの要望・ニーズを聞きながら、これに応えるようなものをつくっていくというふうなことも考えていかないと、この加工所の運営というふうなものがずっと補助金頼りといいますか、自立できないような形の加工施設になってしまうのではないのかなというふうな感じがするわけであります。そういった中で、もう少し弾力的な形で事を進めたほうがいいんじゃないのかな。

一つの例としては、こちらで、こういうものをつくったから買ってけろじゃなくて、逆にこういったものをつくってくれと、要するに加工賃を得るような事業形態も並行して進めて、そして、まず早急に考えていかなければならないのは、一日も早く自立できるような加工施設に持っていくというふうなところを優先したらどうですかというふうに考えるわけであります。この辺についてどうでしょうか。

**町長** 確かにそのカタログにも目いっぱいありますけれども、正直言って、ある商談に行きますと、こういうカタログではいかなものかというふうにおっしゃる方もおります。ですから、それは、鮎もあるし、それからお菓子もあるし、多種多彩では余り効果がありませんよというご指摘もいただいております。

したがって、今、議員さんが言ったとおりに、相手からの要望というかニーズ、これを大事にしたいと思っています。そこに、野田岩さんとかいろいろ今取り組んでいる商社の方がおりますけれども、私も三、四回行きましたけれども、特に言われたのは、さっきも言ったとおり、舟形町は鮎があるんだから、鮎を堂々と全国に売り込むような研究ですね、それをしたらどうですかというアドバイスもいただいております。

ですから、鮎をモチーフにした商品の販売というふうなものをまず第一義的に考えてみたいと。その取り組みが、実は、そこにも書いてあります野田岩さんです。野田岩さんは、これまで私は3年ぐらい前からおつき合っておりますけれども、東麻布にありまして、かなり東京都でも4店ぐらい、ウナギ屋さんです。これも全国的にも非常に有名なウナギ屋さんでありまして、このウナギ屋の野田岩さんとタイアップして、何とか舟形町の鮎、これを売れないかということで、今お互いに連携しながら取り組んでいると。

その中で一つが、冷凍のウナギを販売しているんです、野田岩さんで。いわゆる野田岩のネット販売であります。約2億円だそうです。舟形の冷凍の鮎、これをその野田岩さんのネットワーク販売にお互いに共催できないかというふうなことを今進めております。これをまず中心にして、何とか野田岩さんから連携しながらこの販売ルートを確認したいなというふうなことで今考えておりますので、一概にそれをそのままいくというふうなことでなくて、もちろん弾力的には考えておりますので、そういうカタログのあり方というふうなものも含めて振興公社さんのほうで、とにかく販路をまず確保しないと売り上げは伸びないわけでありまして、これに重点を置いて、まず今後もその中で取り組んでまいりたいというふうに思っています。

**2番** ぜひとも、あそこの加工所が長く稼働できるということを優先的に考えていただきたいということであります。でないと、こちらでこういったものをつくったから買ってくれ、これはこっちの一方的な押し売りというような感じがするわけでありまして。そういったところをもう少しやわらかくして、いかにしてあそこの加工所が長く運営できて、そして地域に還元できるかというようなところを優先的に考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。

そういった中で、今回質問するに当たって、加工所運営について自分なりに勉強したところがあります。そういったところの中で、成功者のスタンスというふうなところがありました。その中に、最初は全部自己資金でつくるんだよと。そして、機械は必要なものだけ、中古を選ぶのもいいんだよと。そして、加工所も今ある施設を安く改造して行っただと。そして、この方は最初は受託加工を基本にして経営を始めたということで、当初1年間で1,000万円の売り上げ



があった方です。これは、現在、もう加工所を始めて20年ほどになるおばあちゃんですけれども、2億円を超しております。そして、この方の考えとしては、加工施設が使われなくなる経緯。手間代も出ないから行く気がしない。当然、全体の作業時間も減ってくる。おのずと原料も購入できない。かといって公共料金の支払いはあるわけでありますので、これも払えない。最終的には、その当事者は投げ出しても痛くもかゆくもないというふうな結果、この加工施設が使われなくなっているというようであります。

そういった中で、では、何が大事なのかというようなところであります。1つが、経営者がいないということが一番のようであります。最終的にどうするか決める権限を持った人であります。そして、コスト意識が低いというふうなことであります。そして、最後に、営業をしない加工施設というふうなところが失敗の原因であります。そういったところを考えていくと、私は、このことが今回つくった施設に当てはまってくるのではないのかなというふうな感じがするわけであります。

そういった成功させる方策ということで、さっきの反対を言っていけばいいわけでありますけれども、経営者をはっきりさせるということであります。リーダーとして責任を持って決断を下すことができる人材を据えていくというふうなこと。そして、あそこの加工施設を加工の場ということで、もうあそこ一つだけで経営というふうなものを考えていくというふうなことです。そういったことで振興公社にくっつけた運営というふうなことを考えていくと、いつまでたっても、本気になってあそこの加工の運営というものを考えることができないんじゃないのかなというふうな感じがするわけであります。

そういったことを考えていくと、最後に町長の答弁の中に、民間の力を導入する経営形態のあり方についても並行して検討していくということなので、ぜひともそちらのほうで考えていったほうが、より早く自立できるのではないのかなというふうに思うわけであります。

その一例として、全国にこういうふうな加工所があるから、この加工所をつくって、この舟形町の6次産業と売り込みと、あと製品開発もそうですけれども、あわせて加工の運営もできるような人をむしろ募集して、意欲のある人をあそこに据えてしたほうが、早期に成功するよな感じがするわけであります。

そういったところで、今私が言ったことについて、町長の感想も含めて意見を求めたいと思います。

**町長** 確かに今奥山議員が言ったとおりであります。

そもそもこの富長小学校、空き家を何とか利活用するというふうなことから始めた事業でありますけれども、並行して、やっぱり富長小学校の空き校舎を利用して私はこういうふうやってみたいという方がいれば、私は最優先したいというふうに思っておりますけれども、そういう人材なり、あるいは組織というのがなかなかないというふうなことで、今、振興公社さん

にまずお願いしておりますけれども。結論から申し上げますと、先ほど一番最後に民間の力と言いましたけれども、その間に民間の力をかりるような、ぜひ富長小学校の加工室で勝負をやってみたくて経営してみたいという方がいれば、私はそれがベストだと、最終的にはそういうふうに思っています。ただ、そういう方がいるかどうかということです。

ですから、今の段階で、あそこに販売の営業担当がこれから喫緊の課題でありますけれども、何とかそこに、若い東京からでも移住する方で勝負をやってみたくてというふうな方もいいのではないかなと、これが一つは地域おこし協力隊です。あるいは、それ以外の方でも人がいれば、民間の中で実際にやっている方でもいいのではないかなというふうに、並行していきたいなど。それがやはり経営力というか、正直言って、今の株式会社振興公社さんに100%の経営力というふうなものがあるかないか、これはちょっと100%ないかもしれませんが、まず100に近い経営力というふうなのを勉強してもらって、販路拡大してもらって、そして、2,120万円ではなくてもうけると、もうけを若あゆ温泉のほうにまずバックしてもらおうというふうな経営努力をぜひお願いしたいものだなというふうに思いますので、今のご質問、大変いい質問ではないかなと思いますので、それを参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

**2番** ぜひ、営業関係については、この先ほど成功した事例の中で強力にアピールしておったのが、営業はやはり男性のほうがいいですよというようなことでした。やっぱり加工所には力仕事もありますので、男性が1名おることによって、そんな力仕事もカバーできるし、また、営業のほうにも飛び回って活躍することができるというふうなことなので、ぜひとも民間の力というようなものを導入して、そして、私も富長学区に住んでおりますので、あそこが富長地区のにぎわいの場にしていきたいという強い思いを持っております。そういったことを考えていくと、やはり加工施設があることによって人の出入りもあるだろうし、このことによって、我々地域住民にとっても地域の拠点としての施設にもなってくるだろうというふうに思いますので、ぜひとも今後長く加工施設が運営できるような形のものをつくっていただきたいというふうに思います。

最後に、この加工施設の関係の質問の中で、せっかくの収支計画をつくったのはいいですが、何でここにもうけというふうな数字が入ってこないのか、私は本当に疑問なんです。もうけがなければ、する意味がないと思うんですね。ただ収支とんとんでは、これでは、する側にとっては、本当に頑張る気力というのは全然湧いてこないんじゃないかなというふうには感じます。そういったことで、もう少しこの計画にしても純利益何ぼを目指すというふうなものを載せてつくるべきだろうというふうに思います。

そういったことで、時間がありませんので、次に、「職場内の多様な人材を活かす」というふうなことの回答の中で急に寂しい回答がありましたので、ちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

若い職員からのプレゼン会を行いました。よい意見もありましたが、ある程度の行政経験がないと意見を述べるに過ぎないという問題があります。これはこれでいいと思うんですね。というのは、いい意見を、では具体的にしていくというのがそこからの次のステップであって、このいい意見を出させるということが私にとっては必要だろうというふうなことで、今回こういうふうな一般質問を行ったわけでありまして。そういったことに対してのこういうふうな回答というのは、もう頭から言うに及ばずだめですというふうなことにしか感じないわけでありまして。そういったことの思いでこの回答を書いたのか、町長にお聞きしたいと思います。

**町長** そういうふうな思いで答弁したわけでありませぬので、これをまずお願いしたいと思いません。

この10名の方、非常に1年間、あるいは3年、4年ぐらいの方まで、実はある機会に政策提案をしていただきました。確かに10名の中でずば抜けて素晴らしいやつもおります。いまいちというふうな方もおります。総じて、さっきも言ったとおりに、決して悪いというふうな意味ではなくて、この若い方々の発想が出てきたのかなというふうなことで、私は評価したいというふうに思います。この中でも、具体的に、3年の職員ですね、勉強して、やっぱりかなり高度な政策論も持っている方もおります。そういう面ですと、今奥山議員の言うとおりに、若い方々の政策の提案の仕組みづくりもいいのかなというふうに思います。

と同時に、この政策推進室でありますけれども、これも町長になってからしましたけれども、最初は総務課と町企画部門でやりましたけれども、どうしても閉塞感というか壁に当たってしまうというふうな嫌いもありましたので、今年度は思い切って中堅というか30ちょっとぐらいの人を中心にしてやりました。そこにテーマを預けたんです。実は去年から持っていましたけれども人口減少、これに、舟形町はどういう政策が必要なのかということをおのほうから諮問したんです。と同時に、まちづくり審議会の皆さんにも同じように実は諮問しました。たまたま合同にしろというか、町民と職員がお互いに分かち合って連携しながらどういう発想が出てくるか。大変これはよかったです。15個ぐらいかな、答申をいただきました。その中でも本当にユニークで、職員も、住民の皆さんの意見を聞いて勉強になったろうし、あるいは、町民の皆さんが職員の考え方も理解できたのではないかなといういいワークショップというか連携の仕方もありましたので、今回この経緯を踏まえながら、来年度27年度、総合戦略づくりがありますので、これに若い職員が取り組めるような組織体のあり方も実施していきたいというふうに私は思っています。以上です。

**2番** 今、地方創生というふうなことで非常に騒がれているわけでありませぬけれども、その内容を見てみますと、地域の総合力が試されているというふうなことがあります。

では、総合力とは何ぞやということになってくるわけでありませぬけれども、それは、その地域におけるいろいろな知恵を出し合いながら新たな政策をつくっていくというふうなことで

はないのかなというような感じがするわけであります。そういった中で、もっともっといろんな意見を吸い上げるような体制というものをつくっていかないと、ますますこの地域が乗りおくれてしまうんじゃないかなというふうな懸念がするわけであります。

そういった中で、私は議員になって4年目を終わろうとしているわけでありますけれども、行政の組織を見て一番感じるのが、縦割りが強過ぎて横の会議、横のつながりが少ない。これはどういうことかと言うと、その縦の中にだけいると、自分の仕事の改善すべきところがなかなか見えない場面が多々あるわけであります。そういった中で、やっぱり他の職員の話聞きながら改善していくというようなことを、私は農協の中でざっと事務改善会議ということで実施してきました。むしろ逆に、その課以外の方々のほうが改善すべき点が見えているというふうに感じているわけであります。

そういった中で、脚光すべき新聞の記事がありましたので、ご披露申し上げたいというふうに思います。

2月18日ですけれども、これは長井市であります。機構見直し案ということで、各課の調整役として参事を新設というようなことです。要するに、今の町長にしても副町長にしても教育長にしても、特別職であります。特別職というのは、やはりいろいろ次の選挙なりで変わってしまう場面があるわけであります。そういったことをつながりを持っていくためには、職員の身分として一番トップ1人、これを置くというふうなことなんです。これを置くことによって、そのトップである人が役場内の全体を見て、いろいろな提案もできてくるというようなところで、調整役というようなことでこの参事制を置くというような案が出ているようであります。

やっぱり職員の身分でありますので定年が来れば退職しますけれども、特別職とは関係なく定年になるまでは職員としてその職につけるわけでありますので、もう少しそういうふうな職員を置きながら役場全体の調整役を担っていくというふうなポジションを、私はつくるべきだなというふうに思っております。これがやっぱりできてこない、いつまでたっても縦割りで終わってしまって、お互いの風通しが悪くなってしまわないのかなというふうな感じがするわけであります。

そういったところで、今私が提案したことについて、急な提案で大変申しわけありませんけれども、どういうふうな感想をお持ちか、お聞きしたいと思います。

**町長** 時間もありませんけれども、要点だけ申し上げますと、職員は、通常業務とそれから政策業務というふうになろうと思います。いかにして通常業務を全うしながら新たな政策づくり、政策づくりの中でも、基本構想の計画もありますし、突如として出てくる時代の流れの政策づくりもあります。その辺の臨機応変のあり方を職員が整理するというふうなものが、必要だろうと。下から盛り上げる政策づくりもありますけれども、どうしてもスピード感をするために

も、ある面ではトップダウン方式ということも一考なのかなというふうなことで、その両方をにらみながら今進めておりますけれども、先ほどの職員のトップというふうなものについては、今、総務課長でありますので、総務課長から一にも二にもこれからも頑張ってもらいたいということを考えております。以上であります。

**2番** ただいま町長の答弁の中にトップダウンというような言葉がありました。最終的にはやっぱりトップダウンの決定でいいと思うんです。ただ、その決定するまでの過程の中でボトムアップが必要じゃないんですかというようなことを、私は言いたいわけでありまして。

そういったことで、最後に時間がないので、私が好きな言葉に「イノベーション」というふうな言葉があります。これはどういうことかというふうなことでありますけれども、物事の新機軸、新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用方法を創造する行為のこと、一般には、新しい技術の発明を指すと誤解されているが、それだけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでの物・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して、社会的に大きな変化を起こすということを目指しているというようなことであります。ぜひとも役場の中でもこのイノベーションを起こしていただいて、活性化していただける元気のある職場にさせていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

**議長** 以上をもって、2番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

**3番** 早いもので4年がたちました。この場に立つのも最後になるかもしれませんので、一生懸命務めたいと思います。

私からは、2点についてご質問いたしたいと思います。

まず初めに、「町基本経過の評価と見直しを」と題してご質問いたします。

平成22年に策定いたしました舟形町総合発展計画における基本計画は、「5年をめぐりに社会情勢の変化などを踏まえ評価・検討を行い、必要に応じて見直しを行います」とうたっておりますが、目標とする5年が経過した本年は、評価と見直しの年度であると思っております。

まちづくりの基礎となる町の人口は、基本構想の指標に掲げている10年後の人口目標である6,000人を既に割っており、減少傾向の一途をたどっております。このような現実の中、この5年間、重点的に進めてきた施策についての成果を評価し、基本計画の見直しをする必要があると考えます。舟形町の将来像として掲げた基本目標である「舟形町が目指す4つのまちづくり」の達成度につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

また、第6次計画目標年次まで残り5年間の最重点取り組み事項と創生法に基づく対応策につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「増加する高齢者認知症対策は」と題してご質問いたします。

国は、認知症の対策強化に向けた国家戦略として認知症施策推進総合戦略を決定し、来年度予算に前年と比較して大幅増の対策費を確保いたしております。

平成24年時点での認知症高齢者は約462万人と言われておりましたが、10年後の平成37年には700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。町としても国家戦略に沿った対策が急務であり、国、県と連携した対応が必要であると思っております。

認知症国家戦略にある「適切な医療と介護の提供」では、かかりつけ医や専門医、介護事業者が連携する新たな取り組みも検討されております。本町においても、町、医療機関、そして介護施設と連携し、認知症の高齢者も含めた総合的な高齢者に優しい地域づくりの推進が大切であると考えます。このような取り組みにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、3番齋藤好彦議員の「舟形町基本計画の評価と見直しを」についてのご質問にお答えします。

第6次舟形町基本構想であります。平成31年度を目標年次とする、町の理念や方向性を示しております。これに基づきまして施策体系を示した基本計画を策定しております。そして、この基本計画を推進するために必要な具体的事業を実施計画に盛り込み、今取り組んでおります。

基本構想で目標としている4本の柱それぞれについて、事業費ベースで進捗率を出してみました。1つは、「安心して暮らせる住みよいまちづくり」については59%の進捗率、2つ目の「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」については45%、3点目の「子育て・健康・教育の充実したまちづくり」は53%、最後に、「互助・共有・自立による協働のまちづくり」については68%となっており、全体では56%の進捗率であります。

この実施計画の進捗状況から、基本構想、基本計画についても一定の成果を得ているものというふうに認識しております。

一方で、ご指摘のとおり、計画策定時点とは社会情勢、財政状況も変化しております。10年後の人口目標である6,000人に対して、平成27年1月末での、これは住民基本台帳に基づく人口5,856人となっております。この数字であります。この数字であります。国立社会保障・人口問題研究所による平成27年の舟形町の推計であります5,849人とほぼ同じであります。そして年少人口、さらに生産年齢人口の合計だけ比較しますと、27年の推計を現在の住民基本人口が169人上回っております。少子化対策あるいは定住対策の取り組みが成果を上げているものというふうに考えられます。

こうした状況を踏まえながら、社会情勢等の変化による見直しが必要となっている事業もありますので、基本構想に位置づけております施策の大綱、基本計画について、これまでの取り組みから評価・検討を行いながら、実施計画の事務事業の追加・削除・変更による見直しを行ってまいりたいと考えます。また、人口指標につきましても、目標を下方修正するのではなく、引き続き6,000人を目指して、人口増加のための施策に重点的に取り組んでまいりたいと考えて

おります。

国は、今年度から、地方創生を重点施策として進めております。国が示した地方創生の取り組みは、2060年に人口1億人を確保するという長期ビジョンに基づきまして、5年後の2020年を目標に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解決という3点の視点から、地方の活性化、そして「しごと」と「ひと」の好循環をつくり出そうという政策で、地方自治体に対しても、それぞれの長期ビジョンを踏まえながら、平成31年度までの政策目標、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた町の総合戦略策定を今求めています。

この地方創生の視点は、舟形町基本構想と方向性が同じと考えております。町の政策を国が後押ししてくれるものというふうに捉えておりますので、歩調を合わせながら、引き続き第6次基本構想の推進に向けた施策・事業に取り組んでまいりたいと思います。

次に、「増加する高齢者認知症対策」の質問であります。

今、高齢化が進み、介護サービス費が急増しております。国では、社会保障改革の一環として医療・介護の充実に向けた政策を打ち出し、平成27年度には介護保険の大転換が図られます。その一つに、特別養護老人ホームの新規入所が原則要介護5から3の人に限定され、要支援1と2については市町村事業に切りかわることになります。

その手法として、地域包括ケアシステムの構築を掲げております。これは、団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、重度の要介護の状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防などの生活支援が一体的に提供される仕組みを、地域の実情に合わせてつくる必要があるものであります。

さて、ご質問の認知症対策であります。

斎藤議員が申されるように、認知症国家戦略では、2025年には、65歳以上約700万人が認知症高齢者との推計を示しており、舟形町においても、平成26年4月時点で65歳以上1,992人中要認定者が396人のうち、247人が認知症高齢者であります。要介護認定者の60%以上を占めております。65歳以上の高齢者数は、ピークとなる平成37年度までの国の推計と同様に舟形町においても人数が伸び、認知症高齢者も増加していく傾向が予測されます。家族だけの対応は困難であり、町や地域で支える仕組みの強化が必至となります。

現在、町が行っている認知症対策ですが、体制としては、認知症地域支援推進員2名保健師、認知症サポーターが204人、キャラバンメイト11人が研修を終了し、地域においてサービスを提供できる人材がおります。

また、認知症の中でも地域の支援が必要なものが徘徊であります。昨年も徘徊中に行方不明となって警察に保護されたり、7年ぶりに家族と再会したケースや、死亡事故に至った経過もあることなどが話題となりました。山形県でも、平成24年度の状況では、114人の行方不明者が

おり、3人の死亡確認があったようであります。町でも、徘徊高齢者が行方不明となり痛ましい事故に遭った経過から、未然の対応が必要として、緊急な援助救済のために平成25年に徘徊高齢者家族支援サービス事業を創設しております。この事業は、徘徊が見られる高齢者を介護する家族に、徘徊探知機購入の加入料金を助成するものです。常時身につけているとの難点もあり、普及していないのが現状であります。やはり、人が人を助け支える行動として、声かけや見守りによる徘徊事故防止対策が適当であろうと考えます。町内のある地区では、徘徊が見られる高齢者を町内会の中で公表し、情報提供を行いながら地域全体で見守る体制を整えているところもあります。非常によい事例であります。このような体制づくりが最も必要なことであり、全町に広げてまいりたいと思います。

これまで地域支援事業の中で取り組んできた認知症対策については、今回の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の中に位置づけられ、実施が義務づけとなりました。

町では、今、平成27から29年度までの舟形町第6期介護保険事業計画を策定しておりますが、3年間の計画で実施する地域支援事業、4つの事業の1つとして認知症施策の推進を掲げております。これまでの主な認知症予防対策として、早期受診・早期対応のおくれによる認知症状の悪化、地域で認知症高齢者とその家族への支援体制、医療・介護従事者が現場での連携体制など、さまざまな課題が指摘されております。舟形町でもその実態は見受けられます。

今後の認知症施策の推進として、大きく2つの事業に取り組んでまいります。

1つは、認知症地域支援・ケア向上推進事業であります。認知症の方ができる限り住みなれた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業、地域の支援機関間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うものです。

しかしながら、現実問題として、認知症地域支援推進員が2名と少ない現状にあり、認知症キャラバンメイトの研修による資格習得などの体制づくりを行いながら、認知症の人に合った相談業務、適切なサービスが提供できるよう、住民、団体ボランティアとの連携をとりながら進めてまいります。さらに、認知症ケアの向上を図るため、それに携わる多職種の協働研修、認知症の家族向けの教室・交流会等、介護者同士の支え合いを支援します。これらは平成28年度実施に向け準備を進めてまいります。

2つ目の施策として、認知症集中支援推進事業があります。地域包括支援センターに保健師、介護福祉士、認知症の専門医で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方、認知症の人とその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施します。この事業については、専門医の確保、チーム体制づくりに時間を要することから、平成30年度実施に向けて取り組んでまいります。

また、認知症については正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族を温かく見守る応援



者として認知症サポーターが本町に200人以上おりますが、今後、若い世代の認知症サポーターの養成を推進し、地域ぐるみで見守る体制づくりを進めるとともに、人材活用、地域の関係機関・団体とのネットワークづくりを展開してまいりたいと思います。

**議長** 再質問を許可いたします。

**3番** それでは、初めに、基本計画の件でございますが、答弁書の中に、事業ベースによる進捗率では全体で56%ということで、町長のご認識ではおおむね良好というような回答でございますが、事業ベースで見たのでは、その効果というのがわからないと思うんですよ。各事業の効果、成果を見るのが重要であって、事業ベースでは、判断基準がないので大変難しいかと思いますが、判断はできないと思います。

私は、町長から、事業ベースではなくて、町長のお考えになっているそれぞれ4つのまちづくりに対する達成度と申しますか、効果あたりをお伺いしたかったのですが、そのあたりどうでしょうか。

**町長** その質問の捉え方だと思いますけれども、そういう考え方でいいのかなというふうに私も思ってまいりましたけれども。

この4つの基本目標がありますけれども、全体的に一つ一つしますと時間もかかりますので、まず事業費ベースの一覧表と申しますか、これは後ほど、課長側からでも提供したいというふうに思います。

ただ、私なりに一つ一つ、子育てとかいろんな4つの目標がありますけれども、総じて人口対策というふうな面から申し上げますと、先ほども言ったとおりに、人口問題研究所からの指標もありましたけれども、子育てについては、まず応分の対応をしたのではないかなというふうに思います。医療費の無料化もありますし、結婚支援、子育て支援住宅の建設3棟、あるいは若者住宅が、これも2戸の3棟というふうなことで。ただ、これから保育料の無料あるいは給食費の無料というふうな懸案事項もあります。あるいは、ほほえみ保育園のありようというふうなものもあります。そういう懸案事項もありますけれども、今の時代の変化の中でまず対応したのではないかなというふうに思います。

産業振興の中でも、農業関係もありますけれども、いずれにしても、大きな意味では、若あゆ温泉の第2ボーリングも完成しましたし、そういうハードの面を含みながら、特にソフトの面の充実を図ったつもりであります。

と同時に、これからの少子化・高齢化の中でもありますので、地域づくりであります。この5年間の中で、地域づくりについては、財源を物すごく投資したように私は思います。これからの少子高齢化の中で地域づくりが、今の地方創生事業の4つの視点の1つであろうというふうに思っておりますので、これに絡んでこれから地方創生事業の中で取り組んでまいりたいというふうに思いますけれども。

また、そのほかご質問があれば、答弁したいというふうに思います。

**3番** 事業費ベースでなくても、町長の想定されるお考えの中でも、おおむね町民の方は満足されたんだというご認識のようでございますが、事業費ベースで見ましても、ほぼ5年間で半分ほどいってございますので、残り5年間で努力をすれば、おおむね良好ではないかなと私も考えておるところでございます。

次に移りますが、答弁書の中に、これまでの取り組みにつきまして評価・検討を行って、実施計画の見直しを行いたいということでございますが、具体的に見直しの時期とか見直しの場面といたしますか、改編体系といたしますか、そのあたりの想定はございますか。

**町長** 見直しの時期というふうなものになりますと、平成27年度中というふうになろうかと思えます。これを今の時代の中で思いめぐらせますと、1つは、先ほども言ったとおりに、地方創生事業戦略、これをどうするかと。それから、もう一つは新庄最上の定住自立圏構想、この計画であります。さらに、過疎計画。普通は過疎計画というのは、22年度から26年度までの6年間あります。これは舟形町の基本実施計画と過疎計画が同じリンクで並行しながら進めてきていると。ですから、27年度からはまた見直しするというふうなことであります。

それから、もう一つは教育行政の変化であります。これも4月1日から教育行政が変化しますので、そういう教育行政の変化のあり方も、この第6次の後期計画の大きな柱になるであろうというふうに思います。

と同時に、これをするためにどうするかというふうなことでありますけれども、地域版の総合戦略というふうなもの、5年間になりますけれども、これもちょうど我々の後期計画5年間と全く同じでありますので、それと連携・リンクしながら、あるいは定住自立圏構想、これも5年間、全く同じであるように思います。この3つの基本計画とリンクしながらこれから進めてまいりたいという基本的な考え方であります。

**3番** そういう基本的な考え方があるのであれば、私の要望でございますが、その検討する会のメンバーの中に、ぜひ町民の代表の方々も入れてほしいと。というのは、今までさまざまな事業を展開してきて、それを肌で感じているのは町民ご自身でございますので、その方々から意見を拝聴しながら今後の見直しなり検討をすべきだと思っておりますので、これからの話ではございますけれども、町長の頭にそういう町民の方々の意見を聞く場というものを想定されているのか、お伺いします。

**町長** 話し合いの組織ですけれども、要点から申し上げますと、地方創生の戦略本部会議、これをつくりました。そして、並行して有識者の会議というふうなものがあります。それから、まちづくり審議会というふうなものもあります。というふうなものの中で、当然町民からのご意見というふうなものを吸い上げながら、さらには町民の皆さんへのアンケート、これを大きくやってみたいというふうに思います。町民からの意見というふうなものを重視しないと、今

後5年間の地方創生の計画ができませんので、今、斎藤議員が言うとおりに、有識者会議でももちろん町長の皆さんの代表者なり、どういう形になるかわかりませんが、そういう面での強化も図りながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

**3番** 町長もおっしゃっておりますように、地方創生と、今申し上げております町の基本構想、これは視点が同じだと私も思います。ただ、一緒くたにするのではなくて、基本構想は基本構想、地方創生の戦略本部は戦略本部という形ですみ分けをしないと、視点が同じとはいえ、まとまっていかなくなるのではないかなと思っているところです。ですから、先ほど言いました基本計画に町民の方も入れろという話も私が要望しましたけれども、同じく、この町版の地方総合戦略の策定、これにも町民の方々のご意見を伺う場が必要ではないかというふうに思っております。今町長の答弁の中に、有識者の推進組織というのがあったと思いますけれども、その話もございましたが、この推進組織と戦略本部の違いはどのようなものでしょうか。

**町長** まず、前に戻りまして、この地方総合戦略で有意な点、これは裏財源があるということがあります。したがって、基本構想、基本計画、これももちろん見直しますけれども、なるだけ裏財源があるような政策づくりをしていかないと、ご認可がなかなか難しいであろうという視点が一つあるというふうに思います。

本部については、課長とあるいは課長補佐等で検討をしております。そしてまた、そのほかにも、先ほど2番議員から質問ありましたとおり、若い方々の意見も吸い上げるというふうな面。それから、有識者でありますけれども、これは、町民以外でも例えば銀行さん、金融機関等が、相当国のほうからも意見を聞きなさいというふうな事例もあるようでありますので、その辺は選考する過程でどのような形がいいのかどうか比べながら、この有識者の会議の意見を踏まえながら本部のほうで決定すると、そして、戦略会議あるいは基本計画を並行しながら進めていくことを、この本部会議で決定するという仕組みにしてまいりたいというふうに思います。

**3番** 今町長の答弁で、この創生法については裏財源があるということでございます。それは私も認識してございますが、先日の本部設置の新聞の記事にもございましたが、内容を見ますと、今後、これから検討を始めて来年度中に公表するんだという話でございますが、簡単なものではないと思いますが、もう裏財源が交付税として来ているわけですね。それを来年度以降というのは、ちょっと時間がかかり過ぎるのではないかなと思うところでございますが、そのあたりはどうでしょうか。

**町長** 27年度中の28年3月30日まで策定しなさいと、こういうことでありますけれども、これでは遅いだろうと、少なくとも年内中の策定というふうになるかと思っております。

これは、裏財源と言いましたけれども、これも不明確と申しましょうか、正直言って、国のほうでは地方がいろんなアイデアを出しなさいと、事業を創出しなさいと、例えば雇用の創出

あるいは都市部から地方に来るような定住、お越してくださいというようなアイデアがありますが、果たしてそのアイデアが100%交付金として来るのかどうか、これは疑問なんです。裏財源と言いますが、ただ、何らかの形で今年度の27年度は4,800万円来ましたが、28年度以降どのような形で来るのかどうか、これは不透明であります。

したがって、でも、交付金はくれるだろうというふうに思いますけれども、交付金をくれるような知恵を出して、そして新しい創生、創生で読めましたけれども、新たなものをつくり上げるというふうなものの視点に立って、何とかこの交付金をもらいながら戦略づくりをしながら、基本計画をそこに便乗するというふうなことも考えながら進めていかないとなかなか難しいのかな。私は年内中の策定というふうなものに考えております。

**3番** それでは、できるだけ前倒しで年内中に作成ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますが、先ほど申し上げましたように、地方創生の構想と町の基本構想は方向が同じということでございますので、基本構想が残り5年間で100%達成できるような努力をしていただきたいと期待をして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問でございますが、高齢者認知症の対策の件でございます。

まず1点目でございますが、認知症の対策としまして町では、答弁書にございますが、推進員が2名とサポーターが204名とキャラバンメイトが11名の人材がおるとございまして、このほかに、厚労省で認定しております認知症ケア指導管理士という資格がございます。この資格について、町でこの資格を認定されている方はおるんでしょうか、そのあたりからお伺いします。

**町長** では、矢作課長から、ひとつお願いします。

**税務福祉課長** では、私のほうから、ただいまの件について答弁をさせていただきたいと思っております。

認知症指導管理者というふうな身分の方については、舟形町のほうでは現在のところいない状況でございます。

**3番** 物の本によりますと、この指導管理士というのは、医療・介護の現場で働く方のスキルアップを図る、厚労省が認定する資格だそうでございます。こういう資格にも町の職員の方は挑戦していただいて、認知症対策の強化につなげてはどうかと思ひまして申し上げたところでございます。

次でございますが、先ほども申し上げました認知症サポーターの方が204人いるということでございますが、このサポーターの方、私が知れる限りでは、認知症を支援する目印としてオレンジのリストバンドをしているんですね。私が見る限りでは、この204名いるというにもかかわらず、町の職員の方もどなたもリストバンドしている方も見えないし、町を歩いていても

余り見受けないのですが、この204名のサポーターの方の町内での配置の状況というんですか、そのあたりをお伺いします。

**町長** では、矢作課長から、ひとつお願いします。

**税務福祉課長** では、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

認知症のサポーターですけれども、ただいま204人というふうな数字の方になっております。このサポーターにつきましてはキャラバンメイトというふうなことで、認知症のことについて講習をすることができる人、この方が11名おまして、そちらの方につきましては、介護の経験のある、あとは事業所、「えんじゅ荘」であったり地域包括の「ほなみ」であったり、そういうふうな方のメンバーまたは健康介護班の保健師が2名取得しているというふうな状況です。その中で、昨年も行いましたけれども、この方たちが、その認知症のサポーターの方に研修を行いました。対象といたしましては、民生児童委員の方につきましては、やっぱり民生児童委員の方は地域の中でいろんなケースに遭遇して、その対応を求められます。その際に、やっぱり認知症の方に対処する際の啓発的なところで、どのような支援が行えるかというふうなことの見きわめ方というふうなことも必要でありますので、そんなことから、その方たちに受講していただいているところです。それから、あと職員の中では、介護を担当している職員。あとは、町のほうでは、学校のほうにはまだ協力を求めているんですけれども、地域によっては、学校の小中学生につきましても、その講習を受けることによって認知症のサポーターになれるというふうなことでありますので、そんなことで啓発をしているところもありますので、私どもについては、今のところ介護の従事した経験のある方、そういうふうな介護の、認知症の方が地域にいたときに支えというか、その見分けができるようなことに対応するための研修を受講していただいているというふうな状況です。

あと、今申されましたリストバンドのことににつきましては、やっぱり職員のほうでは常時つけているというふうなところもございませんので、それぞれ204人の方が受講して、資格ではないんですけれども、その身分というものを持っているというふうなことです。その携帯についてこれから普及をするようなことで進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

**3番** 204人いらっしゃると。ただ、リストバンド等々の目印はしていないんだよという話だと思えますが、私が前の仕事で仕えました山形のある大型農協さんでございますが、職員全員がオレンジのリストバンドをしています。仕事中也やっています。地域に出るときには、それを目印にそういう地域との話し合いをしています。こういう取り組みが必要なんではないかなと。まずもって町が主導的になって、そういうキャラバンメイトを中心にしたサポーターを養成していくのが必要ではないかなと思うところがございますので、今後町が率先してそういう養成講座を開講していただきたいと思っております。

次に、認知症のことをございます、もう時間もございせんので、軽度認知症というのがございます。町長も御存じかと思ひますが、MC I ということをございまして、健常者と認知症の方の間といひますかグレーゾーンの方だそうをございます、こういう軽度の方でも、放っておけば5年で認知症になってしまうというよな、この間テレビの報道もございました。このあたりの対応といひますか重要をございます。その軽度認知症の方に対するケアといひますか、そのあたりの対応は今のよなになってございますか。

**町長** 今、認知症の数は私も会得しましたけれども、グレーゾーンというふうなものの方は何人いるか私も認知しておりせんけれども、もしもできれば現状を、矢作課長から答弁させたいというふうと思ひます。

**議長** 要点だけしっかりと願ひします。

**税務福祉課長** 人数につきましては、町長のほうで先ほど認知症の人数ということ三百何がしの人数を申し上げたかと思ひます。それで、その対応を早くすることで認知症の改善が図られるというふうなございますので、まずは認知症の疑いがある人、その方を把握するのが一番の先決なことかなというふうと思ひているところをございます。そのためには、先ほどのサポーターを通じた町のほうへの情報提供であつたり、民生委員さんを通じた情報提供であつたり、そういうふうな中で、今後新たな地域支援事業の中でチーム編成というふうなことが求められておりますので、その中で、お医者さんであつたりとか、あとは介護福祉士、あとは保健師であつたりとか、そういうふうなかかわりを早く持つことによつて医療のほうにも結びつけられるし、また、介護のほうまでいかなくても医療の段階でとどめられるよなことに、早期受診というふうなございますので進めさせていただきたいというふうにございます。

**3番** 早期発見が大事だということでも私も認識は同じをございます、現在、物の本によりますと、認知症を早期発見するの血液検査でできるというよな書き物がございました。このよな対応につきまして現段階の県立新庄病院で対応が可能なのか、私はちょっと調べてございませんが、そのあたりを矢作課長のほうで後で確認をしていただければと思ひております。もし今の県立病院でできないのであれば、今後、新庄病院の改築の話題がなつてございます。27年度中には改築に係る検討委員会が発足をするという情報もございますので、その検討委員会あたりに、町長が先頭になつて、そういう血液検査等々の設備も要望していただければと思ひておるところをございます。

何事も町として充実した早急な対応づくりが肝要であると思ひますので、このあたりを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

**議長** 以上をもつて、3番斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

4番 それでは、私からは、質問の主題として、「「地方消滅」回避に向けた地方創生を」と題して、1つ、「若者定住支援住宅の整備の考えは」、2つ、「小国川を舟形創生のメーンに」と題して質問をさせていただきます。

「地方消滅」東京一極集中が招く人口急減と題して、前岩手県知事、増田寛也氏が書いた書籍が14万部を超える発行部数となり、社会に大きな衝撃を与えました。これは、地方が消滅するかもしれないと感じている方が、日本に多数いることの証明でもあります。

書の中では、このままでは896の自治体が消滅しかねない。都道府県別に見ると、こうした市町村が8割を占めるのが、青森県、岩手県、秋田県、山形県、島根県の5県がそれに当たると予測されています。私自身このデータを見て、その中に東北4県が入っていることは衝撃でありました。

このような東京一極集中が招く人口急減を回避すべく、石破茂内閣府特命担当大臣のもと、まち・ひと・しごと創生の国家プロジェクトがスタートしています。

その中身は、それぞれの自治体の魅力を創出し頑張れば、国は人材や予算を配分し支援するというものです。その計画を27年度中に立てることになっています。

私は、第1に、若い世代の定住対策を考えなければならないと考えています。

その理由は、消滅可能性都市の定義が、このまま人口移動が東京に向かい、出産可能な20歳から39歳までの女性が地方から減り続ければ、将来地方が消滅するとされているからです。そのことに、そのとおりで納得するだけの人口減少が続いています。

町には空き家が多数ありますが、若い世代の受け皿となり得る居住可能な住宅がまだまだ不足しています。子供を持つ世帯の子育て支援住宅は充実してきていますが、若者やカップルがこれから住み、子供をもうけるまでの定住支援住宅が不足しています。この年代層をいかにふやせるかは、町の存続に大きな影響を与えると考えますが、町の考えと対策を質問いたします。

2つ目に、長年の懸案であった最上小国川ダムの問題が大きく前進し、山形県は今後おおむね10年間、流域振興策を積極的に行うことになりました。この機会を捉え、河川沿いの道路を整備すべきと考えます。

チャイルドランドから一の関まで続く河川道路は、散歩する町民や観光客でにぎわいがあります。この道を、西ノ前遺跡まで整備し、堤防沿いに桜並木を植え、春は花見客、夏は鮎釣り客、年中通して遺跡地を回遊できる健康散歩、サイクリングコースとして整備し、将来的には富長橋から松原橋まで河川道路を計画するべきと考えますが、町の考えを質問いたします。

この2つの振興策は舟形創生のメインになり得ると考えます。以上、よろしくお願いたします。

**町長** それでは、4番佐藤広幸議員の「「地方消滅」回避に向けた地方創生を」について、ご質問にお答えします。

増田寛也氏の著書「地方消滅」などで、地方の人口減少の最大要因は若者の大都市への流出、大都市圏の出生率は低く、少子高齢化が一挙に進むと問題視されております。この対策として、地方から大都市への「人の流れ」を変える。特に東京一極集中に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。そして、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、総合戦略を作成して臨むことが求められております。このため、舟形町においては、先般、舟形町地方創生戦略本部を設置し、対応をしているところであります。

地方創生の論点の一つである、若い世代の定住対策としての空き家の利活用のご質問についてであります。町では、空き家の状況を把握するため、平成25年度に調査を行っております。現在、その調査データをもとに追加・削除・修正などを行うことで、町としての空き家の状況把握に努めるとともに、管理不全な状態になっている空き家の所有者への助言・指導、または空き家を借りたい方から相談があった場合の参考資料とするなどで、今活用を図っております。

ただし、空き家を借りたい方、貸したい方については、舟形町空き家・空き地バンクに登録をしていただき、情報提供の同意を得てから具体的な相談に応じることにしております。

しかしながら、空き家バンクへの登録は非常に少ないのが現状であります。空き家バンクの登録状況であります。2月20日時点で、貸したい空き家は2戸、借りたい方の登録は1世帯となっております。ただし、借りたい方の相談件数としては多数あります。空き家の登録物件の2戸については、いずれも老朽化が進んでおり、現状では借りる方からのニーズは見込めないように思われます。登録物件とは別に、ほとんど修繕を行わなくても入居できそうな空き家も多数あります。

しかしながら、さまざまな事情による借りること難しい状況にあります。主な理由としては、所有者、その親族がお盆、正月に帰りたい。あるいは、ひとり暮らしだった高齢の所有者が施設に入所して、生存中はうちをなくしたくない。あるいは、うちや土地の財産を自分の代で他人に売ったり貸したりすることの抵抗感、あるいは仏壇・家財道具の処分には手間がかかるなど心理的なこともありまして、なかなか踏み切れない状況であります。

また、一旦賃貸すると、返還を求めることが困難であると考えられることも大きな要因と思われます。そのようなことから、賃貸借契約に結びつけるまでには、町職員が中に入って何度も話し合いを行いながら、さまざまな対応を一緒に考えることが必要であり、解決するまでには時



間も要するケースもあります。しかし、その結果、なかなか解決までには至らないケースがほとんどであります。

空き家については全国的な問題となっております。このたび、山形県、市町村、不動産業者、建設業協会、司法書士会、弁護士会、土地家屋調査士会などの関係団体から構成される山形県空き家対策連絡協議会が設立されました。ここの役割としては、空き家利活用相談窓口が一番に上げられており、今後は、このような専門的な機関のアドバイスを受けながら課題解決に向けていたいと考えております。

町では、若い世代からの住宅の相談がふえておりますが、空き家の利活用が進まない現状の対策として、定住促進住宅の設置と民間賃貸住宅の建築奨励を考えております。定住促進住宅は、現在旧舟形小学校跡地に舟形定住モデル住宅1号棟、2号棟が既に建っており、3号棟が現在建設中の新舟形駐在所の隣接地に建設中であります。また、駐在所の統合に伴い空き家となる舟形駐在所、堀内駐在所を町が譲り受け、定住促進住宅として整備したいと思っております。

2番目の質問であります。「小国川を舟形創生のメインに」についてお答えします。

最上小国川ダムに関しましては、昨年の10月8日に山形県庁において、「最上小国川流水型ダム建設に伴う治水・環境対策と内水面漁業振興等に関する協定」、この協定を、山形県、小国川漁協、舟形町、最上町とで、さらに、「最上小国川流水型ダム建設に伴う漁場環境の保全に関する覚書」、この覚書を山形県と小国川漁協で締結をしたことによりまして、最上町の赤倉温泉上流に建設予定の流水型ダムが建設される運びとなりまして、先月に、山形県の発注工事として前田建設工業・飛島建設・大場組による特定建設工事共同企業体が、29億9,500万円で落札しております。

このことによりまして、最上小国川流域の内水面漁業振興と治水対策の振興策を推進するために「最上小国川清流未来振興機構」、これは仮称であります、この機構をことしの4月に設立する予定であります。現在、機構設立準備会を立ち上げ、その中で、舟形町と最上町の町民参加によるワークショップを2回実施するなど、最上小国川流域の地域振興策を検討しているところであります。

先月の16日には、第2回の機構設立準備会を開催しております。そこでは、県側からの提出された振興計画の骨子案を協議しております。骨子案では、計画期間を来年度から10カ年、事業実施期間を短期・中期・長期に分けまして、全体の将来像としての「安心安全な地域」、さらに「清流を守り・生かす」、そして「温泉などのもてなしと癒しの空間がある」件、あるいは「四季の農水産物が味わえる」、そして「地域の魅力で交流を深める」の項目を提示しております。

佐藤広幸議員から提案いただきました小国川河川沿いの舟形地区から西ノ前遺跡までの道路整備、さらには富長橋から松原橋まで通した河川道路整備計画は、舟形町の地域振興、観光面

でも大変魅力あるものというふうに考えております。舟形町の最上小国川流域の振興策として、遊歩道整備計画については以前にも観光物産館あるいはトイレの設置とともに要望を受けていることもあります。昨年7月には、山形県で舟形町と最上町の各世帯に配布した最上小国川清流未来振興図にも、「県の提案に加え、縄文の小径（こみち）整備について舟形町が提案しております」と記載していただいております。

舟形町の観光資源としては、清流最上小国川周辺に、若あゆ温泉、県民ゴルフ場、猿羽根山公園、縄文の女神記念公園と舟形町観光物産センターめがみを中心とした観光施設が広がっております。これを河川沿いに散策路が整備になれば、点から線に、線から面にと関連性が広がり、舟形町のPR、交流人口の拡大が図られ、町の産業の振興、地域の活性化につながるものと思います。

今後も、最上小国川清流未来振興機構とも連携をとりながら、河川沿いの遊歩道整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

**議長** 再質問を許可いたします。

**4番** それでは、再質問させていただきます。

まず、舟形町の婚活イベントが大変うまくいっているということで、大変いいことだなと活気のあることだなというふうに、私自身も当事者として思っております。そういったカップルの中からどうしても聞かれる言葉が、自分たちの住む住宅に関しての要望なり、あるいは考え方がよく耳に聞こえてくるわけです。そういった中で、子育て支援住宅ということで、子供をもうけて入る住宅は、先ほど申し上げましたように大変充実してきている。これは素晴らしいことだなというふうに思います。

しかしながら、カップルが今後住もうと、そういうふうに思える住宅がやっぱり少ないと。そういった住宅も早急に整備しなくちゃならない。それが舟形町の必然の課題であろうなというふうに思うんですけれども。私の耳にはそれが入ってきているんですけれども、町長の耳にはそういう話、声は入ってきていますか、どうですか。

**町長** 私の耳に入ってくるいかにかわらず、例えば結婚支援、婚活お見合い大作戦もする中で、想定していた課題であろうというふうに思っております。前も議員の皆さんにも申しあげましたけれども、今、地方創生の中で4点あります。雇用の創出、そして住む場所、さらに地域づくり、そして、今いる方々の子育て・結婚支援、出生支援というこの4点ではないかなというふうに思っております。

その中で結婚支援を一昨年開始しましたけれども、先ほども言ったとおり、念頭にあったのは雇用の場、結婚しても働く場所、それから住む場所です。ただ、住む場所は、舟形町は家族形態もたくさんあるわけでありますので、私は基本的に必然的に、今うちにあるところに同居するというふうなものを半分ぐらい思っておりました。ただ、正直言って、ふたをあけますと、

なかなか難しいというふうな面もありまして。そのときにふと思ったのは、住む場所の提供というふうなものは、やっぱり必然的なものがあるんだなど。したがって、働く場所と住む場所、この相関関係をしないと、人口もふえないし、あるいは都市部から地方に来る考え方もなかなか難しいというふうな面でありますので、そのように私は思っております。

**4番** 必要性を感じていると、やっぱりそういうふうに思っているんだなというふうに受けとめさせていただきました。これに、ことし計画する地方創生の案が28年間からスタートしてくる。これは関東地区に10万人転入超過になっているものを、10万人地方に移動させようと、そういうための計画であります。

そうした場合に、舟形町は、そういった方を受け入れるだけの住宅がないということになるかと思えます。これをやっぱりいち早く住むあなた方の田舎暮らし。東京に住んでいる方々の若い人たちの約4割ぐらいは田舎暮らしをしてみたいと、こういうふうなアンケートが出てくるそうなんです。そういう人たちの受け皿となる住宅をやっぱり整備することが一番の私は課題だと思います。その人たちは、仕事をしたいなら東京にいるはずなんです。田舎で生活をしたということが一番なんです。その生活をしたいという基盤になるのが、住宅。この住宅を整備して、そして、あなた方が来たら、この中で仕事を見つけてくださいと言うのが、私はいいんじゃないかなというふうに思っています。もちろん仕事場所を探すのもつくるのも必要だと思いますけれども、一番は住宅だというふうに思っています。

その地方創生でUターンしてくるそういう人たち、あるいはあちらに住んでいた方がこちらに住みたいと思ってもらえるようなまちづくり、そういったことを整備すべきだなどというふうに私は思います。そして、そのうまくいっている例、空き地・空き家をこまごまうまく利活用して住民の理解を得ている、そういうふうなすばらしい取り組みをしている町がありますので、ちょっと紹介させていただきたいと思えます。

これは四国山地の山にある、3,668人の人口の梶原町というまちなんですけれども、ここで空き家は160件ほどあるそうです。この160件ある中で、この空き家を町がその所有者から無償で借り受けて、そして固定資産税は無料にしますよという約束を取りつけて、10年間の契約で借りるそうなんです。そして、そこの借りた家を450万円かけて町が改修する。そうしたら、何と25年と26年度、この2カ年で18棟の改修工事を全部やりまして、全部満杯だそうです。すばらしいなと思えます。この財源ですけれども、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1。ですから、町は多分百二、三十万円の支出で貸し出しているということになるかと思えますけれども、家賃もまた安い。家賃が1万5,000円で、そして、さらにホームページでこの家賃の空き家情報、家の状況をすぐ見られるようにしている。

これだけ自治体の取り組みに違いがある。舟形町はないですね。これをダウンロードをしてきて、きょう持ってきたんです。後で課長さんにお渡ししますから、ぜひ参考にしてみてください。

ださい。これは町議会議員で私恥ずかしいんですけども、この町のホームページを見ていたら、行ってみたいになりました。住んでみたいになりました。よくここまでこの家を改修して、特に水回りを改修しているんだそうです、450万円をかけて、風呂場、トイレ、キッチン。やっぱり私のお友達の女性関係の方に聞くと、住むならば、やっぱり水回り関係だけはきれいであってほしいと。幾らやっぱり田舎に憧れてきている方でも、ポッチャントイレと、やっぱりまきを炊いての台所というのは考えていない。最低限この部分は整備をして、そして迎えて仕事に従事してもらおう。これが一番いい対策だと思うんです。山形県ではまだどこもやっていないです。だから、舟形町が先陣を切って、職員でも四国に派遣して、そして勉強してやってみるといいですよ、町長、どうですか、こういう事例がある。

**町長** 大変いいご提案をいただいたと。私もそういう方法でやってみたいなという考えは持っておりましたけれども、今でも持っていますけれども、ただ、今の空き家の現状であります。先ほども答弁したとおり、実際に今利用可能な空き家、22戸あるんです。これも25年度から大分減りましたけれども、解体もありましたしね。今76件の25年度の空き家の総数から、27年の2月現在60戸、16件ほど減っております。その中で、60戸の22件、これは空き家でも今利用可能なんです。この利用可能なやつを町で今ご提案のとおり無償で貸し付けする方、賃貸でもする方、あるいは売る方、これを調べなさいというふうに申し上げております。

正直言って、残念ながらなかなか難しい。この中の22件の中でも、さっきも答弁しましたけれども、仏様があるうちは、もう貸したくないとか。あるいは、年に数回帰ってくるとか。あるいは、財産権もあるとか。いろんなケースがあって、なかなか進んでいかないというふうなものが実情なわけであります。そういう今のご提案のケースというふうなものも含めまして、何とか町が職員が仲介に入って粘り強くすれば、1戸でも2戸でもやはり空き家を貸してもいいですよという世帯が出てくれば、私はそういう方法でやってみたいというふうには思っております。

**4番** ある程度、やっぱり町の取り組みというのが苦労はしているんだろうなというのは伝わってきます。

しかし、私を感じるのは、どうしても住める状態には大家さん、所有者がやってくださいねという部分が感じられるわけです。

でも、この梶原町さんの部分は、住めるような家には町がしますよと言っているんです。ここが大きく違うところだと思うんです。あるいは、所有者が得するような考えになるように固定資産税は無料にしますよとか、そういった提案をしてうまくいっているわけですね。そういう部分がないというところを、ポイント的にお伝えしたいわけです。そこが、所有者がある程度貸してもいいよというふうになるには、やっぱりある程度自分たちが何か得する部分があるというんですかね。相続にも苦労しているかもしれないけれども、やっぱりこの家を少しでも

町がきれいにして人が住んでもらえるようにしてもらえらば、住んでもらえれば家が損じないんだよという部分もアピールしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

こういった450万円の使い道をしている梶原町さんに、こういった質問をしてみました。町民からの批判はないですかと質問してみたんですけど、まずほとんどないそうです。やっぱり財政的に国が半分持っている。あるいは県が4分の1を持っている。しかも、1万5,000円を10年間払っていただければ、ほぼ改修費用の町分が出した分は回収できるということを理解していただいているという話でありました。私も、なるほどなというふうに思いましたけれども。

それでは、住んでおられる方の年齢層も聞いてみました。これは40代のやっぱり新しく転居をしようと思っている方が一番多いそうです。2番目に多いのが、60歳前後の早期退職者の住み家として提供しているケースが多いと。

舟形町は、この若者版を目指して、ぜひ舟形町独自でこういった事業を進めていっていただきたいなというふうに思うんですけども。本当に家庭の事情はさまざまで、一概に役場職員の仲介のご苦勞を察するという事は難しいかもしれませんけれども、こうやってうまくいっている。相続も、意外と貸してくれる人がどんどん来るという話もしていましたので、これはやっぱり進めて、勉強して、舟形町に導入すべきだというふうに思いますけれども、町長、もう一回、どうですか。

**町長** 今のご意見もありますけれども、無償で貸して、借り主のほうがどういうメリットがあるのかどうかというふうなこともありますし、その辺を今のご提案の町にもそれなりに紹介しながら、いい面もあるいは困難な面もあるかと思えますけれども、まず前向きに空き家対策、住む場所の提供確保というふうな面から取り組んでまいりたいというふうに思います。

**4番** ほかの町はもう空き家・空き地対策で奔走しているんだと思えますけれども、舟形町はそれよりも一歩前に行っていて、カップルが住みたい家を探していて空き家がないといううれしい悩みをしているわけですから、ぜひどんどん政策を進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、小国川沿いの道路整備について質問させていただきます。

おおむね河川沿いの遊歩道整備、これの実現に向けて取り組んでいきますというそういう答弁でしたので、本当に再質問することがないと思うぐらいに前向きに考えてくださっているんだなというふうに思います。

しかし、これにはスピードが必要だと思います。国宝となり得るような縄文の女神が出土してから、やっぱり20年もかかってやっとその土地を整備しようかという話になるぐらいスピードが遅い。それを河川沿いの道路整備をして誘客をしていこうという、それに重ね合わせてしまう面があるんです。どのくらい時間がかかってしまうんだろうと。

ですから、この難問題が進展して、そして、10年間もこの小国川の振興策に県がすごく力を

入れてくれる。さらに地方創生で舟形町の魅力を創出してみろという絶好の好機が訪れているわけですから、ぜひその計画案に、この小国川沿いの河川道路あるいは桜を植えた並木道、そういうものを計画に入れてもらいたいものだなというふうに思うんですけども、これからスタートするんでしょうけれども、その話し合いは。この計画、どの程度の力の入れぐあいに入れてもらえる予定なのか。そこを質問させていただきます。

**町長** どれほど力を入れるのかということでありましてけれども、これは、先ほども答弁したとおり、4者で締結をして、これまでの27年間の課題に終止符を打って、治水ダム対策とそれから内水面漁業振興、両面からこの案が出てきたわけでありまして、この4者で責任を持ってこの計画を実行しなければならないというふうなものが、4者協定の一番の大きな責任と使命であろうというふうに思います。

したがって、最上町あるいは舟形町、この最上川というふうなものは、それぞれの両町が一番大きな社会資源であります。最上町も舟形町も、この川があってこそそれぞれ両町の発展の礎を築いてきたのが、この清流小国川であろうというふうに思います。

したがって、今、機構が今度なるわけでありましてけれども、県のほうでも農林部あるいは県土部、両方から出てきますし、最上町と舟形町、そして小国川漁協と、この4者の中で、この清流小国川の社会資源をどういうふうにも振興、利活用して発展するかというふうな面が一番大きな問題でありますので、先ほど言ったとおりに、今、縄文の女神記念公園を整備しておりますので、当然そういう事業計画も出てくるわけでありまして。

そして、遊歩道でありますけれども、これまで最上町と舟形町、沿線沿いのサイクリングロード、これはもうずっと前からなってきました。これは前からの懸案事項でありますので、この内水面振興機構の中にこの計画も十分入れながら、今、佐藤議員が言っている遊歩道とか縄文の小径というふうなものもそこに併願しながら進めていくのが、やはり我々の責任であろうというふうに思っております。以上です。

**4番** 前向きな答弁、ありがとうございます。

やはり縄文の遺跡地を整備するということは、必然的にそれは舟形駅につながる。物産館につながる駅の整備をしなければならない。必然的にそうなると思います。

そして、さらに小国川とのつながりを考えれば、やはり西ノ前遺跡から川沿いを通って駅まで来るとい道路整備も必要でありましょう。そして、さらには富長橋から松原橋までのそういった計画が本当に夢を実現する構想が広がってきて、まさに夢が広がるばかりの舟形町、私はそういうふうに考えます。

さらに、その縄文の遺跡からは、太平山につながる山道があります。これはなかなか行っている人は少ないと思うんですけども、その山道を整備して、そして太平山からは猿羽根山に行けます。歩いて行けます。そして、猿羽根山からは、今度は経壇原まで、展望台につなが

る道路もあります。そうしますと、ぐるっと、この若あゆ温泉からこの川沿いを通って、猿羽根山、太平山、全てつながる遊歩道として整備できるはずなんです。さらに舟形町を流れる小国川を端から端まで整備できる。そこを健康コースにしたっていいじゃないですか。そういう夢が必要だと思います。

誰が、一の関の向かい側の山、大高根まで続く山に温泉が出るなんて思った人がいるでしょうか。それは、計画してやった人がいるからそこに夢ができたのであって、誰が、小国川にあんな大きな橋ができて保養地ができると思った人がいるでしょうか。それは、計画してやった人がいるからそうなるんです。

ですから、やっぱり今後の舟形町を、ホームページを開けば、「若あゆの里・縄文の里」、そういうふうな見出しで出てきています。小国川を地方創生のメインにして、そして鮎を売り出して、そしてこの地方創生をして、若者の住める町、住みたい町にしていく。それが舟形町の今後の未来につながるものだと、私はそのように思います。町長、どうですか、この考えは。

**町長** 私もそういうふうに思います。先ほども言ったとおり、舟形町の発展、これは4500年前にさかのぼれば、先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、西ノ前の土偶をつくった我々の先人の皆さんは、この南東北地方の中でも親分、長（おさ）であったというふうに小林先生も言っておりますし。ああいう土偶をつくったという先人の皆さんを大事にして、それは、清流小国川があったからこそあそこに生まれたんであろうと。そういう面から、小国川を大事にするこの振興計画、活性化する計画というふうなもの、いろんな相乗効果と波及効果があるんだろうというふうに思いますし、何とんでも、この振興機構の10年間の計画の中で、短・中・長期にわたるわけでありましてけれども、財源があるというふうに私は思っておりますので、これが私の一番の整備計画のやっぱり骨子ではないかなというふうに思います。以上です。

**4番** それでは、最後に、多くの職員がいろんな仕事に追われて、大変疲れているというような話も聞きますけれども、やはりこういった政策を計画・立案する。そして、仕事に従事して予算をとってくる。まさにこれが地方公務員の仕事のだいご味なんじゃないかなというふうに思います。そこにやりがい・生きがいを感じていただいて、まさに舟形町の振興に発展できるような、そういう地方創生の計画をつくっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上で終わります。

**議長** 以上で、4番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

**5番** 私からは、前に通告したとおり、2つの件でご質問をいたします。

最初の1番目に、「世帯数の表示について」。

町の広報に毎月掲載される数字ですが、町の人口が毎月減っているのに、世帯数が多くなっている。町民は不思議に思っております。表示のあり方を変える必要があると思いますが、い

かがですか。

2つ目です。「一般質問、その後の対応について」。

今まで定例会が毎年4回ありますが、その都度、数人の一般質問があり、町長の答弁があります。その内容を見ると、前向きに検討します。課長会議等に諮り検討してまいります。また、この件は町だけで対応が難しいので、他の市町村とも相談しながら前向きに検討していきます。このような答弁が毎回行われておりますが、一般質問を町長はどう捉え、どのような対応をしようとしているかをお聞きします。以上です。

**町長** それでは、5番大場清之議員の「世帯数の表示について」の質問にお答えします。

町の広報誌に毎月掲載しております人口と世帯数であります。住民基本台帳法に基づきまして、町が備える住民基本台帳に記録された住民に係る人口及び世帯数であります。

町では、月末ごとに、住民基本台帳の人口、世帯数、転入者数、転出者数、出生・死亡者数などの集計を行っております。この数値を使って広報誌に掲載しております。住民基本台帳事務処理要領によりますと、人口と世帯数は、調査期日現在において住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数となっております。なお、世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位であるとの記述もされております。

ご質問の内容の「人口が減っているのに、世帯数が多くなっている」件であります。このような例はまれにあります。最近の顕著な例といたしまして、平成26年5月31日現在の人口5,904人です。そして、世帯数は1,897世帯でありました。ところが、翌月の6月30日現在では、人口は5,889人、世帯数におきましては1,900世帯でありました。前の月の対比で人口は15人の減少、世帯数は3世帯の増加となりました。この内訳を調べたところ、この1カ月間で、転入7名、転出が12名、出生はゼロ、死亡は10名でありました。よって、集計しますと、人口は15名の減少になります。一方の世帯数については、入所施設で2世帯がふえております。その他で1世帯がふえておりました。

このことから、一つの例で申し上げますと、舟形町内の3人家族の中から社会福祉施設に1人が入所した場合、町内での住所異動になりますので町全体の人口は変わりませんが、施設内の世帯数が1世帯ふえることになるわけでありまして、2つ目の例としましては、町内において親と同居していた若者同士が結婚によりまして町内の住宅を借りて生活した場合も、人口は変わりなく、世帯数がふえることになります。

他市町村の広報誌においてもこの住民基本台帳の数値を使用しており、当町においても今後とも同様に取り扱いたいと存じますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、「一般質問、その後の対応について」の質問にお答えいたします。

今回の答弁に当たって、2カ年の間に、検討します、考えていきますなどの答弁をしたものを調べたところであります。結論から申し上げますと、ほとんど対応していることを、まず報



告させていただきたいというふうに思います。ただ、国や県にかかわるもの、つまり河川あるいは県道などは、要望活動などの働きかけはしておりますが、結果として実現していないものも多々あります。

さて、平成24年3月議会において大場議員が質問されていることでは、農業委員会、商工会、農協などの協力を得ながら婚活に取り組みたいと答弁しておりましたが、その後、商工会青年部を中心としたものやNPO東北エコ、あるいは最上地域全体で婚活事業を展開してまいりました。25年度には、そのほかにTBSの「舟形の花嫁・お見合い大作戦」も実施いたしました。今年度も同じ方式でお見合い大作戦を実施し、8組のカップルができ、結婚までいきそうな方もおるようであります。

また、その他にも、住宅支援、子育て支援などの施策に取り組みたいとの答弁もいたしました。そのことについても、医療費の無料化の実現、子育て支援住宅の整備、平成27年度には、保育料の半額支援などにも取り組んでまいる考えであります。

さらに、学校跡地に山大の1学部を誘致することについても質問がありました。この件については、働きかけを行いました。県立農業大学のサテライトあるいは寄宿舎の誘致についても要望活動も行ってまいりました。結果として、学校を分割するのは難しいとのことではございませんでしたが、答弁したことには真摯に対応してまいりました。

次に、25年3月議会以降における検討、前向きに対処するなどの答弁をした項目について少し申し上げます。

まず、25年3月議会における農業振興の推進についての一般質問では、申し上げるまでもなく、国や県の事業も取り入れながら大型事業の展開をしておりますし、ネギの種子助成、オカヒジキの推進、山形地鶏、行者にんにくの導入なども始めました。また、ヨークベニマル下田店には、舟形のコーナーも設けることができました。

空き家の活用も含めた子育て支援住宅政策や子育て支援についての質問では、現在まで公営住宅法に基づかない、つまり入居基準を自由に定められる集合型を3棟、一戸建ても3棟整備いたしました。

住宅分譲地の販売促進についての質問では、内山団地の1区画について売却することができました。

空き家を活用しての人口増対策についても、空き家を調査し、活用できるところへのアプローチ、空き家バンクの創設、婚活カップルへの提供するための貸し付け空き家の掘り起こしなども、子育て支援住宅整備とあわせて実施してまいりました。

25年6月議会における6次産業に観光を組み入れたものを全国に発信するという質問については、プレ、本番のDCキャンペーンに取り組みましたし、昨年10月には富長小学校に加工所をつくり、鮎の加工品、ラズベリージャム、洋菓子などの製造も始めました。

長者原小松間の県道改良についての質問では、今年度から事業に入っておりますが、来年度は用地買収に取りかかる予定になっております。

また、空き家バンクについての質問もありましたが、バンクや解体補助金の創設、勧告、雪崩による危険防止のための調査、通知なども行っております。

25年9月議会のご当地ナンバーの件についての質問では、ことし4月から在庫がなくなった50CCのバイクから始めております。

地域支え合いにおける除雪の質問についても、町内会長会議を開催し、理解をいただきながら現在に至っているところであります。

また、富長小学校の活用については、前に述べたとおり、いろいろな方から情報をいただきながら、県立農業大学校のサテライト、寄宿舎の誘致を展開してまいりました。

堀内小学校の活用についての質問では、徳洲会との間で現在進行中であります。

尾花沢の羽州街道整備についての質問では、市に申し入れは行いましたが、相手方の事情により前にはまだ進んでおりません。

福寿野岡矢場線道路拡幅についての質問では、本年度に調査測量を行っております。国の社会資本整備事業にも掲載いたしました。工事は予算のつき次第の状況になっております。

学校跡地の問題について地域の方々からの意見を聞くことについての質問では、まちづくり意見交換会での説明、アンケート調査なども行いました。

一般質問ではありませんが、小国川漁協に対する最上町との稚鮎放流補助のあり方について、最上町に対して何度も申し入れを行ってまいりました。ようやく今年度、臨時会において、当初20万円から200万円の追加補助をいただくことになりました。

2年間にさかのぼり調べた結果、検討する、前向きに対処をするなどの答弁をしたことについては、ほとんど対処しております。ただ、国や県など相手方があるようなことについては、相手方の事情もあって、要望活動はしているものの進んでいないものもあります。

いずれにいたしましても、町といたしましても真摯に対応していることをまずご理解いただくとともに、議会に対する説明が不足しているのであれば、説明する時間をとっていただければ対応してまいりたいというふうに思います。

**議長** 再質問を許可いたします。

**5番** 最初に、1番の件で再質問させていただきます。

今、町長からは詳しくいろんなデータを出しながら報告していただきましたが、私なりに、今、少子高齢化の中、老人世帯がふえて施設入所者の数がますますふえる。えんじゅ荘だけでも待機者が70名いると聞いております。そのような中、施設入所すると、昔は、人口が減れば戸数もだんだん減ってくるというような計上のやり方でしたが、このごろは、1人が入所すれば数字は上がってくるということを聞いております。

広報には、だから私なりに考えますと、ただ余りにもこの表示のやり方が今の時代に即応していないんじゃないかなと思うんです。というのは、この広報の数え方は、世帯数何戸と、これは結構なんです。ただ、それにただし書きをつけて、施設入所者そのうち何名、何戸とかいうような、世帯数の表示の仕方がおかしいんじゃないかなと思うんです。

というのは、舟形町の中でいろんな地域の人からおかしいんじゃないかと、表示のやり方をもう少しわかるように表示すべきだというようなことを何人かから言われております。だから、その辺を私は不思議でこのたびの一般質問でその辺を聞いてみたところでした。その辺の答弁をよろしくをお願いします。

**町長** これは答弁にも申し上げましたが、まず基本的には、この住民基本台帳事務処理要領による人口と世帯数であるということを、まずご理解願いたいと。

ただ、町報等に表示するというふうなものは、こういう法律で束縛するというふうなものではないかもしれませんが、まず、その辺、弾力的に表示の方法、掲載の方法ですね、これができるかできないかという問題だろうというふうに思います。これは、担当課長でももしも見解があれば、課長から。

**まちづくり課長** それでは、ただいまの件について私のほうから説明させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、管内ほとんど、全県的にも、町報等に掲載している数字は、住民基本台帳に記録されている人口及び世帯であるというふうなことが、まず1点あります。

それから、大場議員さんが言われたように、施設の入所者がその内訳としてわかるようにできるかどうかというところが、プライバシーとか個人情報とかとさまざまなことが心配されることも、ないかなと思うんですけれども、その辺も一度検証させていただいて、わかりやすい表示にできるかどうか、一度そこら辺を検証してみたいと思いますので、検討させてください。

**5番** 今の答弁を聞きますと、法に触れるとかいろいろな姿があるようにも聞こえますが、ただ、町民の見方としては、そんなばかな表示はないでしょうという声は確かに多くあるんです。だから、昔だとそういう姿はありませんでした。特に昔だと、そういう施設がない時代は、必ず人口が減ると戸数も、3人世帯とかいろいろあるのですが、だんだんに戸数も減ってきたという時代だと思うんです。だから、だんだんこのごろそういうふうな表示のやり方がおかしくなっているのは私自身も感じた中でありますので、できるだけ町民にわかりやすくその辺の表示をお願いしたいなと思うんです。

だから、ただ他の町報でそういうふうに行っているからという理由にはならないと思うんです。やはり私から見れば、わかりやすく実際の世帯数はこうですよ。先ほど町長の答弁にありましたとおり、3人家族、誰かが入所した場合には2人になって、1人が入所するとまた1世帯と称されるというような考え方は、今の時代だからこれは仕方がないにしても、やはり表

示は真の姿、戸数が舟形町は何戸あって、人口は幾らですよという表示に詳しく書いていただきたいなと思うんです。その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、もう1回よろしくお願ひします。

**町長** ですから、先ほど私が言ったとおりに、この住民基本台帳法に基づいて町報等に掲載しなければならぬ法律なのかどうか、これをやっぱり検証すると。それが無いというふうになれば、例えば今大場議員が言ったとおりに、総人口が五千何ぼ、その内訳が、えんじゅ荘何人、光生園が何人、あるいはその他というふうなことで内訳を明示することが可能であるかどうか、これだと思いますので、課長が言ったとおりにその辺を検証しながら取り扱いを進めていきたいというふうに思います。

**5番** 今、町長はますますこわく言いましたが、私の言っていることは、そういうように光生園が何名とかどこが何名じゃなくて、施設入居者がその中に何世帯含むというような表示だけで結構なんです。だから、その辺を今後ともよろしく検討をお願いしたいと思うわけです。

次に移りたいと思います。

この答弁の姿を見ますと、まず、本当に詳しく町長が随分そんなに一所懸命でみんなの対応を考えてきたのかなというふうに関心しました、このブナム表を見ますと。

ただ、私なりに考えていることは、私も前に、一般質問に対して答弁はどうしているのかと、ほかの首長に質問したことがあります。その答えが、一般質問は、一回だけの質問だと余り重きを置かないと言えば失礼に当たるんでしょうが、答弁はするにしても、特に重要な面だけは考えるんですが余り考えないと。ただ、2回以上同じ質問をされますと、ああ、なるほどなど、そういうことも大事ななといって、それから真剣に考えてその一般質問に取り組むという趣旨がありました。

だから、そういう姿が、奥山町長の考え方としてはどういうことを考えて一般質問の答弁をしているのかなとお伺いをしたいと思います。

**町長** 一般質問に対応するやりとりというかそういうようなルールも、それぞれの市町村で大分違うだろうというふうに思います。この8市町村の中でも、個人的にいろんな面でお話しする機会もありますので、やはり違っておられますね。舟形町の場合は、町長が全て一般質問にその任に当たるという基本路線であります。ただ、細かい数字なりというふうなものについては課長等にも答弁させますけれども、基本的にはそういう町であるというふうに思いますし、これからは私はそういうつもりでいきたいというふうに思います。

したがって、一般質問があれば私が答弁するわけでありますので、忘れないとか忘れさせない一般質問でありますので、それに対応しなければならない大きな責任があるというふうに私は思っております。

ただ、ある町村ですと、対外的に一般質問あるいは対応的なものを私が言って、その細かい

ことについては課長、あるいは再質問は全て課長という町村もあるやに聞いておりますけれども、それが一般質問の進みぐあいがいいのかどうかであろうというふうに思いますけれども、私は、私の舟形町の方式のほうがいいのではないかなというふうに思いますし、それが私は当然であるというふうにも思ってまいりました。

ただ、先ほどの答弁に、この一般質問にあつて、私が答弁して検討する、前向きに検討する、この因果関係であります。検討するとなってくると、財源がない検討なんです。前向きに検討しますというふうになってくると、財源がたしかあの辺にあつたなという記憶の中で私は言っているんです。それから、実施しますと、これは、財源があつたときに私はこういうふうに言います。その3つの色分けと申しますかね、これをまずひとつご理解願いたいと。あるいは、もう一つあるとすれば、私なりにできないものもありますので、もちろん国・県が、問題はこの財源なんです。それから、課長等にも答弁させるのは、課長さんが勉強して財源を見つけているのかなという面で、私は課長さんに再答弁の中でお願いするというケースもあることもひとつご理解願いたいというふうに思います。

**5番** 町長も議員も、地域、町の活性化を進めていくにはどうすればいいかということは、同じ行動をして同じ考えの中で、町を思う気持ちは同じだと思ふんです。その方法が一般質問であるし、政策提言でもあるんじゃないかなと私なんて感じております。だから、その辺の姿を町長としてどういうふうな考えでおりますか。

**町長** 今回の議会で議会の基本条例が発議されるわけでありまして。その中にもあるとおり、地方自治とは二元制であります。議会それから町部局という二元制でありますので、当然、議会の議員は町民の代表者でありますので、その代表者の質問というふうなものは、町民の皆さんのご意見であるというふうなことでありますので、やはり意見を聞いて、その提言あるいは提案というふうなものを聞いて、それを執行部のほうで吟味をして、それを検討する、あるいは前向きに検討する、あるいは中期に、短期に検討する。これは緩急性もありますので、その辺はやっぱり住民の意見というふうな見地で私は答弁し、それを実行している考えでおります。

**5番** 私が前に一般質問で、小学校跡地の活用について2度ほどしたことがあります。それは、山大の1学部の増設ということで質問したことがあります。これは答弁にも書かれてましたが、その当時は、介護学部というような姿が山大でただ1つその学部がないということと、その当時から特に介護学部というのは、今、福祉の町としてやっている中で、当然これは利用者も必要ですし、その学部があつてもいいんじゃないかというふうな姿で私は一般質問をしたのでした。

ところが、先ほども言ったように、今それぞれのやっぱり施設がある中でそういう学部があれば助かるんじゃないかなと私自身も考えたし、その中で活性化ができないかなということで一般質問をしたことがあります。ただ、2回目のその質問のときに、町長からは、「大場君か

らは二度と質疑されないように私は努力します」ということの答弁もいただいたこともあります。ただ、私なりに追跡調査をしますと、その件について働きかけをしたというような答弁はなっておりますが、それが目に見えてこなかったということも事実です。その辺のことをもっと詳しく、どういうところで検討して、どういうふうにしてそれをやめたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**町長** この大学の関係でありますけれども、当然ながら、大学なり、そういう学部の誘致というふうなものは大きなメリットがあるわけであります。

私が行ったのは、教育委員会の教育長、理事のほうにも、そのときにお話になったかと思えます。その経過の中で、学部1つを誘致するというのはなかなか難しいというふうな面で断念したわけでありますけれども、最上郡全体での取り組みというふうな大きな視野に立てば可能だったのかなというふうにも、今反省の中で思えます。これから県立病院も今度本格的になりますけれども、そういうふうな面で、先ほど定住自立圏構想というふうな面がありましたけれども、そういう大きな視野に立ってやっついていかないと、この大学なり学部の誘致は、私は難しいだろうというふうに思えます。

そういうふうな面で、今回の新庄最上地区の定住自立圏構想、これから5年間の中で行われるわけでありますけれども、そういうものも一つの裁量の政策としてこれから取り組んでいかなければならないというふうに思えます。

確かに、町を活性化するためには幾つかの考え方があります。今、来年度に地方創生というか、国の政府機関を誘致する運動に来年度あたりから取り組むような国の考え方もあります。県の中でも大分、今、東奔西走しておるようでありますけれども、そういう大学の研究所なりの誘致というふうなものも地方創生の一環であろうというふうに思えますので、そういう学部・大学誘致等については、やはり広域的な面での取り組みというふうなものが一番よいのではないかなというふうに思っております。

**5番** 私も今まで普通に考えていたのは、ずっと、いろんなところから資料を入手したり考えてみましたが、この大学誘致の件が尻切れトンぼになったなというような感じがしておりました。だから、その当時の私の質問の中に、せっかく山形県議員もいるのだから町長と2人で、それでも足りなければ私も同行して山大学長に交渉に行きますと、そこまで私はあのとき質問をしたわけです。それは、学校跡地がきちっと整備になればいいのですが、今でも長沢の場合は、NPO法人が撤退してそのままになっております。そうしたものを、人口増の問題も含めまして、やはり大学の学部を当たって砕けろでやるしかないだろうと。今、町長は広域の問題も触れましたが、新庄市に相談すれば、新庄に行くのは当然になってくるわけです。だから、それをしないでまず舟形独自でやって、それでできなければ広域に持っていくというような姿が本来の姿ではないかなと、私なりに考えてみたわけです。だから、町長は最初からこれは無理

が入るということじゃなくて、前向きにやっぱりやるものをやってみようというような姿勢がどうしてならなかったのかなというような、今でも残念に思っています。その辺の見解をお聞きします。

**町長** 結果的には、私も運動の展開が足りなかったというふうな面を反省いたします。

そしてまた、先ほどの農大のサテライト型というふうな件についても運動をしてまいりましたが、正直言って、これの経過を見てもなかなか難しい。そういうふうな面も反省しながらも、努力が足りなかったというふうな面をまずおわび申し上げたいというふうに思います。

**5番** いや、町長からそういう言葉じゃなくて、もっとやっぱり前向きな姿で、こういう先ほども出た限界集落、やはり町村はなくなる可能性もあるんだという姿の中で、いかにしてこれ乗り越えていくかが一番の課題だと思うんです。だから、それぞれの提言の中でやったものを、それをどういうふうに理解してするのか。できないと諦めるのか。まず、逆に言えば、やるだけやりましょうというような姿勢があっただけだと思えます。

だから、私は夢ではないと思ったんです。ある程度はがむしゃらに何回となく行って、それでできなければこれは諦めるしかない。それなら砕けてもしょうがないだろうと。ただ、その砕けるまでの努力するのが必要であって、代表者であるんじゃないかなと、私はいつもそれを考えております。

だから、今後の町政にそういったものを忘れないで、何とか努力してこの舟形町が今後ともすばらしい町にしていきたいなど、これはみんなが願っている姿です。それを今後とも努力していただきたいと思ってこういう姿を出したわけですので、もう一度だけ町長の抱負をお聞かせ願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**町長** その一つの運動展開というふうなものを参酌しながら、検証し、反省もし、そして新たな計画づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

**議長** 以上をもって、5番大場清之議員の一般質問を終結いたします。

**8番** それでは、私から、さきに通告しましたとおり、「保育所運営の指針を示せ」という主題で質問をいたします。

現在の舟形ほほえみ保育園は、町内3カ所あった保育所を統合し、平成20年4月に開設されました。ことしで7年目を迎え、現在の在籍園児総数は151名であり、28名の職員で管理しているのが現状のようであります。

保育ニーズが多様化する中で、昨年度からは教育委員会の管轄となり、町の進める一貫教育方針のスタート部門を担って、その対応に日々奮闘していることと推察いたします。

内情を見ると、基本的に7時から19時までの12時間受け入れに対応するため、勤務体制が極めて複雑化しており、早朝・延長保育時に無資格職員の配置等の問題があり、労働基準監督署の査察や県の福祉部局の指導監査等で改善の指摘を受ける現状にあります。

保育内容の充実を図り、保育士の質の向上と職員の安定した職場環境を確保していくには、臨時職員中心に運営している現状には、かなり無理があると言わざるを得ません。

また、園児の定数は170名であり、全体としては、現在の園児数が過剰であるとは言えませんが、未満児の利用希望者が増加傾向にあり、部屋が満杯状態にあることや、建物の構造や外部の機械設備等が雪国対応の配置になっていないために、雪による園舎の破損が多いなど、多くの課題を抱えていることも事実であり、早急に改善を要すると考えます。

こうした中で、町では、将来的に保育士の正規職員の採用は行わず、指定管理者による民間委託を検討しているようですが、現状を踏まえた上で今後の保育所の運営指針を早急に明示すべきであると考えます。

「子育てするなら舟形町で」を掲げてさまざまな支援策を講じている中、子育て世代の不安を解消し、将来的に持続可能な保育環境の整備の実現に向けて、現時点での課題及び今後の解決策について、次の点を中心に町長の考えを伺います。

- 1つ、民営化計画について。
  - 2番目に、保育料の軽減策について。
  - 3番目、保育サービス充実について。
  - 4番目に、職員の処遇向上について。
- 以上、お願いいたします。

**町長** それでは、8番八鍬太議員の質問にお答えします。

保育園の運営につきましては、民営化関連の要点を確認しますと、平成16年、国の三位一体改革に基づいて町が作成した集中改革プランで、保育所の統合とあわせて民間活力の活用ということが最初に出てきます。その後、保護者へのアンケート調査、座談会を経て、平成18年に、文教民生常任委員会または議会全員協議会に保育所統合の方針を提示した際、経営形態は公設公営としております。平成23年に、舟形町心の世紀行財政改革推進委員会におきまして、「こども園や民間保育所、これまで同様の直営による施設運営と将来の子育て支援の方針を定め、町に合った保育行政の推進に努めるべきである」という建議がなされました。こうした経緯も含め、正規職員の不採用を前提にこれからの運営を考えますと、アウトソーシングでの運営が当然選択肢の1つであると考えられるわけであります。

さて、1つ目の民営化計画にかかわってお答えします。

昨年度より、保育園の管轄が教育委員会となり、保小中の一貫教育の体系の中で運営をしてまいりました。これまでの状況につきましては、1月の議会文教民生常任委員会におきまして、一貫教育の進捗状況ということで教育委員会より説明させていただきました。一貫教育との関連で、民営化において重要なことは、町の教育目標、目的を委託先に理解してもらい共有することが必須の条件と考えております。そして、定期的に町がチェックできるようなシステムを



考えていくことが肝要かと思えます。

また、平成27年度から子ども・子育て支援制度が新たに施行されることになり、町でも、新年度に向け、昨年の12月議会で関連条例の議決をいただいているところであります。これらに伴い、子育て支援のニーズ調査をもとに子育て支援計画を策定し、平成27年度から31年度までの5年間の町の子育て支援事業計画としてまとめております。この内容は、例えば保育園については、児童の保護者の就労体系に伴い、保育必要量が最長11時間の標準時間と最長8時間の短時間保育に区分されることになり、制度の変わり目の時期にもなっております。

このように町としてさまざまな視点で検討しておりますが、制度改正などにより今後の想定の高さも、民間委託するためのさまざまな条件等をしっかり整備し、進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の保育料の軽減策についてであります。

現在、ほほえみ保育園に入所している園児151名の保育料は、舟形町保育所費用徴収規則に基づき、保護者の所得状況に応じた第1から第7階層の区分に基づく月額保育料決定額により徴収しております。加えて、同一世帯での複数入所の形態により、基本的には第1子または第2子の単独入所の場合は全額負担、第1子・第2子が同時入所した場合は第2子分が2分の1の軽減、3人以上の同時入所の場合は第2子分が2分の1、第3子分が無料となりますが、さらに、4階層以下、5階層以上、3歳以上と未満児に区分した19通りの軽減パターンを用いております。

平成24年8月に子ども・子育て支援法という法律ができ、子ども・子育て支援制度が、この27年4月1日に施行されることから、これまでの保育料徴収規則を公共施設の利用負担額として条例で定める必要があり、この3月議会に新たな保育料の費用徴収条例を提案しているところであります。

さて、保育料の軽減についてであります。

政府においても幼児教育の無償化について打ち出しておりましたが、27年度予算では見送りになったようであります。全国津々浦々で、人口減少に歯どめをかけるための少子化対策の一環から軽減策を打ち出しているようです。県内においても、同時入所の場合のさらなる軽減、小学生以上の兄弟をカウントした軽減、3歳以上児の2分の1の軽減、全額無料化まで、広範囲な状況となっております。

舟形町の軽減としては、新たな制度による国の多子世帯の軽減基準を用いて、小学校就学前の子供が2人以上いる場合、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料といたします。

現在、物価の動向もあって子育て経費はかさむ一方であり、ほほえみ保育園保護者の9割以上が両親とも就労していることから、経済的な要因が高いこともうかがえます。保護者が仕事

と子育てを豊かな環境の中でできるようにするためには、保護者の経済負担を軽減する必要があります。

したがって、このたびの地方創生交付金を活用した町独自の子育て支援策を考えております。ほほえみ保育園に入所している3歳から5歳までの保護者に、保育利用者負担額2分の1相当の給付金を交付する事業を実施する予定であります。

次に、3つ目の保育サービスの充実についてであります。

子ども・子育て支援制度が新年度から施行されることで、保育園における保育の必要量が保護者の就労によって区分されることとなりますが、町保育園は、従来どおり12時間の保育時間を提供できる環境を維持していく考えであります。また、独自サービスとして実施している送迎バスについても、従来どおり運行していく予定であります。基本的に、制度改正になっても、現状でのサービス低下はさせないよう努めてまいります。

また、このたび子ども・子育て支援計画策定において、病児保育等について検討していくこととしておりますが、未満児の保育需要の状況を見きわめながら整備、対応していかなければならないと考えます。

次に、4つ目の職員の処遇向上についてであります。

職員賃金については、昨年度見直しされ、今年度より基本賃金をアップいたしました。改善していると考えております。また、就労体系においても、送迎バスの添乗についてパートを活用するなど、保育士が保育に専念できる環境に対応してきております。ただ、保育サービスにおける長期間保育を維持していくためには、どうしても複雑なシフトを組まざるを得ない状況であります。

また、臨時保育士について、労基法上、5年以上継続して雇用ができないことになっております。民間委託になれば、この点が大きく改善されることが期待できます。ただ委託先によっては、全職員が正職員として採用ということも難しいものと思われれます。また、今後、全国的にも保育士の確保が難しくなることが懸念されております。臨時職員を採用する場合、町としても、保育士が少なくとも小学校に就学するまでかかわれるスパンの身分保障された雇用ができる環境をつくるのが、マンパワーとしての保育士が自分の力を発揮できる最高の環境と考えております。こうしたことも民間委託の際に考慮していかなければならないというふうに考えております。

**議長** 再質問を許可します。

**8番** それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の民営化の計画でありますけれども、どうも今の町長の答弁を聞いていまして、はっきりしないなというふうな疑問があるわけです。前段、平成18年度の保育所統合時には公設公営だと、そういう方針を示したというふうに言っております。

23年の行革推進委員より、直営による施設運営と町に合った保育行政の推進というふうな建議があったと、こういうようなことを見ますと、その時点では公設公営というふうな、直営というふうな考え方かなというふうに思うわけですが、その後、こうした経緯を含めて、正規職員の不採用を前提として考えると、アウトソーシングによる運営が当然選択肢の1つになるというふうな答えになっているわけです。どうもその辺のところをどういうふうに理解しているのか苦しむ部分があるわけなんです。

先ほども述べましたけれども、1月議会の文教民生常任委員会での所管事務調査においても、教育長は、指定管理者による民間委託の検討を行っている、というふうにご答えております。その上で、保育のあり方を運営のあり方も含めて早急に構築する必要があるというふうにご言っているわけですが、この辺、私はきょうの主題として運営方針を示せというふうにご言っているわけですので、その辺をもう一回はっきりと町長の考えを伺いたいと思います。

**町長** 民営化の方針については、まず一つは町の職員の定員管理計画、これは、数年前から、まず職員採用はしないというふうな遞減化計画があるということでありまして。その中で、心の世紀行財政改革の中でも、認定保育園なり民間保育所というふうなものを検討しなさいというふうなご答申もあわせてなっております。

したがって、今、子育て支援室のほうで税務福祉課、教育委員会、今年度から教育委員会に移管したわけでありまして、子育て支援室を中心にしてまず検討してくださいということをお願いしております。

この民営化のあり方としまして私が一つの方法論として考えているのは、質問にもちょっとありましたけれども、いわゆる未満児です。未満児が非常に多くなっているという実態であります。ただ、私も、法律は未満児を迎え入れる人数というふうなものが決まっているのかどうかちょっとわかりませんが、ただ、答弁にありましたとおり、保護者でも共働きがまず9割ぐらいいると。これからもこういう状況が続いてくるであろうと。このほほえみ保育園が建設7年前でありますので、7年前はそういう風潮といいますか時代はなかったのかなと。ここに来て、大分未満児の方が多く入所してくると、したがって、この未満児の対策と認定保育園のありようです。

いろいろ認定保育園のありようをちょっと調べてみたところが、新設する場合も、現在でも可能であるというふうなご法律でありまして、したがって、この民間の保育所を委託する場合に、今ある、どこかで経営している民間に委託をする場合と、もう一つあるような気がします。これは、町で法人をつくるというふうな方法論もあるのではないかなというふうに思うんです。ですから、いわゆる社会法人舟和会のように町で法人をつくらせて、その法人の中で、幼児の教育と保育に欠ける子供の幼保の連携型の認定こども園の経営というふうなものにする方法ではというふうに私は素直に考えています。

これをひとつ子育て支援推進室の中でまずそこで検討されてもいいのかなというふうに思いますし、そうすることが、例えば民間に委託したとしても一貫教育の中の弊害というふうなのが出てくるわけでありますので、町が立ち上げた法人であるとすればそういう違和感もないのではないかなというふうに思いながら、今その方法論を考えながら、そして、子育て支援室のほうにその方法論を吟味してほしいという今の現段階の私の考えであります。以上です。

**8番** 町長はそういう考えであるというのはわかるんですけども、先ほども言いましたように、今の保育園の運営の現状を見ますと、正規職員なり臨時職員で対応しているわけですけども、町長の答弁にもありましたように、臨時職員については労働基準法上5年間継続した雇用しかできないと、そういうふうな中で、今、臨時職員が19名ほどいるわけです。そのほかの正規職員についてももう5年以内ぐらいに退職を迎えると、そういうふうな年齢構成になっています。そういう中で今後の保育所運営を考えた場合に、今申し上げたような町長の考えはわかるのですが、そんなにゆっくり考えている時間があるのかなと、非常に差し迫った問題ではないかと、早急にはっきりしなければいけない時期に達しているのではないかとというふうに思うわけです。そういう意味で、本当に時期をどの辺に考えているのか、もう一回、町長の考えを伺います。

**町長** 時期といいますと、目標というふうなことで捉えていただきたいと。これは、認定こども園というふうなものも検討しなければならないわけでありますけれども、正職員が今3名おりますので、今の最年長者の副園長が2年後に退職されると、29年4月1日なんかめどにしながらすればどうかというふうに思っております。

この点につきましても、認定こども園のありようというふうなものがありますのでこれと、いわゆる私の考え方は、今の支援センター、これを保育室にして、支援センターを新たに建設しながら、その幼保連携型の保育所の経営というふうなものにする方法がよいのかなというふうに思っておりますし、目標年次とすれば、27年、28年、住民の意向というふうなものも聞かなければなりませんので、29年4月1日を目途にした、目標年次としてはそういう考え方がよいのかなというふうに思っています。

**8番** 今、時期的な年が出ましたけれども、果たしてそれまでもつのかなというふうな私は心配をしているわけです。一つ、町長、この保育所の運営方法については、民間委託にするのか、それから指定管理者制度でいくのかということと、まず、この26年度中にその方向を示すと、そういうようなことを町長と労働組合との労使交渉の間で平成25年12月に確認をしていますよね。これは間違いないですか。

**町長** 間違いはないと思います、そういうふうに組合で言ったとすれば。

**8番** だとすれば、その26年度中というのは、もういよいよ年度末に来ております。そういう意味からいえば、当然、町長の腹の中とか、きちんと決まったことを表明してもいい時期で

はないかと。当然しなければならぬ時期に来ているのではないかというふうに思うのですが、その辺はまだ町長の考えはまとまっていないのでしょうか。

**町長** したがって、26年度に決断するというふうになりますけれども、さっきも言ったとおりに、29年4月1日を目途にして民営化なり、あるいは指定管理者の方向性で取り組みたいというふうに思います。

**8番** それでは、まず29年の4月に民営化をすると、そういうふうに理解してもよろしいですね。はい。

それでは、先ほどの答弁にもありましたけれども、この一貫教育、そういったかかわり、あるいは保護者とのかかわりですね、そういったものを今後その29年までの間にきちんとしたプロセスを踏んで、本当に民営化がうまくいくようなそういう方策をお願いしたいというふうに思います。

次に、保育料の減免であります。町長答弁にもありましたように、ことしは、保育料の半額をまず町のほうで交付金として補助すると、そういうふうなことが新年度予算に盛り込まれているようでもありますけれども、これは、先ほどから何度も出てきております「子育てするなら舟形町で」、これを前面に打ち出して子育て支援なり定住促進をうたっているわけですが、そういう意味から言いますと、私はやっぱりここで全面無料化というものを考えるべきではないかというふうに思うんです。その辺、町長、いかがですか。

**町長** この半額補助という考えですけれども、従来から全額というふうなものが一番いいんでしょうけれども、問題は財源なわけでありまして。たまたま地方創生というふうなものが出てきましたけれども、正直に言って財源がどうなるやらということで、担当課のほうには、2分の1と3分の1、この両面でやってくださいというふうなことをお願いをしております。

したがって、今回地方創生というふうなものが出てきましたけれども、地方創生で財源が了というふうになれば、全額することもやぶさかじゃないだろうというふうに思います。ただ、地方創生で非常に不透明でありますので、なかなか難しいというふうな面もありますので、まずは、今年度は半分の軽減というふうなもので取り組みながら、2年間なり3年間のこの28年度以降の地方の国の動きを見ながら対応しなければならないというふうに思っております。

**8番** 25年度の決算ベースで考えますと、保護者の負担分、これは延長、それから一時保育を含めましても3,400万円程度だというふうに思います。この地方創生の交付金を活用して2分の1にするということであれば、まず財源として必要なのは1,700万円程度かなというふうに思うわけです。そうして見た場合に、一つ、今ふるさと納税の制度による基金も大分好評のようで、町のほうにも、年度末には1億四、五千万円ぐらいの納税額になるのではないかというふうに言われているわけですが、その基金の活用方法にも、この子育て支援に活用するというふうな中身があります。その中で、その1,700万円をふるさと納税の中から使うというふうなこ

とも考えられるというふうに思うんです。そうすれば、十分にこの3,400万円の無料化は踏み切れるのではないかというふうに思いますけれども、いかがですか、町長。

**町長** ただ、今、半分と言いましたけれども、半分も、現時点で、例えば地方創生事業の中で必ずなるというふうな時点ではないんです。これもいろいろ内閣に問い合わせをしましたけれども、良好ないい返事が来ないというふうなことで、この推移を見ないとなかなか難しいのかなと。ただ、私は、一般財源で今年度2分の1するというふうなことに変わりはないわけです。たまたま創生事業が来たものですから、これに繰りかえながらやっていこうという考え方で。

ただ、あともう一つは、ふるさと納税の云々でありますけれども、これも目的にもいろいろありますので、産業の振興なり、子育て支援なり、結婚支援なり、いろんな目的もありますので、この辺は担当課と相談しながら、どういう仕組みがいいのかどうか。優先順位をどこにするのか。これも総合的に含めながら検討してみたいというふうに思います。

**8番** ことしの27年度予算が新聞紙上でも各自治体の予算的な内容が公示になっていますけれども、やっぱりこの子育て支援あるいは保育園の保育料の無料化がかなり目玉商品的な施策になっているようであります。その中で、舟形町では、前面に子育て支援というものを打ち出しているわけですから、それに応えられるような策を打ち出すとすれば、やっぱり全面無料化に踏み切るべきではないかというふうに私は思います。ぜひそういうふうなことを検討していただきたいというふうに思います。

次に、保育サービスの向上でありますけれども、先ほども言いましたように、町長の答弁にもありました、未満児の保育希望がかなりふえていると、そういった中で部屋が満杯状態にあるというふうなことであります。その意味で、ぜひ保育環境の整備という意味からも、増改築なり、支援センターの部屋というふうな話もありましたけれども、その辺、即時対応の実施をぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**町長** これは、さっき言ったとおりに、今の未満児が大分来年度も多くなるようであります。したがって、それをどうするかと。先ほどもちょっと言いましたけれども、今の支援センターを保育施設にして新たな支援センターをつくりながら、今の保育園から幼保連携型の認定こども園にするためには、正直言って300平米足りないというふうな面があるようでありますので、その財源をどうするかというふうなことであります。

したがって、公立保育所の場合、認定の場合は補助金はないようであります。ただ、法人の場合はあるというふうなことでありますので、その辺を総合的に勘案して、今の未満児の対策の増築と、それから、認定こども園になるような施設のあり方をドッキングしながら、法人立の補助事業でそれを賄うことができないかどうか、これを先ほども申し上げたつもりであります。そんなことで、その未満児対策も、その中で一緒になって課題を解決するという方向に持

っていけるかなというふうなことで先ほど申し上げたということでもあります。

**8番** ぜひ、サービス向上に期待をしたいというふうに思います。

それでは、最後に、職員の処遇の向上についてでありますけれども、先ほどの答弁の中では、職員の賃金について基本をアップしたということでもありますけれども、県や労働基準監督署から指摘を受けるほどの複雑なシフトを組まざるを得ない、そういう現状を、やっぱり増員を図るといふふうなことで改善をぜひ考えるべきではないかというふうに思うわけです。

平成27年度当初予算をちょっと見ますと、保育所費1億1,000万円弱の中で、職員給与が2,700万円あります。臨時職員の賃金区分が4,240万円ほどあります。これは単純な割り算ですけれども、職員は3名ですから、1人頭900万円というふうなことになります。臨時職員は19名、割る19にしますと223万円、正規職員の4分の1にも満たないと、こういうふうなことになるわけですけれども、これは単純な本当に割り算ですので、それは違うよというふうなことになるかもしれませんけれども、その辺の現状を町長はどういうふうに見ているのか、お伺いしたいと思います。

**町長** 今、単純など言いましたけれども、これもまさしく単純なことで、そのとおりだと思います。今現在、人件費7,100万円であります。正規が2,600万円、臨時職員が23名で4,487,000円、これを全て職員化しますと1億5,000万円、倍になるようであります。それはそれとしましても、今、臨時職員のやつ、労基法違反というか弊害もあるというふうなことになりますけれども、労基法違反にならないような職員体制というふうなものも構築しながらも、ただ臨時職員を24年にちょっと見直しまして、25年からですか、各市町村の臨時職員の形態、これまで私のほうでは6,200円、6,300円が基準になっていましたけれども、25年からは、短大卒業の手取りの額でしなさいというふうに、今16万円ぐらいになったと思いますけれども、これは最上郡でも町の臨時職員ではずば抜けて多いはずであります。と同時に、今回、27年度の交付税がちょっとわかりませんが、保育所の保育士の勤務条件の緩和というふうなことで、3%のカウントの給与改善経費が27年度なるようでありますので、それが確認されれば、そういう3%の額も引き上げたいというふうに考えております。

**8番** 先ほどから民営化という話も出ていますけれども、やっぱり限られた財源の中で保育サービスを向上させたり拡大していくという上から、コスト削減、人件費の削減というのは行革の観点からもやっぱり必要なことであるということはわかります。

しかしながら、保育士というのは資格を有する職員でありますので、一つの技術職だなというふうに思うんです。そんな中で、やっぱり全国的にも確保が難しいというような状況の中で、やっぱり継続して持続可能な雇用環境というものをきちんと整備していく必要があるのではないかというふうに思います。

そんなことで、一つ提案になるわけですけれども、先ほども定住自立圏の構想が出てきまし

た。やっぱりこの保育士不足というのは、管内でも共通した悩みではないかというふうに思います。そんな中で、そういった保育士の共通した身分保障制度みたいなものを創設して、この地域全体の保育士の確保なり、安定した雇用ができるようなそういう組織の立ち上げというものに、ぜひ町長からも発信をしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

**町長** これは、保育士のみならず介護福祉士もそうだと思います。介護現場も大変なことがありますけれども、介護福祉士あるいは保育士ともどもそういう今のご提案、定住自立圏の中でこれらを組みかえる、それを包含する計画というふうなものもいい提案ではないかなというふうに思いますので、その方向に取り組んでまいりたいというふうに思います。

**8番** まず、答弁の中身を総称しますと、何か民間委託をすれば、全てがうまくいくというふうなようにもとられかねない内容の部分もあります。決してそんなことではないというふうに思いますので、ぜひ、保育運営に支障を来さないような方向性というものを出示していただきたいというふうに思います。

今の町長の答弁にも先ほどありましたように、前向きに検討するというような答えではなかったようでありますけれども、よく町長が口にしますけれども、スピード感という言葉がありますね。ぜひスピード感を肌で感じるような保育所運営の改革を期待したいというふうに思いますので、もう一回町長の答弁をお願いしたいと思います。

**町長** 今のご提案、ご質問のとおり、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

**8番** 以上で終わります。

**議長** 以上をもって、8番八鍬太議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

あしたは午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

午後2時55分 散会



平成27年3月6日（金曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年舟形町議会第1回定例会第2日目

平成27年3月6日（金）

---

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会書記長 中山 進
総務課財政管財班長 小野 芳喜	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 3 議案第 2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 5 議案第 4 号 平成 26 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 26 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 26 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 26 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 議案第 8 号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 議案第 9 号 舟形町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の設定について
- 日程第 11 議案第 10 号 舟形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 11 号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

## 日程第1 一般質問

**議長** 日程第1 一般質問。昨日に引き続き一般質問をお受けします。順次発言を許します。

**7番** おはようございます。

私からは、通告文に従いまして一般質問を行いたいと思います。

「空き家の有効活用を」と題して。

少子高齢化に伴い、全国的に空き家が増加しております。

町でも空き家が年々増加しており、空き家による、子供たちの通学路や生活道路への落雪や倒壊の危険性が心配されております。

町で空き家の実態調査をし、空き家バンクを作成しているとお聞きしております。バンクの利活用はどうなっているのか、また、バンクの更新はどうなっているのかを、お聞きしたいと思います。

また、損傷が激しく倒壊の危険性の高い空き家については、所有者と話し合いをなされているのか、お聞きいたします。

子育て支援住宅、今春完成されます住宅を含めると3棟、15戸の入居者となります。数年後には子供たちも大きく成長され、子育て支援住宅の入居条件がクリアできなく、やむなく退去される入居者も今後出てくると思います。入居者の定住促進を図るために、今後増加する空き家の有効活用を図る考えはないのか、また、定住促進住宅の建設の考えはあるのか、お聞きいたします。

**町長** 皆さん、おはようございます。

それでは、7番叶内富夫議員、「空き家の有効活用を」についてのご質問にお答えします。

平成26年7月に公表されました平成25年住宅・土地統計調査によりますと、今、全国で総住宅数約6,063万戸があるそうであります。そのうち空き家数であります。820万戸であります。率にしますと13.5%になるようであります。山形県の空き家率、10.7%であります。

さて、舟形町では、平成25年4月から6月にかけて、職員による空き家の実態調査を実施しております。そして、空き家台帳を今整備しております。この25年の時点では、76戸の空き家を確認しております。そのうち利用可能な空き家、28戸であります。あるいはリフォームすれば利用可能な空き家25戸、そして、利用不可能な空き家は23戸でありました。そのなか

ら利用可能な空き家を有効活用するため、所有者へ空き家・空き地バンクへの登録を呼びかけてまいりました。その結果、利用可能な物件の6戸を町のホームページで公開し、現在まで4戸の方の契約が成立をしております。

空き家の状況がその都度変化いたしますので、ことしの27年2月に再度実態調査を行ったところ、空き家台帳で把握していた物件について、個人での賃貸あるいは売買等で13戸、あるいは解体7戸などで、現在の空き家件数は60戸になっております。一方、利用可能な物件でそのまま利用できる住宅についてであります。これらの住宅は、空き家・空き地バンクに登録してもらうよう個別に連絡をとっております。

しかしながら、所有者が施設のほうに入所中であるという件、あるいは帰省したときに滞在先としてこれからも利用するからとか、あるいはまた、まだ仏壇、家財道具があるからなどの理由によりまして、借りることがなかなか難しい状況にあります。

次に、老朽危険空き家についてであります。

町では、空き家などの適正に関する条例、これを平成24年4月1日に施行いたしました。この条例に基づきまして、周辺住民などに被害が発生する可能性や衛生上有害になることが懸念される空き家11戸に対しまして、速やかに必要な対策を講じるよう助言、指導を行ってまいりました。その結果、11戸中でありまして、リフォームを行った物件1戸、解体した物件2戸、トタンなどの飛散防止策を講じる予定でいる物件1戸、抵当権が設定されており解体などができない物件2戸という状況で、少しずつではありますが対策を講じているところであります。

しかしながら、その他について、老朽危険空き家の除去に対する補助金制度のお知らせをしながらその対応をお願いしておりますが、経済的に困窮しており対応できないケースや、あるいは電話をしても応答がないケース、連絡先がわからないケースなど、なかなか実情は進まない状況で苦慮しているわけでありまして。その中で、解体したいが経済的な問題で困難なケースが比較的多いことから、町では、除却補助金の額の見直しを含め、今後、危険空き家等の対策に努めてまいりたいと思っております。

また、国では、空き家対策の推進に関する特別措置法、これが今般公布施行になりました。この法によりまして、市町村が特定空き家等の立ち入り調査権、指導・勧告・命令・行政代執行の処置をとることができるようになったのであります。さらには、老朽危険空き家の除去が進まなかった要因の一つであります固定資産税の住宅用地特例につきましても、勧告を受けた場合は対象から除外されるようになるため、空き家の適正管理が進むことがこれから期待できるようであります。

町といたしましても、今後こうした法の活用をしながら、官民一体となってこのたび設立しました山形県空き家対策連絡調整会議などの関係機関・団体との相互連携・協力によりまして、空き家の発生の抑制、利活用に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、子育て支援住宅入居者の子供が成長し、住みかえが必要となった場合の対応といたしましては、今述べました空き家の利活用のほかに、民間賃貸住宅入居者に対して家賃補助制度を設けながら、民間業者による賃貸住宅の建築を促進してまいりたいと考えております。

また、住宅に対するニーズが最近多いことに鑑みまして、定住促進住宅については、現在、建設中の新舟形駐在所の隣接地に、1棟今建設中であります。さらに、駐在所の統廃合に伴いまして空き家となる舟形駐在所並びに堀内駐在所を町が譲り受けまして、これを定住促進住宅として整備する予定であります。

**議長** 再質問を許可いたします。

**7番** 今後、町に空き家を所有しておりますと、固定資産税が発生するわけであります。この固定資産税の収納状況とその納付方法。窓口を持参するのか口座振替なのか、その辺お聞きしたいと思います。

**町長** では、詳しいことは矢作課長からひとつお願いします。

**税務福祉課長** では、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

固定資産税の納付状況でございますけれども、2月末現在というふうなことで集計したところ、固定資産税につきましては、現年度分で2億4,340万2,000円、収納率といたしましては98.67%というふうな状況になっております。加えて、滞納繰り越し分についても10.64%というふうなことで、全体では93.51%というふうな収納状況というふうなことになっております。

納付の形態につきましては、直接納付書により交付する場合と、それが自主納付でありますけれども、あとは、納税組合を通じまして納期ごとに納付をしていただいているというふうなことで、そのような自主納付と納税組合による納付。それには、口座引き落としというふうなことになっておる状況です。以上です。

**7番** 私の今、質問の仕方が悪かったなと思っておりますけれども、空き家の所有者だけの固定資産税の収納状況と納付方法をお聞きしたんです。

**町長** 質問のことについては、矢作課長もそれは調査していなかったと思いますけれども、私が答弁しました老朽危険空き家の固定資産税の住宅用の特例措置、これは昨年11月に特別措置法が国のほうでできたわけでありまして、今まで固定資産関係が非常に阻害していたという点で、今回この措置法の中で緩和というか、なったようであります。その概要について沼澤課長から答弁させます。

**まちづくり課長** それでは、ただいまのご質問ですけれども、住宅用地特例というふうなものは、住宅の用に供する住宅に適用すると、要するに、人が住むために住宅を建てた場合、その固定資産税は現在特例措置で6分の1に軽減されるというふうなことになります。それで、現行では、空き家であってもその6分の1の軽減がなっておりますが、このたびの税制改正によりまして、その固定資産税の特例が適用されなくなるというふうなことになります。というのは、

住宅用としては供されていないわけです。危険空き家というふうには認定された場合は、その6分の1の軽減はなくなるというふうなことで、結果的には、その危険空き家というふうには認定された場合は、固定資産税が6倍になるというふうな状況になるということで、固定資産税を軽減させるために空き家をそのまま放置しているという現状も大変ふえているという状況がありますので、その特例措置をなくするというふうな今回の税制の大綱の一つでもあります。

**議長** 一般質問の時間が限られておりますので、答弁の際は簡潔に要点のみ、ひとつお願いをいたします。再質問。

**7番** ただ、今の私が質問したのは、収納状況と納付状況ということで、空き家の所有者と町ではどれぐらいの接点があるのかなどの思いで今質問いたしました。空き家を有効活用するには、まず何といても、空き家の所有者の理解を得ながら空き家バンクに登録していただかなければ、いろんなこれからの有効活用なり、また賃貸借、また所有者から権利を譲り受けたりすることができないのでありますので、いかにして空き家の所有者の理解を得て空き家バンクへの登録かが、まず第一番の入り道かなと思っております。

それで、町といたしましては、空き家の台帳はできましたけれども、肝心の空き家のバンクのほうが進んでいないような感じがします。その空き家のバンクの進め方について、どのような方法で呼びかけ、また、働きかけをしているのか、その辺をお聞きしております。

**町長** 後段については課長のほうから答弁させますけれども、まず、空き家が今60件あるわけです。25年の調査時点では76件、これが60件で16件少なくなったというふうになります。その中で22件の利用可能な空き家があるわけでございます。これを利用できないかというふうなことで、職員の方もいろいろ所有者とお話し合いをしておるわけでありましてけれども、この空き家の利用の一覧表を見ますと、先ほども答弁で言ったとおりに、福祉施設に入所しているとか、あるいはお盆に帰ってくるとか、あるいは一時に帰ってくるのでそのままにしておきたいとかいうものが、非常に多いわけでありまして。

ですから、今の固定資産税の件もあろうかと思っておりますけれども、無償で貸してくれるというふうになれば、固定資産税の減免というふうなものもやぶさかではないのではないかなというふうに、私は基本的にはそういうふうには思っております。しかしながら、所有者が望むような無償、あるいは有償、あるいは土地の売買、そういうふうな面から、なかなか理解してもらえないというものが非常にこの現状ではないかなというふうに思います。

したがって、このたびの国の特別措置法の中で、あるいはまた山形県の連絡協議会もできましたので、そういう協議会を通じながら、何とかこの22戸の利用可能な空き家、これを最善を尽くして、利用できるようなシステムと申しませうか、話し合いと申しませうか、それをやっていききたいなというふうな、今の時点では基本的にそういうふうには考えております。

後段は、沼澤課長からひとつ。

**まちづくり課長** 利用空き家22件については、担当者含め、私みずからも何度か電話をしております。

しかしながら、先ほど町長のほうの答弁で申し上げたように、さまざまな理由で非常に難しいというような状況であります。

今後も、貸し手に対してもメリットとなるようなことを考えて、どうしたら貸していただけるかということを考えなければならないというふうに思っております。

**7番** この空き家の問題につきましては、ずっと前から、先輩の議員も十数年前に空き家の改修に向けて一般質問をした経過があります。そのとき、利害関係があるとか、また、相続関係が難しく、なかなか町が仲裁に当たって空き家バンクなり空き家の有効活用に踏み込んでいけないという、十数年前そういう行政の答弁がありました。

その答弁を見て、今の町の取り組み方を見ますと、全然進歩していないのかなという感じがします。町は、人口が六千何人台から、あと20年ほどでは四千台に推移するという非常に深刻な時代に入りつつあります。それを見るとき、それと並行して町の空き家もこれからふえてくるのかなと思います。舟形町は自然豊かな環境の明媚な町であります。その中で町内、また、町の中で空き家がぼつぼつと出てきますれば、これは景観上悪いのかなと思います。また、青少年の育成の上からも、教育環境上、住宅環境上、余りにも無残な姿になったものがあるのを心配しております。

そうなる前に、真剣に空き家の有効活用なり危険空き家の解消に努めなければ、ここに住んでいる人たちの住環境が悪化するのかなと思いますので、これからどういう方法で空き家の解消に向けて進める考えがあるのか、その辺をお聞きします。

**町長** 25年から調査しましてから、27年、先月調査しまして60件把握しましたけれども、この60件のうち先ほど言った22戸が空き家の利用可能な件数、そして、20件がリフォームすればいい空き家、そして18件が解体を余儀なくされる空き家というふうに累計しております。

そして、この空き家のバンクでありますけれども、空き家を利用したいという方は19名いるんです。そのうちバンクに登録している方が、現在のところ7名おるようであります。その7名のうち空き家バンクに登録をして空き家を購入あるいは借りている方、これは4件あるようであります。したがって、あとの十何件の方が、空き家を利用したいけれども借りられないという願望があるわけです。

ですから、この辺が、利用可能な22件あるいはリフォームすれば20件という42件があるわけですので、需要と供給、この辺をうまくセットしながらしていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、この空き家の所有者です。所有者に言っても貸さない、あるいは売らない、あるいは賃貸もしないということでは、非常に困るわけです。この辺をどういうふうにするか。強制的



にはできませんので。ただ、解体の部分18戸ありますけれども、解体することについてはこのたびの国の法律が公布になりましたので、助言・指導・勧告、あるいは最後には代執行というように面まで範囲が広がってきたのかなというふうに思いますので、危険空き家の除去、これは、この法律によりまして少し段階的に少なくなるのかなというふうに思います。そういう面も利用可能な住宅、あるいはリフォームしたいという住宅、この法律の趣旨を徹底して理解してもらって、その上でどうするかということなのかなというふうに思います。

空き家を利用することは、今、叶内議員が言ったとおりに、今の時代の中での趨勢でありますので、きのうも一般質問で申し上げましたけれども、空き家を利用して、町内で空き家を望んでいる方々あるいはまた住む場所というふうな面で、都市部のほうから舟形町に移住する方のための空き家の利活用という二段構えでこれから臨んでまいりますので、そういう面もご理解願いたいというふうに思います。

**7番** 今町長が申されたとおりに、空き家を借りたいという方が19名、バンクの登録者が7名ということで、大きなミスマッチが起きておるわけでございます。このミスマッチを解消するのは、何ととっても、やっぱり空き家の所有者と粘り強くお話をしながら、空き家の所有者もメリットがある、また、借りた方もメリットがあるような方向で行政が仲立ちをしながらバンク登録をしていただいて、空き家の有効活用を図っていただきたいと思います。

また、定住促進住宅で利用するということがありますけれども、新規に定住促進住宅を建てますと、建物の規模によりますけれども大体3,000万円から5,000万円ぐらい、巨額な金がかかります。空き家バンクに登録されました家屋を1,000万円なり1,500万円なりの大々的なリフォームをしてやっても、新規に住宅を建てるよりコストを大幅に圧縮するのかなと感じております。そんな形で、そういうふうなことも考えながらよろしくお願ひしたいと思います。

また、老朽危険空き家の問題でありますけれども、ことしの冬を見ましても、山形県内、全国的にも、雪害による空き家の倒壊等がたびたびマスコミ等で報道されております。私たちの舟形町では、まだそんな大きな問題はないように思いますけれども、私もいろいろ町の町内を見てみますと、危険な空き家が数多く見受けられます。この空き家の解消につきましては、空き家条例なりいろんな条例を適用しながら解消に努めるわけでありまして、今の条例で老朽危険空き家の解消ができるのかどうか、その辺をお伺いします。

**議長** 簡潔にお願いします。

**町長** この空き家の危険の解体というか指導ですけれども、国のほうでこの空き家に関する特別措置法、新たな法律ができましたので、さっきも言ったとおりに、今までは指導・助言という範囲でありましたけれども、勧告もできる。あるいは勧告してどうにもならない場合は、町なりあるいはこの所有者がお互いに話し合う時間も要しながら、それでもらちが明かない場合は代執行というふうな法律ができましたので、先ほども言ったとおりに少しこの除却のほうも進

んでくるのかなというふうに思います。

先ほどちょっとお話ししませんでしたけれども、この法律ができて、市町村の役割が出てきたんです。さっき言ったとおりに、1件1件の実態を調査して、空き家のこれからの推進計画と申しませうか、そういうものをつくりなさいというものが義務的になったというふうに私も捉えております。そんな面で、利用する空き家、リフォームあるいは解体という3つの分類の中で、どのようにこの法律を運用しているかというものが大事な要素ではないかなというふうに思いますので、そういう法律に基づいて、舟形町でも町の役割というふうなものを踏襲しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

**7番** この危険な空き家の解消につきましては、現状に即した条例の改正なり、また運用面のことを考えて、なるべく危険空き家の解消に努めていただきたいと思います。

舟形町の今の農業の形態を見ますと、農業後継者の不足でいろんな面で支障を来しております。都会に住む若者もしくは団塊の世代で退職されました方々で、田舎に帰って田舎暮らしをしてみたいと、また農業をしてみたいという希望の方が、多数とは言わないけれども結構いるのではないかなと思っております。そんなわけで、舟形町も空き家の解消とそれに農業したい方をよくマッチしながら、町で、地域で今農業をやってきたのがリタイアした場合の土地なり家屋なりを借り受けまして、そして、都会のそういう意欲のある農業者というのはちょっと話が違ってくると思うんだけど、そういう意欲のある農業者を町に移住して、そして地域の活性化も図れるのではないかなと思いますけれども、その辺の考え、町長からお願いします。

**町長** 今、叶内議員が申されたとおりでらうというふうに思います。

この件については、前にもちょっとお話ししたかもしれませんが、今般のこの地方創生総合戦略、今国のほうで打ち出しておりますけれども、そこには4つの視点があるということを示しております。企業の誘致なり働く場の確保、それから今いる住民の方々の子育て・結婚・出産の支援、それから3つ目が、今申し上げたとおり都市部から地方への移住を促進すると、それから4点目は人づくりと地域づくりと、私はこの4つの点ではないかなというふうに思いますので、今の3点目のいわゆる移住、農業という働く場をしながら雇用を創出しながら、今度は住む場所をどうするかという点でありますけれども、住む場所は、やはり今、叶内議員が言ったとおりの空き家の利活用というふうな視点も大きな意味があるんだらうというふうに思いますので、その他、賃貸住宅なり、あるいはまた東京都の方が来られるようなアパート方式の建設などもいいのかなというふうな。

ですから、働く場所とそして住む場所をリンクしたような地方創生の取り組み、これはきのうの一般質問がありましたけれども、28年度以降、27年度中にこれを戦略の事業を策定しなければなりませんので、その中の一環として、都市部から地方に来て、そして地方のほうで業を起こす起業家、あるいは業を企てる企業家、こういう大きな目的もあるのかなというふうに思

いますので、そのような視点で取り組んでまいりたいというふうに思います。

**7番** 今は町長から前向きな答弁、どうもありがとうございます。

舟形町の空き家利用と、また、舟形の基幹産業である農業の活性化という2つの大きな目的がありますので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

それには、まず短期の農業研修、いろいろな都市部と地域の交流、農業体験などを含めながら考えてきて、町に対して理解を求めれば、今申ひた、舟形町に住んでみたいと。そうすると、土地と空き家のセットした移住を受け入れるというようなことになってくるのかなと申ひますので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

それから、最後になりましたけれども、これから空き家バンクにより一層力を入れていただいて、そして、舟形町に行けば住むところがあると、いい空き家があるというようなことをホームページなりインターネットなりで大々的に宣伝をしながら、舟形町の地域の活性化につなげていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

**議長** 以上をもって、7番叶内富夫議員の一般質問を終結いたします。

**1番** 来月は改選期で私の質問が最後になるかもしれないので、しっかり質問をさせていただきますと思ひます。

さきに通告しているとおひ、3点質問させていただきます。

まず1点目、「福祉サービスの拡充を」。

町では、子育てしやすいまちづくりとして、子育て支援住宅、定住促進住宅の整備、中学生までの医療費無償化、妊婦健診の助成、乳幼児健診等々に取り組んでおり、町内外から高く評価されています。

政府では、地方創生・人口減少に歯どめをかけるための目標とすべき水準として、出生率を1.8と明記していますが、人口を維持していくためには、最低でも2.07以上の出生率が必要とされています。そのためには子育て支援の倍増は最低限の課題であり、保育料の無料化、3世代同居の促進を図るべきと思ひます。

地方に住む高校卒業の若い低所得者の年層に対し、児童手当とは別に親手当政策が提案されています。人口流出に歯どめをかけるためにも効果があると思ひれます。町でも検討していただきたい。

高齢者、核家族化がふえ、地域のつながりが薄れております。孤独、除雪問題並びに健康問題などが多く、生活の不安がふえていくばかりです。

高齢者への心のケアをして、空き校舎や空き家を活用したグループホームなど集団生活型介護の検討や孤独な方への後見人制度を考えていくべきと思ひます。また、町での認知症高齢者の急増への対応計画を伺ひます。

続きまして、2つ目として、「西ノ前遺跡周辺整備を問う」。

西ノ前遺跡周辺整備の環境整備計画が出されてから2年が過ぎ、予算も2年の繰り越し事業としているが、縄文の女神の日も制定され、遺跡地が整備されることを多くの町民が待ち望んでいると思うが、整備計画を改めて伺います。

次に、3番目として、「新農政改革で地域づくり」。

米価の下落と農業者の高齢化により、農地集積、離農者がふえてきています。

しかし、世襲制の農業経営には限界があり、農業の効率化、草刈りや水管理・水路管理・環境保全活動、地域活動などを分担しながら集落を支えていく集落営農を考えていくべきであると思います。

国では、農地中間管理機構を組織し、経営転換、農地集積協力金を活用して農地の集積、集落営農、法人化を進めていこうとしております。

町では、中間管理機構を再生協議会に置き、業務を職員がやっていますが、この制度を地域の全農家にわかりやすく説明をし、それとあわせて基盤整備事業を推進し地域農業を活性化していくためにも、対策室を設置し正職員以外の人材を置き推進するべきである。

23年9月定例会の一般質問で流雪溝整備の質問に対して、長沢から堀内まで9地区、(21集落、世帯数で1,556戸)に流雪溝水路延長で37.4キロ、事業費の概算として37億4,700万円が試算されているという。ところが、事業までは結びつかなかった経緯があると答弁をいただいたが、改めて、農地集積、集落営農、法人化、基盤整備事業、水利多面的利用による流雪溝整備を一帯としたプロジェクトで地方創生を計画してはどうか。

また、導水には水車を使い電力発電をし、農業経営は日本最大の「農事組合法人となん」に学んで舟形一農場を目指し、国に提案、要望してはどうか。町長の考えを伺います。

**町長** それでは、1番佐藤議員の、まず、「福祉サービスの拡充を」の質問にお答えします。

国では「地方創生」を掲げ、地方の活性化と人口減少対策のための戦略を打ち出しております。若者にとって魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを推進するためのことであります。町にとりましても、この3点を網羅したまちづくりをすることが、若い世代の流出に歯どめをかける重点政策であろうというふうに思います。

佐藤議員が申される人口増対策の目指す水準とした特殊合計出生率の数値目標については、「まず、目指すべきは若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、そして出生率の向上を図ること」に集成されたようではありますが、町の合計特殊出生率、平成16年には2.33人と県下1位になった経過もあります。今、24年度では1.72人となっております。町では、子育て支援対策を重点施策としてさまざまな事業を展開しております。なかなか出生率の上昇に結びつかないという課題も、一方ではあります。さらに、3世代同居率であります。全国平均、今、7.1%のようであります。山形県では、全国第1位の21.5%であります。さらに、舟形町はそれ

を上回る36.3%と、県内で第5位と非常に高い数値となっております。

さて、ご質問にある子育て支援についてであります。

1点目の保育料の無償化については、平成27年4月から施行なります子ども・子育て支援制度に基づきまして、また、近隣自治体の軽減動向にも注視しながら、全額、2分の1、3分の2の軽減など、あらゆる検討をいたしまして、27年度保育利用者負担額を設定させていただきました。加えて、町独自に、このたびの地方創生交付金を活用した子育て支援策を考えております。仮称であります、ほほえみファミリー・サポート給付金事業を実施いたしたいと思っております。ほほえみ保育園に入所している3歳から5歳までの保護者に、保育利用者負担額の2分の1相当額の給付金を支給する事業であります。

次に、親手当政策であります。正直言って、まだ聞きなれない内容でありましたので調べましたところ、この政策は、ドイツが先駆けて、専業主婦などで育児のために就業を抑制されている親に対しこれまで育児手当を支給しておりましたが、少子化対策、子育て中の家庭に対する所得保障の観点から、さらに、共働き家庭が多数派になった時代にふさわしい制度として、両親を対象とした親手当を支給することに法改革が行われたようであります。この親手当政策の動向については、厚生労働省所管での法整備等、通達についてもいまだ情報が見えないところであります。これから、国の政策に準拠した中で進めてまいりたいというふうに思います。

また、町単独として、さきと同様な支援として、こども養育支援金の交付を今行っております。これまで5万円の支給額を、26年度、今年度、10万円に倍増しております。親手当のこれからの町の単独支給については、財源的な問題もあり、今後検討させていただきたいと思っております。

高齢者にかかわる質問であります。

現在、町では、ひとり暮らし老人世帯145世帯、高齢者のみの世帯352世帯となっており、年々増加傾向にあります。このような状況の中、町では、地域づくりによる地域支え合い事業、民生委員による見守り活動の強化、地域ボランティア協力員による高齢者除雪の実施など、管内市町村に先立って事業を実施しておりますが、将来の舟形町の人口の4割以上となる高齢者数を見据えた対策としては、まだまだ十分ではないというふうに考えております。

佐藤議員のご指摘にあるように、空き校舎の活用であります、平成28年度に、堀内小学校跡地に社会福祉法人陵風会が事業主体となって、特別養護老人ホーム50床の建設を予定しております。施設入所待機者の解消を図ってまいりたいと思っております。さらに、グループホームの設置については、自宅での生活が困難となり支援を要する高齢者の利用形態を考慮した場合、現設置の高齢者福祉センターが望ましいというふうに考えております。

また、認知症高齢者の課題解決については、第6期の介護保険事業から第7期に向けての必須の最重要事業となりますので、新たな地域支援事業の一つである認知症対策の推進について、

地域の皆さんから協力を得ながら進めたいと思います。

次に、「西ノ前遺跡周辺整備」についてであります。

西ノ前遺跡周辺整備につきましては、西ノ前遺跡環境整備・広域活用検討委員会で検討を重ねて、西ノ前遺跡周辺地区都市再生整備計画を策定し、今、整備を進めております。

計画の内容は、平成28年度までを第1期の計画年として、縄文時代中期の生活ぶりをうかがい知ることができる「縄文の女神記念公園」の整備、記念公園に至る町道2路線の拡張工事、記念公園の誘導を目的とした情報看板の整備が主な内容となっております。

今年度、25年度繰越予算2,600万円で主に公園予定地の用地測量及び用地買収、公園整備に係る基本設計、実施設計を今行っております。また、平成26年度当初予算3,014万円では、情報看板の整備、町道252号線狭窄箇所の拡張工事、町道西ノ前6号線拡張工事の詳細測量などを行っております。そのうち情報看板整備と町道252号線の拡張工事は、公園整備との兼ね合いから平成27年度に繰り越して実施する予定であります。今後の年次計画では、平成27年度が公園の盛り土工事、平成28年度に公園の面工事あるいは町道2路線の拡張工事を予定してまいりたいと思います。

3つ目、「新農政改革で地域づくり」であります。

昨今の農業農政の大転換、大幅米価の下落、これまでの米中心の農業経営では立ち行かなくなるケースもふえてくることが考えられます。町では、このような情勢に対応するため、次のような施策を重視していきたいと思っております。

1つは、複合農業経営の推進であります。

舟形町の平均耕作面積での稲作では、採算ラインを確保するには大変厳しい状況にあります。舟形町では、これまでも園芸振興の支援に取り組んでおります。今後も、活力のある「もうかる営農プラン」を推進していくため、稲作プラスアルファ複合農業経営の強化がますます必要となります。今年度の農業情勢のさらなる悪化を受けて、来年度より新たな経営転換支援事業も計画してまいりたいと思っております。また、営農指導体制の強化も図っており、来年度、町民の皆さんが気軽に相談できるような「(仮称)営農相談所」的な機関の設置なども検討してまいりたいと思っております。

2つ目に、農地集積の促進であります。

今年度よりスタートした農地中間管理機構を活用して、さらなる集積を進めてまいります。質問にあります「町民への農地中間管理機構の制度の周知」であります。これまでの農家の皆さんへの説明等については、昨年春に開催した農業対策座談会での説明、広報誌等の掲載2回、チラシの配布、はがきでの通知2回、ことしの農業対策座談会での資料提供などを実施しております。

3つ目に、農業生産基盤の整備の促進であります。

舟形町では、現在、福寿野地区で圃場区画整備の工事中であります。小松原田地区では、今年度地区採択を受け、測量設計中であります。さらに、馬形川向地区と新福寿野地区で採択に向け協議を進めております。

4つ目に、集落営農の組織化の推進であります。

長沢、舟形、堀内にありますそば生産組合での取り組みについては、集落営農要件に近い状況にあることから具体的な検討を進めており、今、「堀内そば生産組合」においては、来年度、農事組合法人の設立を目指し準備をしております。

質問にあります「舟形一農場」の計画については、壮大で魅力ある構想と思われれます。今進めようとしている法人化の延長線に見えてくるものと思われ、実現の可能性を探ることも一案だというふうに思います。

5点目に、環境保全、農地維持の推進であります。

今後も、多面的機能支払、中山間地域等直接支払等を積極的に活用しながら、効果の高い営農活動を進めてまいりたいと思います。

6つに、農業担い手の確保と育成であります。

認定農業者については、今現在、ここに100名となっておりますけれども、この前、3日の時点で4名追加で104名になりました。104名の方を認定しております。各認定者が策定している5年間の農業経営改善計画が的確に実行できるよう、新規就農者の支援も含め、指導にも力を入れてまいりたいと思います。

質問にあります「流雪溝整備」については、議員が言われるよう、町全体について計画し、また、説明を求められた地区に出向いて計画、事業内容を話した経緯があります。舟形町は、東西に流れる三光堰、大堰、富田堰を利用し自然流下できる流雪溝、あるいは最上小国川からポンプアップし人工的に水を確保し流す流雪溝など、いろいろ考えられます。これらの基幹水路、通常は農業用水路であり、現在舟形本町は、大堰から水量を確保し流雪溝として利用しております。このように、用水路では流雪溝の活用はもちろんのこと、防火用水、生活用水等の機能も果たしてくれます。基盤整備事業とあわせて整備することによりそのような効果が果たせれば、一体とした計画も考えられるものというふうに思っております。

**議長** 既に持ち時間の半分以上が過ぎましたので、ひとつ質問者、答弁者、簡潔によろしくお願ひします。

**1番** まず初めに、福祉サービスなんですけれども、やっぱり人口対策、大きな課題かと思ひます。議会もしっかりとした形の中で今の時代に合った議会改革をしながら財源を捻出していく方法、並びに、昨日ありましたふるさと資金を利用しながら財源を充てるというふうな方向性、いろいろあろうかと思ひます。

常々、人口対策は40年おくられているというような町長の言葉をよく伺ひます。町長のもう一

回はっきりとした考えといいますか今現在の、私としては、この対策に関しては今の倍を持っていても対策をするべきだと思っております。もう一度伺います。

**町長** 人口対策、国全体で、今言ったとおり40年、これはおくれております。その40年を挽回するというふうな意味では、それ以上の財源というふうなものを投資しないと、国全体ではなかなか難しいであろうというふうに思います。そういうふうな意味で、今回の地方創生交付金事業、国もやりますけれども、地方がやはりアイデア、知恵を出して、創意工夫を出してやっていく要素が、ここに非常に大きな意味があるのではないかなというふうに思います。

**1番** まさしくそのとおりだと思います。

子育て支援住宅3棟目が建ち上がって、大変申し込みも多く、充実している形かと思われま

す。  
しかしながら、入所要件があり、ある一定の期間がすれば出ていかなければいけないと。やはり転出の機に来るのではないかなと。若者に、今、定住促進住宅に入るような家賃等々で一戸建てが持てるような体制づくりを進めていくべきではないでしょうか。舟形町にしっかり土地を持っていただいて、若い時代から舟形町に根づいてもらう。こういう体制が、私は一番ベストではないかと思えます。

長沢においては、八鍬林業さんから買い入れた町の手つかずの土地があります。教育ゾーンを中心にした住宅整備ばかりではなく、各地域に学校がなくなってコミュニティーが減っています。各地域にそういう公設的な住宅を、できるだけ安く若者が入れるような形の計画をぜひすべきだと思います。どうですか。

**町長** 定住住宅、それから子育て住宅、両面で、今、町では整備しているわけで、おかげさまでそれぞれの住宅も満杯であります。ただ、今ご質問のとおり、これから子育てをするための環境整備というふうな意味から、町もそういう計画しますけれども、民間の力を借りての賃貸住宅の整備、これを27年度から計画に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

今ご質問のとおり、町が持っている空き地、それから民間が持っている空き地もあります。これを今精査しておりますけれども、大分あるようであります。今の八鍬林業さんの土地もあります。内山団地もあります。パープルエコタウンもありますし。あるいは舟形小学校の前の空き地と申しましょうか、有意的なこの住宅の用地もあるわけであります。そういう物件を行政は行政、あるいは民間の力をかりる、業者さんの力もかりてやりたい。

そして、民間の住宅については、家賃の補助を支給するという仕組みを今考えております。これは当初予算で60万円ほどの計上でありますけれども、そういう民間と行政が連携しての住宅の政策。来年度は課の設置条例も今改正をお願いしておりますけれども、住宅を総合的に考えるというふうな意味での取り組みというふうなものが、これから求められるのではないかなというふうに思っております。



1番 舟形町に行けば、3万から4万円の家賃で30年、40年ローンを組んで、利子もしっかり補給しながら、土地も紹介して、舟形町にそういうふうな金額で一戸建てが建てられるというふうな夢を持たせることによって、人口の定着をしっかりと図っていくべきだと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

西ノ前整備に関してお答えいただきましたけれども、整備は着実に計画されているという中で、若干聞きますところに、縄文の女神を持ってくるための施設を計画段階にあると伺っておりますけれども、計画の状況を伺いたいと思います。

町長 この縄文の女神を生まれ故郷に永住してもらおうというふうな考え方でありまして、具体的な計画というふうなものはまだまだありませんけれども、それを舟形町の生まれ故郷に永住するための活用をどうするかという検討委員会を、12月17日と、それから2月13日だか、2回開催しております。そういう町民の喚起と申しましょうか、そういうことも必要でありますので、何とか国宝の縄文の女神でありますので、私の構想では、山形県立博物館の分館を舟形町のほうに設置していただきたいという計画で、現段階ではそういうふうに思っております。

1番 その分館の計画をもって、きのうの一般質問にも出ました東麻布の野村さんには検討委員会の事務局も委嘱されていながら、なおかつ加工品の販売の委嘱もお願いしておるといふような形で、かなり負担も大きいのかと思いますけれども、西ノ前開発に関しては、やはり地域の人をできるだけ委員に入れて計画していけば、なおいい方向になるのではないかなと思います。

きのうありました、ぐるっと舟形を西ノ前を中心とした一周できるようなコースを計画すべきであるという中で、きのうの質問の中では、富長まで川を下っていったけれども橋を越えずに戻ってきたような質問でありました。私から思うに、富長橋を過ぎて最上川までという途中で、富田堤防には桜堤が植えられております。しかし、残念ながら、計画されてから何年間、木は倒れ、そがきもほどかれ、昨年度は草刈りもされていない状況でした。今後どういうふうにとっていく予定ですか。

町長 きのうのご質問がありましたけれども、清流最上小国川の推進未来機構というふうなもの、新しい組織がなされるわけでありまして。きのうも申し上げたとおり、この清流小国川というのは舟形町の母なる川であって、舟形町の最大の社会資源がこの清流小国川、これの機構でありますので、今ご質問ありましたとおり、延長というふうなものを含めながら、この未来機構図を大いに制度を利用して、舟形町の未来を語るにふさわしい計画づくり、これに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

1番 後足が汚れないような地域整備をしていただきたいと思います。前に整備されたところを捨てて行って新しい整備のほうだけを考えるのではなくて、しっかりとした計画を持っていただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問に移りますけれども、農業に関しては常々質問させていただいて

おります。以前、耳に残っているかわかりませんが、こういうのがあります。全国初小学校農業科の試み、これは喜多方市教育委員会がやっているところであります。これは2007年度から始まりまして、今現在、喜多方市の17校、全学校でこれを取り入れているというような形で、前の一般質問のときにちょっと挟んだんですけれども、もし耳に入っていなかったら、それを調べておかなかったというような思いがあります。教育長かなんか耳に入っていて、それを調べておいた経緯があるかないか、伺いたいと思います。

**町長** 私はちょっとそこまで研究しておりませんので、教育長がわかっているならば、ひとつお願いします。

**教育長** 農業科というふうなこの言葉そのものは、聞いたことがございます。つまり、小学校では農業科という科目はないわけですが、つまり、さまざまな農業体験等を学校の活動の特色に据えるという活動を通して学校教育をやっていくというものだというふうにとらえています。個々の学校での実績云々というふうなところまでは詳しくは調べておりません。

**1番** 学校と申されて、例えば長沢小学校であれば学校前で学校の畑があって、収穫して収穫感謝祭、いろいろと各学校で行われていたかと思えますけれども、学校が大きくなってなかなかその取り組みが薄いような気がされております。学校の田んぼも何か手つけが半端なような状況。しっかりとこういう中で子供の時分から農業に対する取り組みを教えることによって、舟形町に根づく子供ができるんじゃないかと思えますので。今ネット社会です。すぐ見られます。調べられます。ぜひ調べて、後でこれに対する返事をいただければと思います。まず、よろしく申し上げます。

時間がないわけですが、そういう中で、農業イコール水、雪深い国イコール水で雪を解かす。流雪溝という質問を何度もさせていただいております。消雪道路というのは今からはもう時代じゃないというふうな気がします。やはり流雪溝。先ほどに認知症の問題も触れました。流雪溝に雪落としする、イコール歩く。「認知症対策は、まず足を強化する。歩くことから始めよう。1万歩も500歩から」というふうな言葉があります。そういうふうな中で流路を整備して地域を活性化し、流雪溝に水を使う。それによって雪を投雪する。高齢者が若返ることはできないにしても、体をしっかりと鍛えながら認知症にならない対策というふうな流れで、今質問した3つがずっとつながってくるような気がします。ぜひそういう意味においても、でっかいプロジェクトを国にぶつけてみてはいかがでしょうか。

**町長** 今、流雪溝の問題がありますけれども、認知症、それから体力づくり、こういうふうなものも包括したような事業展開・取り組みという質問であろうというふうに。それぞれの立場で、社会教育、社会体育の体力づくりも必要でありますし、さらに、この流雪溝については、今考えていることは、この基本計画の後期計画の大きな要素になるであろうというふうに思っております。と同時に、問題は、37億円という膨大な財源であります。財源については、先ほど申

上げましたけれども最上小国川の推進機構、最上小国川の水をくみ上げて流雪溝にするわけでありますので、そういう事業を機構の中で検討できないか、計画できないかというふうに今思いめぐらせておりますので、4月にこの組織が立ち上げられますので、そういうふうな意味で、この流雪溝問題を基本計画と並行しながら最上小国川の推進機構の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**1番** と同時に、農地整備。やはり今中間管理機構がありながら農地のマッチング作業をやっています。40町歩もことし貸し手が出たかと思えますけれども、100%に当たらず75%ぐらいにしか恐らく合致していないのではないかと思います。というのは、やはりポンプアップしながら水利費が高くて、どうしてもそこの借り手が出ないと、農地が不便で借り手がでないというような状況が数多くあるかと思えます。農業基盤整備事業に対しての推進はどのようにしておるんですか。

**町長** 計画については地域整備課長から答弁させますけれども、今年度は事業費ベースにしますと、小松原田地区4,000万円、負担金事業で。あとは大堰、富田堰の改良等で4,000万円ぐらいでしょうか、都合、全部で8,000万円ぐらいの負担金事業があるやに思っておりますので、これも今申し上げたとおり基盤整備事業と流雪溝と、そして農地の集積と申しましようか、三位一体となったものが一番いいのかなというふうに思っておりますので、後段については課長からひとつ答弁させます。

**議長** 簡潔にお願いします。

**地域整備課長** 農地基盤整備事業の推進でございますけれども、基盤整備につきましては、地元から要望がある箇所あるいは町として進めてもらいたい箇所というふうな形で、今回地元を持っていった話を進めてきた箇所もありますけれども、なかなか実現にはいかないというふうな状況もございます。

今現在これから圃場整備に入ってくる箇所は、太郎野地区が入ってくるというような形になっております。今、福寿野地区が完成し、また新たに福寿野地区が入るというふうなことでございますけれども、そういうふうな形で舟形町の圃場整備も徐々に進んでいるというふうに考えております。

**1番** 今、最上管内で圃場整備事業がおおむね進行している部分を含めると、35年までの計画で20地区あります。20地区あるうちに、舟形から新庄まで、二、三地区から多いところで4地区で大体変わらないですけれども、隣の大蔵村に関しては、7地区今予定が入っております。これというのは、面的工事の前に基本設計の工事があるわけです。今一般的にその部分に関しては自己資金率が高いわけですけれども、大蔵村では、底上げしてしっかりそのところも村で持ってやるから、とにかく整備をして村の農業を守ってくれというような形の中で強く推進しているというのを伺っております。

そういう形から、舟形町も、推進していくにあたり、そういうものをしっかりと捉えて、どうすればあの地域が立ち上がろうとするのか。しっかりとした形の中で、また言葉的にはだったら金持ってこいという形になろうかと思えます。しかしながら、しっかり強い町長の考えを持ってとにかくやっていると、何がどうだということを農家の家まで行って聞けるような体制をつくるべきです。そういうもとの、先ほど言ったとおりに、事務方を職員を置くのではなくて、対策を設けてしっかりと人材を配置して推進をするべきではないかと思えます。

**町長** 町の基幹産業、これは農業であるのは間違いありませんので、今の米の農政の大転換、1万5,000円から7,500円と支払制度も半分、あるいは米の下落等で、今年度は3億円程度の減収ではないかなというふうに思いますし、これをしっかり、今ご質問のあるように農業で食べていけると、農業転換、園芸作物転換というふうなものを含めながら、基盤整備も加味しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

**1番** 舟形の大動脈である農業整備をして、しっかりとした安全な生活をするための流雪溝を整備し、高齢化の認知症対策までつなげていけるような発展的な計画をぜひしていただきたいと思えます。これで私の質問を終わらせていただきます。

**議長** 以上をもって、1番佐藤勇議員の一般質問を終結いたします。

ここで、若干休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時23分 再開

**議長** それでは、会議を再開をいたします。

---

## 日程第2 議案第1号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について

**議長** 日程第2 議案第1号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入について質疑を許可いたします。ありませんか。

**3番** 10ページの地方債の補正の欄でございますが、それとあわせまして20ページの21の1の町債の明細なんですけれども、見方がわからないのが私だけなのかちょっとわかりませんけれども、まず10ページでございますが、10ページの変更で過疎債でマイナスの290万円、災害復旧費でマイナスの500万円、追加で500万円ということで、トータルで290万円の減なんです。これは結構なんです。20ページを見ますと、確かにトータルでは290万円の減なんですございますが、そ

の内訳ですね、土木債以下、これをどういうふうに見ればいいのかちょっとわからないんですけども、その説明をお願いしたいと思います。

**総務課長** 予算のつくり方としてこういうふうになっておりますけれども、20ページのほうについては、基本的には款项目的な予算の設定になっておりまして、10ページのほうの起債の目的については、借り入れの事業名になっております。基本的にほとんど過疎債のほうで充当しておりますけれども、災害と過疎、それから、最近は出てこないんですけども一般単独事業債とか、その事業名で第4表のほうは整理をしているところであります。

それで、追加のほうについては、公共事業債等というふうになっておりますけれども、これについては、国の補正予算のほうで事業費が内示のありました小松原田地区の圃場整備分が、過疎債にすればよかったですけれども、過疎枠がないので、これは補正予算債のほうの起債が50%戻る事業費になりまして、公共事業等債というふうなことで500万円が入っているというふうなことになります。

20ページのほうの詳細について、ちょっとこれでは表現できないので、もし細かいところが必要というふうなことになるれば、後ほど資料提供をしたいというふうに思っておりますけれども、これを説明するというのはちょっとなかなか厳しいのかなというふうに思っておりますので、その辺、後ほどの資料提供でよければそういったことで。今の答弁でよろしければ、そういったことになるというふうなことでご理解をお願いしたいというふうに思います。

**3番** 表現の仕方ということで、そうすれば、単純な質問ですが、例えばこの追加の公共事業債500万円、新しく追加になってございますが、これは20ページのこの補正の欄で見ますと、今、原田地区と話がありましたので、6目の農林水産業債1,210万円増、この中に含んでいるという、そういう見方なんですか。

**総務課長** そういうことになります。その中の細かい節のほうに行きますと、農業債のほうの630万円、農業経営近代化施設整備事業債の中に500万円の圃場整備分が入っているというふうなことになります。

**3番** わかりました。もし資料がいただけるのであれば、後ほどいただきたいと思います。終わります。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** それでは、14、15ページの法人町民税、この800万円何がしかの増になっている。これはどこの法人になるか、まず質問させていただきます。

**税務福祉課長** ただいまの件ですけれども、この825万3,000円というのは、どこの企業というふうな捉え方ではなくて、全体の26年度の町税額に対しまして、収入見込みの段階で825万3,000円がふえるであろうというふうなことでの金額となります。以上です。

**4番** そうしますと、この時点で入ってきているということで、景気がよくなったからこういっ

た感じの法人町民税の増額になっているという見方をしてもいいのか、悪いのか、そこら辺のところを再質問させていただきます。

**税務福祉課長** ただいまの件ですけれども、景気動向もありますけれども、今回につきましては、大きな企業であります舟形町内のキリウ山形とか德州苑、または農協さんというふうなところの収納の見込みが立ったというふうなことでの増加というふうなことにも、ここの中には含まれているところがございます。

**議長** ほかにありませんか。

**2番** ちょっと見方がわからないものですかからお聞きしますけれども、最初に、18ページ、17款1項1目一般寄附金、ふるさとづくり応援寄附金の9,000万円、合計では1億4,000万円ですけれども。次に、20ページの18款2項2目、ここでは、元気・舟形ふるさとづくり応援基金繰入金7,237万6,000円ということでありまして、さらに、支出のほうにもちょっと絡んでしまいますけれども、25ページのほうに、ふるさとづくり応援事業ということで1億3,670万円というふうな数字がありますけれども、要するに、ふるさと納税が幾ら来て、そこから幾らお返しして、お返しするための経費がこれぐらいあって、最終的にはこのくらい残ったよというふうなところを、この26年度の決算時において特別会計的な形で出してもらえないかというふうな要望です。

**議長** 答弁要らないですか。要望だけでいいですか。

**2番** 要望じゃない。済みません。答弁必要です。お願いします。

**まちづくり課長** まず、19ページ、ふるさとづくり応援寄附金、今回9,000万円を補正、歳入で見込みました。これまでの合計で寄附金が2月28日までを見込んでおります。ただ、これは締めてみてわからないので、一応見込みとしては2月28日で締めた段階で1億4,000万円を見込んでというふう考えております。

それから、次のページの21ページ、4,500万円ありますが、これは、今申し上げました寄附金の半額程度のお礼の品に回すというふうなことで積んだ額を、一般会計のほうに繰り入れするというふうな考えであります。

今度、歳出のほうに行きますが、25ページに置いております。25ページのところで、積立金というふうなことがあります。元気・舟形ふるさとづくり応援基金積立金、これは、先ほど歳入でお示した9,000万円をそっくり積み立てのほうに積み立てるというふうなことであります。もらった分は一旦基金に積み立てると、それで、半額程度の4,500万円をお礼の品のほうに繰り入れるというふうな考えであります。

**2番** 経理的には間違いないというふうには思います。ただ、私が要望したいのは、前に一般質問した際に、長野県では特別会計というまるきり別会計としての処理をして、このことだというのがきちっとわかるような形の処理をしているというふうなことだったので、ぜひともこの26年度、町においてのふるさと納税がどうだったのかというふうなところの補助資料的なこと

ろでよいので、最終的にはこのくらい残ったよというふうなところが一目わかるような形での提示をお願いしたいというふうなことです。

**まちづくり課長** わかりやすい資料ということで、フローチャートというか、図式したような説明資料をあれたらばつくりまして、26年度の4月から今の段階での、12月も補正もしましたので、今段階でわかりやすい図式で示したいと思いますので、後で資料を提供したいと思います。

**2番** いいです。

**議長** それでは、ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** それでは、再開をいたします。

歳入についての質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を許可いたします。ありませんか。

**6番** では、私から、27ページの第2款のプレミアム商品券等発行事業補助金で1,929万2,000円ですか、これは27年事業で説明がきちっとありましたけれども、この内容をお聞きします。

**産業振興課長** プレミアム商品券の発行の補助金というようなことで、これは例年ですと800万円程度で推移してきて取り組んできたわけなんですけど、今回は倍増していると。その取り扱いの内容について簡単に説明いたします。

商品券としてはこれまでどおり20%のプレミアムつき商品券で、500円券の12枚つづりで6,000円の商品券を5,000円で販売するという計画でございます。今回は、先ほど話したとおりに、今までよりも額的に増になっておりまして、商品券換金額としましては1億円以上の商品券というふうなものになります。その活用法につきましては、いつも商工会のほうにお願いしているというところもあるのですが、今までの800万円で運用している中で、商品券が売り切れて買えないとか、あるいは反対に、1人当たりの購入額が少ないというふうな話もありましたので、今回倍増したことによって、商品券に取り組む回数とかあるいは1人当たりの商品券をどのくらいに設定するかというものにつきましては、額に応じて有効的に活用できるよう、商工会とも協議していきたいと。

それから、これまでも使えなくはなかったのですが、町外からの購入者につきまして、町外からの消費がふえるということにつきましては、これまでなかった消費者の開拓につながる

というようなことで、今回は特に町外の消費者につきましても、舟形町の商品券をPRしていくものにも取り組んでいきたいと。さらに、町の観光振興に結びつけた活用の検討というふうなことで、町の観光体験や、あるいは町の宿泊とか、あるいは特産品の消費とかの拡大につながるようなこの商品券を使った観光商品的なものの内容も有効的に活用できないかというふうなところもあわせて取り組んで、検討していきたいというふうにご考えております。

**6番** それで、きょうの山新の報道でも最上町のプレミアム商品券のことで載っていましたがけれども、20%のそれはわかりますけれども、これ以上の使い道というんだか、最上町では、町内温泉旅館をPRするため、50%のプレミアムつきの宿泊券を発行する計画もしているということなんです。

舟形では宿泊というのが、まず温泉のコテージですか、そういうのが一応あるわけですがけれども、コテージの半額とか、あとは温泉の今やっているのは11枚で3,500円ですか。あと13枚で3,500円とかと、たまに使わないけれども、今回のこれは15枚で3,500円とか、そういうやっぱり舟形の観光というのもまず年中を通しての観光というのものないものですから、コテージの宿泊、入浴者の15枚つづりの券とか、こういうのを今後PRして、舟形町の若あゆ温泉をPRしていくようなことは考えていないか、ちょっとお聞きします。

**産業振興課長** 大変ありがたいご意見ありがとうございます。今話したとおりに、町長からも、町の観光あるいは温泉の利活用について、このプレミアム商品券の活用をきちんと考えろというふうな指示も受けてございます。

例えば宿泊券につきましては、これは山形県でも膨大な額の宿泊券を用意しているというふうなものがあります。これがどのような使い道を各市町村ができるのかって詳細のところは見えていないのですが、その辺の活用の仕方と重複しないように、かつ、今、野尻議員が言ってくださった内容のコテージやら、あるいは観光体験とか鮎つかみ取りとか、あるいは陶芸体験とか、あるいは温泉も含めたパッケージにしたものの商品のやつに対してのこのプレミアムというふうなものも抱き合わせることによって、町全体の振興あるいは観光の活性化につながるというふうなことかと思うので、今の意見を大事にして検討していきたいというふうに思っています。

**6番** そうですね。やっぱり今、町長も母なる小国川ということもある。あとは猿羽根山観光地ですか、それもありますけれども、年中を通しての観光というのが、舟形では、まず3本指の1本が若あゆ温泉だと思います。まず、恐らく温泉を利用している人が町外の人が結構多いと思います。私も何回か行っていると、本当に顔見知りというのは余りいなくて、町内の人がいなくて、よその人が結構多いのかなと。これからも、まずPRして利用を拡大していかないと経営にも響くことになるから、入湯税も減額になっているようですので、まず入湯税減額ということは利用者が少ないということですね。違うんですか。そういうので、一応、観光資源に絶



対こういうようなものも結構検討していつてもらいたいと思います。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**1番** 同じ項目での質問になりますけれども、一応確認させてください。

今までは町内の方だけに販売であった。だけれども、そうしなければいけないという理由で町外の人にも販売する目的を今回緩めるという形の理由としては、たまに聞くことがあるんですけども、町内の商品券を買っても、町内で買い物しないから使うときないと言う人もいるに聞くところもあります。と同時に、今までのものが売れ残りがあるような状況であるから拡大するのか。拡大もして、増額もして、余り一気にやってしまうと、町内にメリットが薄くなるんじゃないかという感じがするんですけども、どうなんですか。

**産業振興課長** これまでの商品券につきましては、売れ残ったというようなことではなくて、足りないというふうなことの全体的な今までの実態かなというふうに思っております。

それから、町外の方の購入につきましては、これまでこういうふうなチラシを皆さんが見ているかと思うのですが、商品券を購入できる方というようなことで、原則として舟形町在住、あるいは在勤の方と。ただし、従来から舟形町内で購買されている町外の方は本人のみ可能ですよと、買うことができますよというふうなものただし書きがございます。ということで、これまでも町外の方も購入できるということだったのですが、そういう意味で、PRも私たちもちょっと認識も甘いというふうなところもあって、ましてや町外の方も舟形町の商品券を買えるというようなことは、ほとんどPRされてこなかったのかなというふうなこともあって、重々推移してきているのですが、先ほど話したとおりに、舟形町の商店の消費拡大、新たな人を舟形町に来ていただくというような意味でも、ある程度の割合は町外の方にもPRして、そして、舟形町の商店に寄ってもらって買っていただくというふうなことも一案かなというふうに考えております。

**1番** あくまでも商工会ということの委託先があるもので、商工会の加盟店以外では使えないというのが原則だと思います。町のほうでコンビニ誘致するわけですけども、移動販売等々がある中で、その券は使えないという状況になるのか。今回チラシで、町内の方でご希望があればというふうな案内があったわけです。説明会もあろうかと思っておりますけれども、町内の方が出店して、その方が商工会にフランチャイズに入って加盟することは可能なんでしょうか。そういうふうな場面でも使えるようになるような形になりますか。もちろんJAさんでも使えない状況であるわけですけども。

**総務課長** 今回ファミリーマートのチラシが入ったわけですけども、オーナー募集ということで130万円を紹介者、やりたい人に交付するというふうなことで募集しておりますけれども、現在オーナーになる方を探しているというふうなことで、町内の方もなることができます。今ファミリーマートのほうと打ち合わせをしている中では、町内の方々からいろいろ応援していた

だきたいというふうなこともあって、商工会の会員になりたいというふうなことで話をされております。商工会のほうにもそれについては確認をして、入ることは可能だというふうなことでありますので、商工会のほうに加盟をすることは可能で、そのやる人も一緒にするというふうなことになれば、商工会の会員ですので、商品券も使えるというふうなことになります。

**1番** ですね、やはり利用先を拡大するということがやっぱり大事なかなと思います。と同時に、昨今の農業情勢も厳しい。農家の方々もできるだけ安いところに行って資材を買おうかと思えますけれども、20%のプレミアム商品券を使って町内の資材会社からも買うことも可能だというふうな形を捉えれば、ぜひ、ならば、町内の方を優先に販売、利用していただくことを強く望みたいと思います。

**議長** 答弁要らないですか。

**1番** できれば。

**産業振興課長** 今のご意見も含めて、具体的に今度商工会ともその販売の内容につきまして詳細に打ち合わせするので、そのご意見も賜りながら検討していきたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** それでは、27ページの地方創生先行型交付金事業の中の地方版総合戦略策定等基礎調査業務委託料1,000万円ほどについてお聞きします。

この委託料ということですので、ほかの会社に何か委託をして舟形版の総合戦略を立てる、そういう意味合いでの委託料なのか、質問いたします。

**まちづくり課長** 地方総合戦略の計画書につきましては、人口の動向分析、それからアンケート調査、それから専門的な視点に立ってのアドバイス等がありまして、業者委託を考えております。その中の一部がここに入っております。

**4番** そうしますと、舟形版の総合戦略は立てるけれども、その基礎となる資料をつくるための委託料というふうな説明ですか。

**まちづくり課長** そのようなことになります。

**4番** 一応地方創生の概要を見ると、地方のそこに住む住民あるいは各市町村みずからが立てる戦略、策定計画をつくってこいということですので、やはりどれだけそこに住んでいる私たちとか行政職員とか、あるいは地方で頑張っているいろんな民間団体の意見を取り入れて地方創生の総合戦略を立てるかという、そういう必要性があると思いますので、ぜひそのところを忘れないで、外部団体が立ち上がっているようですけれども、ぜひ広く町民の意見をまた聞き直して、こういった資料も提出、見せていただいて、そして地方総合戦略を立てていただきたいというふうに思います。

**まちづくり課長** 国がただいま持っていますビッグデータというふうな、経済とか産業とかさまざまな分野で行っています、調査していますデータがあります。それを活用してさまざまな人

口動向というふうなことをシミュレーションするというふうなことも非常に大事な作業であります。

それから、住民のアンケート、意識調査、そういった分析等があります。そういったものを調査した上で、それで町民との意見交換、それから産学官金というふうなことでの専門的な立場からの有識者の方々の意見をいただいての計画づくりというふうなことも段階的に考えておりますので、あくまでも調査を委託してそのまま計画でなくて、基礎データというふうなものでありますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

**議長** ほかにありませんか。

**8番** 25ページです。

まちづくり推進費のふるさと応援事業についてでありますけれども、先ほど歳入のほうでもありました。ここにありますように、1億3,600万円の応援事業の中で基金に9,000万円を積み立てると。先ほど、歳入の中で基金繰入金が4,500万円ほどあったのですが、ここにある、ふるさと便購入費4,350万円ですか、それと、その下の郵便料、その他ですね、4,600万円ほどになるのですが、この経費は、その先ほど繰り入れをした4,500万円がほぼその金額だというふうに理解してもよろしいのですか。

**まちづくり課長** それでは、先ほど説明もいたしました、9,000万円の寄附金をいただくというふうな予算です。それで、それを全額、ここにありますように積み立て9,000万円を基金に積み立てると。その中から4,500万円を基金繰り入れで一般会計のほうで使うと、財源用とするというふうなことになります。

なお、ここで言いますふるさと購入便で4,350万円、それから郵便料で250万円、取り扱い手数料で70万円、これに充てるというふうなことになります。

**8番** そうしますと、実際今幾ら集まっているのかはちょっとわからないんですけども、今回9,000万円を積んでも、4,500万円は繰り戻していますので、実際は4,500万円しか積み立てにならないということですよ。そういうふうなことで考えてよろしいのですか。はい。

それで、では、今回その4,500万円を事業の中でふるさと便としてお返しをする分の購入費として繰り入れをしたというふうになると思うんです。そうなりますと、ふるさとづくり応援基金条例があるのですが、その中には、基金の処分については、子育て支援をするまちづくり、その他、ずっとあるのですが、いわゆるまちづくりのために処分をすると、そういうふうな項目になっています。そうなりますと、お返しをするための事務的な経費にこれを繰り入れをするというのは、この条例からいくと解釈からいっても若干違うんじゃないかと、そういうふうに思うのですが、その辺の整合性というのはどういうふうになりますか。

**まちづくり課長** 基金条例の第7条には、今8番議員さんが言われたような子育てを支援するまちづくりから（5）の安全・安心なまちづくりまで、（6）その他のありますが、この中にあ

ります。

この中で、地域の活力あるまちづくりというふうな項目もございますので、要するに、4,500万円を町内のほうから返礼品として購入するということでもありますので、それが町内業者の活性化につながり、ひいては地域の活力あるまちづくりにつながるというふうな考えのもとで行っておりまして、このことの使い方については、県のほうとも確認させていただきましたが、それは可能であるというふうな判断のもとでこういうふうな考え方で行っております。

**8番** そういう考え方もできるというふうに思いますが、今の時点では、その辺、例えば米が好評だと、ですけれども、そのふるさと応援便として町内の米を利用していると言っても、ただ、それがきちんと米生産農家にこれほど還元になっていますよというふうなそういう部分というのは全然見えないわけです。そういうものがきちんと町の人にわかるようにしてから、こんな形で生産者になり、その後のいわゆる生産意欲の拡大につながっている部分がありますよというものを整備をしてからやるべきではないかなというふうに思うんです。

そういう意味では、やっぱりここに今の条例の2条、基金の積み立てをする額、これは予算で定める額というふうにできるわけですから、やっぱりそういう意味からいったら、全額備えてきちんとそういうふうなまちづくりに実質使えるお金だけを積み立てるというふうなのが本筋ではないかなというふうに思うわけです。

今あったように、そういった事務的なものに使うのであれば、その前の6条ですね。財政上必要とあるときは、確実な繰り戻しの方法を定めて、きちんと歳計現金に繰りかえて運用することはできるというふうになっているんですから、そういう使い方だってできるんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、その辺を整理して、やっぱり今課長が言ったように、きちんとそういう生産者の意欲を駆り立てるようなまちづくりになっていますよというのであれば、その辺の仕組みをちゃんと整理をしてからこういうふうな処理の仕方をしてはいかがかないというふうに思うのですが、どうですか。

**まちづくり課長** はい、わかりました。

1つは、町内のほうの米を例えれば、かなり米も今非常に好評でありまして、特に土日が非常に何百万円というふうな単位で寄附金があります。その返礼に対する米の取り扱いについては、全て町内の農家さんの米を使うような形で業者さんのほうにはお願いはしております。そういう意味で、この仕組みについて再度そういうふうに農家さんのほうに還元になりますというふうな周知とかですね、その辺をPRしていきたいというふうに思います。

それから、あわせて、多額な寄附金がありまして、そのお礼の品物への財源というふうなことで使わせていただいているわけなので、その辺のやり方についても再度きちんともう一回、どういうふうなやり方が一番いいのかを検証しながら、今後のやり方について慎重に検討してい

きたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**議長** ほかにありませんか。

**総務課長** 昨年、ふるさと納税をふやすようにというふうな一般質問もありまして、去年から取り組んでいるところでありますけれども、米の農家のほうにふるさと納税分を足すというふうなところも市町村ではあるようですけれども、そういったこともうちのほうで米屋さん和大場さんのほうと農協さんのほうと集めて会議をしましたが、それをその分だけ上乘せするというのは、その返金するための仕組みがなかなか難しいというふうなことで、全量を市町村が1カ所で買い取って、その分にふるさと納税分を足すというふうなことであればよろしいのですが、普通に出した米とふるさと納税で使った分の米の単価差をつけて、それを農家さんのほうに精算するというのは、なかなか難しいというのがありました。

なので、今回はこういうふうなことにしましたけれども、まちづくり課長が言ったように、今後そういったことができるような仕組みがあれば、そういったことも検討していくというふうなことです。まず、今回はそういったことというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、議員さんが言うのはそのとおりであります。ふるさと納税で仕組みを変えて、インターネットで気軽にできるようにしたというふうなこともあって、品ぞろえも充実したことから、当初の想定していた条例のつくり方と、今はちょっとなかなかずれているのかなというふうに思いますけれども、それがふるさと納税のお金がばんばん来たものに対応できていないこともあるのかなというふうに思います。

実際、1億5,000万円を1億4,000万円入ってきて、一旦、今までは1月から12月分までを1億4,000万円入ってきたものについて1回積んで、翌年度の予算に、どれに充当するかというふうなことにしておったわけですが、そうした場合、一般財源でその半分、7,500万円をどこからか一般財源で手だてをしてこない、その充当先の予算を確保できないというふうなこともあります。なので、そういったことも含めて今後勉強したいというふうなことでありますけれども、そういった事情で、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

**3番** 1点だけ。24ページ、2の1の11自治振興費、めくっていただきまして27ページに節の詳細が載ってございますが、27ページの一番上でございます。町制施行60周年記念の印刷製本費100万円の減になってございますが、当初は280万円ほど予算があつたと思っておりますが、この印刷製本費というのは、記念誌をつくらうとしたのではなかったのですか。その記念誌というのはつくったんですか、そこをお伺いします。

**総務課長** これについては、当初の想定では、280万円をかけて町制施行60周年分の記念誌をつくらうというふうなことで予算を計上しておりましたが、その後いろいろ内部のほうで調整をし

ていく中で、50周年のときにきれいなものをつくっておりますので、残りのそこから10年分のものについてつくればいいのかというふうなことで、変更をさせていただいていたために、その100万円が残ったというふうなことになります。

**3番** そうしますと、その残り10年分の記念誌というのは、これから発行されるんですか。

**総務課長** 今つくっております、これについてはまちづくり課の広報係のほうにお願いをして今つくっておりますが、もう少しで、3月末までにはできるというふうなことで今進めているところであります。

**議長** いいですか。ほかにありませんか。

**2番** 大変質問ですけれども、ちょっと多分総務課から出ているんだろうなというふうなことで質問させていただきます。

山形新聞のほうに、「舟形の人情たっぷり表現」ということで芸工大のほうでPR映像を作成したようでありますが、この作成した目的。

**議長** 奥山議員、款だけでもちょっと言って、関連のどこかというようなことだけでも、ちょっと言ってもらえれば。

**2番** わからないんだよ。これは総務課じゃないかなと思って質問したんだけど、違っていれば。

**議長** では、補正予算かなんかのときに。いいですか。

ほかにありませんか。（「別ので」の声あり）

**2番** 大変失礼しました。

それでは、26ページ、町営バス事業費の中で、町営バス事業燃料費マイナスの50万円。これは燃料価格が下がったからだろうというふうに推察しますが、ずっと下のほうに行くと、乗合タクシー運行補助金、これも30万円減っていますが、これは燃料代だけの関係で下がったのか、それとも利用者が減ったのか、どっちなのでしょう。

**まちづくり課長** まず、燃料費は、予算237万6,000円となっておりますが、実績に基づいて、3月31日まで、このような形で減額できるのではないかとというふうな見込みで、今回減額させていただきました。

それから、乗合タクシー運行補助金については、1回500円というふうな料金を設定して、燃料費とは特に関係はございません。実績に応じてこれも、利用に応じた今回減額というふうなことになります。

**2番** では、そうしますと、当初、この乗合タクシー運行補助金については多目にとって減るじゃなくて、ぎりぎりとおったのだけれども利用者が減ったからこのように減ったという、どっちなのでしょう。

**まちづくり課長** 当初の利用よりも若干利用が落ちたと、減ったというふうなことで、今回減額

となります。

**2番** そして、私が言いたいのは、この町営バスと乗合タクシー、要するにデマンドタクシーですけれども、この辺の町営バスの経費と乗合タクシーの絡みで、もう少し改善する余地があるのではないのかなというふうに思うわけであります。どちらかという、今のこの行政の運営のシステムの流れからいっていきますと、デマンドタクシーのほうが進んでいるように感じます。そういった中で、舟形町では、今後この町営バス、そしてまた乗合タクシーの運行について、現状についての検討というようなことは考えていないのでしょうか。

**総務課長** 町営バスと乗合タクシーのほうの件でありますけれども、まず、乗合タクシーのほうから説明をさせていただきますが、これは山交バスが堀内のほうからカギ芦沢のほうを通って新庄のほうに行くバスがあったわけですが、それが赤字路線になったということで、山交路線が廃止になりました。そのかわりに乗合タクシーというように、堀内のほうから新庄のほうに行く路線を国交省から認めていただいて路線を通ることにしたわけですが、そのルートは町内の人も使えるようにというふうなことで、本来であれば山交路線の廃止バスの路線で行くわけですが、それを舟形のほうを通って新庄の県立病院まで行くというふうなことで路線をとっているわけです。したがって、その山交バスの代替というふうなことでやっています。これについては、タクシーさんのほうで、タクシーを使うと自分の車を使うということですので、タクシーの運行料金に85%を掛けたものを役場のほうで出しているわけですが、本人から500円をいただいているので、その差額を出しているというふうなことになります。

町営バスについては、デマンドバスというふうなことで今盛んにやられているわけですが、舟形の場合の地形からして1路線でずっと動くわけですが、デマンドバスというのは、ドア・ツー・ドアといいますか、軒先から運んでもらえるというふうなことになります。そうした場合、細い道路も入るものですから大きいバスが使えないというふうなことがあります。国交省の認可では、11人乗りぐらいの小型のバスしか使えません。そうした場合、堀内の方面から朝来るバスが、当時調べたときに11人以上の方が乗っております、8時台のバスですね。そうした場合どうするかとなった場合は、2台、3台連ねるしかなくなるわけです。その路線でデマンドバスでいきますと、そういう問題があります。そうした場合、高上がりになるのではないかとというふうなことが一つ。

デマンドバスというのは、軒先から軒先になりますので、到着する時間がはっきりしないと。例えば福寿野のほうに行って、馬形のほうに行ってくるときもあれば、そうでなくて、そのまますぐ来る場合もあるので、時間設定ができないというふうなことがあります。定時運行にならないというふうなことがあります。そうしたときに、どういったことで対策を練るのかといった場合は、衛星でバスのほうをキャッチして、それを地図システムに今この辺にある

かというふうなことが必要になります。そういったことのシステムを買うのに一千数百万円ほどその当時はかかっております。そういったものを導入しないと、今バスがどこを走っているかわからないということがあります。

それから、デマンドバスですので、会員しか乗れないと。会員登録した人しか乗れないので、帰省したときに、その場で登録してもらおうという手もあるんですけども、一般の方が乗れない、登録をしないとだめだというふうな問題もあります。その確認をして乗せるというふうなことになります。あとは電話番号が必ず要するというふうなことで、毎回受け付けをしなければならないので、そういったことで、トータルにした場合、高上がりになるんじゃないかというふうなのがそのときの見込みであって、いろんな、朝の長沢のほうはほとんどそのバスで大丈夫なんですけれども、堀内方面が難しいというふうな状況がありまして。

それから、委託をする先の星川タクシーさんのほうで、タクシーとそちらの区分をするのに別の人を置いて、電話もつけかえておかなければならないということもあって、それはタクシーさんのほうで、私のほうでは無理だというふうな話も承っております。なので、別区そういうシステムを導入して、誰か電話番号を置いて対応するしかなくなるわけです。なので、高島さん、やられているところを見たんですけども、高島さんは、真ん中に役場とか病院とかが町の中心にあって、八方から入ってくるというふうなことです。そういったところについては有効かと思いますが、同じ方向からずっとそれに乗ってくるというふうなことになる、やっぱり乗車密度等を考えないとなかなかできなかったというふうなことがあります。

今だんだんバスも少なくなっているんで、改めてその見直す時期に、もう一回その検証する時期にも来ているのかなと思いますので、そこら辺の検証はまちづくり課のほうでもしてもらいますが、そういったことで、デマンドバスというのはいろんな問題があるということだけご理解をいただきたいというふうに思います。そのときは検討して、役場の内部でも職員からなる検討委員会で、それはちょっと無理だろうというふうな結論でそのときは見送ったということになります。

**議長** 大変丁寧な答弁ありがとうございました。ちょっと長過ぎますな。もうちょっと簡潔にひとつお願いします。

ほかにありませんか。（「違う質問であればいいのか」の声あり）別に。

**2番** 30ページ、老人福祉費の老人いこいの家管理事業、これは10万円というふうになりますけれども、今現在この老人いこいの家の使用状況はどうなっているんですか。

**まちづくり課長** 26年4月1日から、結婚サポートセンターの職員3名がここに常駐して結婚サポート業務等を行って、なおかつ、これまでの高齢者等への利用についても今までどおり高齢者へ貸し出し業務を行っております。

**2番** 話を聞いてみれば、活用がほとんどないというふうな状況ではありますが、せっかく舟形駅



を改築して、物産センターめがみということで、昔のような駅前のにぎわいを創出するためにしたというふうになっているわけであります。そういった中で、せっかくああいうふうな建物がありながら活用していないというのは、非常にもったいないなというような感じがするわけであります。

そういった中で、では、一例として、B&Gの全然太陽が当たらない部屋の中に体力をつけるための器具、非常にもったいなく配置されておりました。あの機械をもう少し老人いこいのあたりのほうに移動してきて、そして、老人の方々にも使用させながら健康づくりにも増進させるというようなことを考えていって、もう少し老人いこいの活用を考えながら駅前のにぎわいの創出、これを考えていくべきじゃないのかなというふうなことで感じたわけであります。

そういったところで、B&Gにあれだけの施設を、使われていないとは言いませんけれども、非常に使いにくい中での器具でありますので、もう少しみんなが使えるような場所に移動して、そして、あわせて駅前のにぎわいの創出というものを考えていただきたいというふうに思います。

**まちづくり課長** 清流荘の活用については、老人クラブの会合等で使っております。

また、サークル等によりまして、高齢者の方々の健康づくり教室を週2回ほど定期的にやっております、利用はされているかなというふうに私は感じておりましたが。

**議長** いいですか。（「終わりです」の声あり）

ほかにありませんか。

**1番** 同じ項目になりますけれども、利用状況が少ない。私の聞いたところによりますと、本町の老人クラブが存在していたときには結構利用度があって、あそこでいろいろ会合なり芸なりやっていたと。しかしながら、それがなくなったもので今利用が手薄で改定の話があるということに対して、地域の老人の方々が寂しくなるねとか、会合する場所がなくなるという話も聞いたことがあります。いずれにしても、本町ばかりでなく、福寿野の老人クラブも数年前になくなったという話を聞いておりますけれども、そういうものを活動する老人の方々の団体組織の再構築というものに対しての考えをもったの利用を増進するという考えは、今、計画していないですか。

**税務福祉課長** では、私のほうから説明させていただきます。

老人クラブにつきましては、加入団体がだんだん少なくなりまして、その所属するメンバーも少なくなっているというのがやっぱり実態です。そんなことで、やはり魅力のある組織、あとは活動というふうなことで考えていかないと、そこに加入する人はだんだん減るのかなというふうなことには思っています。

それと、年齢的にも、65歳以上とはなっておりますけれども、加入している年齢層を見ますと70歳以上というふうなことの方が大多数でありますので、若い人を入れるためには、もっと

やっぱり魅力のある老人クラブというよりはシニアクラブ層を考えた組織がえのほうに持っていくのが望ましいのかなというふうに思っているところでございますので、期間をいただいて検討させていただきたいというふうに思います。

**1番** せっかくある施設を使わない手はないと思います。一般質問でも認知症絡みの質問がかなり議論されました。町長も議長も老人クラブに、では今入るかと言ったら、なかなかそういう気にはならないかと思います。今の課長が言った年齢の関係もありますと思います、やっぱりシニアクラス。

いずれにしても、そういう団体が健康で言葉を交わし合いながら顔を合わせながら活動できるような、元気のある老人を末永く元気でいてもらうためにも、そういう面にぜひ力を入れて、各町内会にはそういう活動団体があるような形をつくっていただきたいと思います。

**議長** 答弁要らないですか。（「いいです」の声あり）わかりました。

ほかにありませんか。

**7番** 34ページの健康増進事業費の580万6,000円の減額補正になっていますけれども、これは当初予算を見たときの事業ができなかったのかどうか、その辺、内容をお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 今、叶内議員さんのおっしゃるとおりでございます。まことに申しわけありませんですけれども、この事業につきましては、当初のほうで予算をいただいておりますけれども、まずは、この「ふながた健康21」というふうな計画書が昨年の25年度で10年期間が終了しまして、それを新たに策定する年度でございます。ところが、予算をいただいたにもかかわらず、委託というふうなことで考えておりましたが、委託先が介護保険の事業計画と合わせた年度でつくるというふうなこともありまして、なかなかその業者が見つからなかったこともあります。

それと、10年間の振り返りをするのにアンケート調査が遅くなったこと。または、私どもの体制の中でスタッフがちょっと育休のほうで休まざるを得なくなったことなど、それらのさまざまな要件が重なりまして、その作成の業務に当たるのが遅くなったためにずっとずれ込んでしまいまして、ことしの予算をいただいた中では作成を終えることができなくなりました。というふうなことで、まずはおわびをさせていただきたいというふうに思います。

この3月補正の中で必要な76万円何がしというふうなことで、今アンケート調査の入力作業をしておりますけれども、その部分だけをいただきまして、あとの予算は補正で減額をさせていただいて、改めて27年度の予算のほうで15万円ほど。それは自前で、業者のほうには委託をしないでつくるというふうなことで、印刷代だけを予算計上しているところでございます。そんなことで、あわせて健康増進計画策定委員会というふうなことも、年に3回ほど予定をさせていただいたんですけれども、そこまでお願いするというふうな準備立てができなかったというふうなことで、あわせて減額になったというふうなことでございます。まことに申しわけ

ありませんけれども、そのようなことでご理解をいただきたいと思います。

**7番** 常に奥山町長は、健康寿命を85歳まで延長して、なるべく施設に入らないような健康的な老人でありたいという願いもあって、こういう健康増進事業に力を入れてきたのかなと私は思っています。当初予算で厳しい中、この事業費を我々議員も採択した経過がありますので、できれば当初予算どおり事業を遂行していただきたかったなと思います。これは悪いほうで言いますと、あくまでも当初予算に対して行政の怠慢なのかなと感じますので、今後このようなことのないように、しっかりとした当初予算にのっとった事業計画なり、また事業の消化をお願いしたいと思います。

**議長** 答弁要らないですか。（「いいえ」の声あり）

**町長** 今の健康増進関係であります。当初予算でいただいて、そしてまた3月で三角というふうなこと、大変申しわけなく、おわび申し上げたいと思います。

健康増進でありますけれども、先ほど1番議員もおっしゃいましたけれども、今の地方少子化の時代で、自然状態とそれから社会の状態、この2つがあるわけです、出生増を図る。それから、死亡者数を少なくする。それから、転入を多くする。そして、転出を少なくすると。この4つの状態をどのようにするかと、これに尽きるわけでありますけれども、その上で、この亡くなる人が長生きする。そして、私は75歳までは働けというふうに言っていますけれども、とにかく人口動態という中で、この亡くなる方を少なくするというのの一つの人口増の大きなバロメーターでありますので、健康づくり、そしてまた、先ほど1番議員が言ったとおりに地域で体力づくりと申しましょうか。来年からは、私は地域づくりと公民館活動というふうなものを併合した運動を展開しようかなというふうに思っておりますので、ひとつご理解願いたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

続きまして、第6款農林水産業費から第12款公債費についての質疑を許可いたします。

先ほど申し上げましたけれども、質疑につきましては、ページ、款項目をはっきりと明言していただきたいと思います。また、補正予算であるというようなことでよろしく願いをいたします。

それでは、質疑ありませんか。

**1番** 先ほど2番議員が質問された項目、要するに山新のほうで町のPRビデオを作製したという項目が、（「佐藤議員、ページ、款項目お願いします」の声あり）済みません。36ページの6款17項の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。この中で、先ほどの事業が、ビデオ

化されて、各町内を回って、最終的には鍋を囲んで、舟形の素材はすごくおいしいというふうなビデオにまとまったのかと思いますけれども、つくった経緯と、これをどのような形で利用していくのか、聞きたいと思います。

**産業振興課長** 今のご質問の芸工大との取り組みに関してなんですが、この予算については、今年度につきましては、7-1-5のまちおこし事業のほうに計上しております、来年度につきましては、7-1-1の観光総務費のほうに計上させていただいております。

今回の補正には款項目はなかったのですが、今のご質問の内容なんですが、東北芸工大さんとは以前からいろんなかかわりがあって推移してきているというようなところもあるんですが、今年度から特に観光振興連携事業というようなことで町のPRのデザインしていただきたいというふうなところで、委託費のほうに計上させてもらっております。今年度50万円ほど計上させてもらっているのですが、これは舟形町の季節ごとのPRあるいはCMビデオの作成、そして舟形町のストーリー、そして、舟形町の芸工大の芸術的センスから描いたポスターの作成というふうなもので作成してもらって、舟形町の事あるごとのPRの折に、この成果品で使用させていただくようなものをつくっていただくようにとの委託契約をしているの取り組みでございます。

今年度につきましては、後半からの業務というふうなことで、冬口から、この冬の期間をメインにつくってもらっておりまして、来年度は春から秋口までというふうなことで、来年度で1年間を完結するというふうな事業でございます。そんなことで、いろんなことで舟形町をPRしているわけなんですが、今後はこの芸工大の芸術的な観点から作り上げたPR商品を大いに活用していきたいというふうなことで、今業務に携わっているところです。

**1番** そうすると、まだ完結していないと。正月過ぎあたりから先生と生徒が町内を回って歩いて、例えば、雪の中にぽつんと不自然的に家があるのがすごく舟形らしいという風景を撮りながら、雪の中に貯蔵されている野菜の状況を見ながら、最終的には、先月の末ごろ、長沢地区で鍋を囲んでの形に、今回はそれで終了だというふうな形では聞いております。そういう流れのものは、私たちの目にするところで放映されたりするような状況になるのですか。

**産業振興課長** 今のところ具体的にどういう機会というふうなことはないのですが、いろんな意味でイベントとか、あるいは報告会とかというふうなところで、大いに活用できればなというふうなことで思っております。

**議長** ほかにありませんか。

**3番** 36ページ、6の1の13です。右の37ページに節で新規就農総合支援資金、マイナスの520万円、参考資料・説明資料を見ますと、対象者が所得が多くなったので対象外になったということですが、具体的な内容をお知らせください。

**産業振興課長** 今年度も新規就農総合支援事業ということで、青年就農給付金につきましては残

念ながら減額申請というふうなことになるのですが、今年度の予算編成をする際に、5名の方の農業者の方がぜひこれに取り組みたいというふうなことで相談が来た経緯があります。いずれも可能性があるというふうなことで、5名の方の青年就農給付金事業が該当するというので当初予算を計上させていただきました。そのうち2名の方につきましては継続的なことで推移している方なんです、その2名のうちの1名の方が、目標の営農計画の所得の250万円に達したというふうなことで、この方につきましては、給付金の対象にならなくなった。あと3名いるんですが、3名の中の2人については、今年度に入りまして農業以外の業務が忙しくなって、今時点で今回当初予算で相談したよりも事情が変わったので、ちょっと間を置きたいと。もう1名の方が、この給付金対象者につきましては、自分で営農していくとなりますと農地も取得するというふうな前提になるんですが、相続等の関係でその見込みが今現在ちょっと立たないというふうなことで、これも先ほど叶内議員から、当初予算でこのくらいというふうなものに対して大きく減額になったのですが、それぞれの理由によりまして5名の方から1名の方と。

ただし、1人150万円と計上しているのですが、そうしますとちょっと計算が合いません。150万円プラス75万円ほどあるのですが、この75万円は、先ほど話した250万円に達した人が、もしかしたら今年度の生産で250万円に足りなくなった場合、今年度の予算で来季の半期分、75万円が該当になるというふうなことで、実質1.5名分の予算をいただいて、そのほかの予算は今回減額というふうになった経緯でございます。それぞれの方が該当したいというふうなことで取り組んでいる中、今話した事情でまただめになったというふうな事情をご報告させていただきたいというふうに思います。

**3番** 250万円になったらだめですよと、はっきりその方に話をしているんですよ。今課長の答弁ですと、最終的に整理をして250万円にならなかつたら75万円を差上げますよと、それは何かおかしいんじゃないですか。250万円過ぎたからもう切ったんでしょう。何でその75万円をとっておくんですか。

**産業振興課長** ちょっと説明が足りなくて済みませんでした。

今年度の150万円、前期、後期75万円ずつを合わせて150万円は該当にならないのですが、今話したのは、来年度が該当になるかならないかというふうな判断は、この3月時点で今年度の所得が250万円に例えば達していないとなれば、来年度には該当になるというふうなところが出てきます。その場合、今年度予算で来年度の半期分を確保してくださいというふうな指示がありましたので、そういう関係で、今現在、今年度は該当にならない人の来年度の半期分をこの予算に計上させてもらったというふうなことであります。

**3番** 何かよくわからない。この250万円というのはどの時点で判断したんですか。12月時点ですか。3月時点ですか。これからなんですか。これからならば、250万円になるかならないかわか

らないから、それは切るわけにいかないんじゃないですか。この基準、どこで切るかじゃないですかね。

**議長** 若干休憩いたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時04分 再開

**議長** それでは、再開いたします。

**4番** それでは、44、45ページの住宅管理費の町営住宅管理事業で修繕料77万6,000円、この内容をまず質問いたします。

**地域整備課長** 修繕料でございますけれども、町営住宅の修繕ということで、中耐の分、それから西堀集合住宅、また木友住宅等のさまざまな修繕箇所が出ております。そのための修繕ということで行っております。内容としましては、4階建ての中耐のほうですけれども、水漏れの対応とかドアの修理、それから壁の塗装関係。あと西堀集合住宅につきましては、ドアの鍵等の交換です。あとは、それぞれ個別で来ているやつで、洗面所の流れの不良とか、台所の排水の不良等の修繕ということでなっております。また、階段等の手すり等の修繕等も行っております。それぞれ合わせまして77万6,000円ほどの修繕がかかっております。

**4番** 西堀、木友の住宅がほとんどのようですけれども、ほかにも町営住宅や団地があるわけですが、私が聞こえている中では、ドアのインターフォンが壊れているとか、要するに、自分はピンポンと押して入らないからわからないわけですが、近所の人ややっぱりピンポンと鳴らすときに、そういうものを自分から申告していいものかどうかというのがわからないでいる方が多いような気がするんです。要するに、町側からある程度の修繕箇所、こういうところのふぐあいがあったら町に知らせてくださいというそういうものがないと、壊れたままずっともうその中で生活していくんだというような、特に低所得者が多い方が入っておられるような団地ではそういう傾向が強いようなので、やっぱりある程度の生活の住環境を維持してもらおうという意味では、どこかふぐあいはないですかと年に1回や2回は聞くような、そのくらいの町の丁寧さがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういうアプローチはしていますか。

**地域整備課長** 中耐につきましては、昭和50年、53年ごろ建設したかなり古くなっている建物となっております。ですから、中身もかなりさまざま傷んできておりまして、修繕箇所も毎年出てきているというような状況でございます。修繕につきましては、各住宅ごとに代表者がおりまして、その方が代表して町のほうに、どこどこさんの何々が壊れているとかそういうふうな連絡もございますし、また、個人で直接町のほうに言ってきて、ここを修繕してくださいというような問い合わせもございます。そういう問い合わせがあったものについては直ちに修繕す

るといような形にしておりますけれども、水漏れ関係等についてはなかなか、水道の蛇口やパイプが壊れてなったやつはわかるんですけども、最近結露とか外から吹雪いた雪の凍った水が解凍して部屋に落ちてくるとか、そういうやつが最近出てきております。そういうやつについては調査しながらやらないとわからないものですから、今そういうやつに対して対応している部屋もございます。

**4番** もう一回同じような質問をしますけれども、誰か代表者がいるから、その方々からそういう注文が苦情が来るのを待ってから対応するというように聞こえているんですけども、そこまでのアプローチというのかな。町側は、そういった住んでいる人方にそういうふぐあいとか何か故障箇所があったら知らせてくださいよという周知徹底というんですかね、そういうものがあるのかないのかをまず聞いているわけです。その後のことを課長は言ったわけですけども。その後、誰か代表者なり、そういう代表者に通じなかったら本人が直接言ってくるということを今おっしゃったと思うんですけども、そのもっと前です。町がそういう住んでいる人たちに対してちゃんとふぐあい箇所があったら、町なり代表者なりにちゃんと連絡してくださいよということを徹底しているのかということ質問しているんです。3回目、お願いします。

**地域整備課長** 済みません。住宅入居する段階で入居のしおりというふうなやつを配付しております。その段階に、町が修繕するもの、あと個人が修繕するものというふうなさまざまなものが書かれておまして、それに伴ってそれぞれ負担するわけなんですけれども、個別に住宅入居している方に対してそういうふうな修繕があったら町に連絡してくださいよ、あるいは、町が直接そういうふうなチラシ等を配って周知するというふうなことは今のところやっておりません。

**議長** それでは、産業振興課長が席に着きましたので、先ほど3番議員の質問に対して答弁許可いたします。

**産業振興課長** 勉強不足で大変申しわけありませんでした。どうしても確認したくてちょっと時間をいただきました。

250万円を確認するというのは、確定申告3月15日までの内容を見て、250万円に達しているか、あるいは満たないかというものを判断し、そこで満たないとなれば、今年度は違うのですが来年度のほうの給付金事業のほうの対象になるということなので、半期ずつの支払いということになっているものですから、その来年度の半期分をここに置かせていただいたというふうな内容でございます。

**議長** それで、先ほど1番佐藤議員の最初の質問を削除させていただきまして、改めて質問を許可いたします。

**1番** 36ページです。3億7,024万5,000円マッシュルームの建設に伴う補助事業だと思います。確認しておきますけれども、当初の計画していたところを農業委員会に恐らく諮られたと思うん

ですけれども、農業委員会での意見等々がそこで出た状況をお聞かせ願いますか。

**産業振興課長** 委員会では、特に支障はなしというふうなことでございます。

農業委員会につきましては、賃貸というふうな形態がどうかというふうなことでありまして、申請内容につきましては、農業委員会というふうな観点でしますと支障はないというふうなことです。

**1番** これに伴い、ここの補助金を出して町の持ち出し金がないような形で補助金 coming しているのかという推測されるんですけれども、これは総事業費に対して補助金率等をお聞かせ願いますでしょうか。

**産業振興課長** これは、補助事業名が、強い農業づくり交付金事業といいまして、国が2分の1以下というふうな補助率になっております。この補助金が3億7,020万5,000円なんですけど、この事業の総事業費が8億1,540万円というふうなことで全体事業費を計上しております。ということは、2分の1以上にマッシュルーム自体の持ち出しもあつての総事業費というふうなことで、全体事業費の構成になってございます。

**1番** ぜひともマッシュルームには名実ともに日本一という生産量を持って、舟形町の看板法人化組織になっていただきたいと思うところであります。

しかしながら、昨今の状況で言うと、前にも質問したかと思えます。例えば株式会社キリウさん、町で融資した企業ですけれども、パープル夢タウンをすごく危機感を感じて見ているそうです。上層部のほうの会社のほうでは、分離帯を設けるために対策をとれというふうな指導があるらしいそうです。要するに、訴訟を起こされると、工場を移転しなければいけないという工場側に弱い立場にあるそうです。バンソウは、山形県の眺望景観3号に指定されている逗留地にもあるわけです。ましてや清流小国川、鮎を一生懸命頑張って売ろうという中の潮流とかいろいろなほうにあるわけです。いろんな関係で環境対策はしっかりとしたような形をとろうかと思えますけれども、地下浸透した水が小国川に湧き出ないような形になっていると思います。説明会は、土地改良区さん、温泉の代表者さん並びに地域のいろんな方々の代表さんを入れて、意見討議したかと思えますけれども、ここで改めて町長に伺いますけれども、後で問題が起きないようなところでしっかりとした企業を拡大して展開していくのが一番かと思えますけれども、このような状況で、後に問題が起きないというものを確信をしながら町長も賛同しているのかなと思えますけれども、ちょっと意見を伺いたいです。

**町長** これは環境に類したものでありますけれども、環境とそれから営業という両立をどのようにするかと。マッシュルームさんもいろいろ前も課題もあつたわけでありまして、今回のこの大規模事業、8億1,000万円ですけれども、この補助金の要望には、直接私も農林水産局の課長さんにお伺いしまして4億1,000万円を要望しましたけれども、3億7,000万円をお願いするというので来ましたが、環境というふうな面で十分配慮すべきというふうな設計



の内容にもなっておりますし、これまでの課題がないような施設の整備というふうなものをしっかり整えてこの事業を取り組んでまいりたいということを申し上げておりますので、その意に沿うて社長さんのほうでも対応するだろうというふうに確信をいたします。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** 40、41ページの商工費の中で農林水産物加工施設運営費補助金300万円となっておりますけれども、この内容をお聞きします。

**産業振興課長** これは、旧富長小学校に建設した加工場の運営補助金というふうなことになります。今年度においては、11月初旬から本格スタートというふうなことで実施しております、昨年度よりも取り組んできた経緯もあるのですが、今年度は作業的には試作品とか会場の準備とかというふうなものがございまして、今年度当初から加工所運営あるいは加工品の開発等に取り組んできている状態でございます。

そんなことで、運営そのものは秋過ぎからということなのですが、加工施設を運営するまでの経費あるいはそれからの今回3月までの経費となりますと、やはり販売が330万円ほどしか出てこない。これは一般質問にもあったのですが、今時点では商談会とか商品販路拡大に努めているところもあって、商品紹介等の経費もかさむというふうなことで、今年度の収支を考えた場合、今回300万円計上した数字の経費が収支として足りなくなっただけというふうなことがございまして、今回加工所の運営補助金として300万円を計上させていただきました。

**7番** この富長小学校の跡地に加工施設を設置する段階で、我々も結構いろいろ担当課の振興課から説明を受けました。そのときの説明の、私の記憶違いかわかりませんが、これから町に運営上の補助金はいただかないと、十分やっていけるという答弁をいただいたような感じがしますが、その辺の考えと。

それから、この加工施設がこれから順調に事業を遂行して、そして、利益を出していかれるのかどうか。もし出せないとすれば、またこのような形で補助金というふうな形でなるのかどうか、その辺の見通し等をお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** 最初の質問でございます。

独立採算でやっていくというふうな答弁を、私はこの議場でいたしました。それには、もちろん今年度からというふうなものはとても難しく、この加工施設につきましても、もう既に加工施設をしている、サイガワのワジョウさんとか、あるいはオーエさんとか、いろいろところで加工施設の視察もしてございました。そんな中で、販路を確立していくには、数年はどこを見ても頑張る必要があるというふうなところの指導も受けてもきたのですが、やはり現時点でも自立するまでの販路を確立していないという段階で、来年度もというふうなところがございまして。本格稼働して3年目には、自立して独立採算で自分でも利益を出していきたいというふうな振興公社での意気込み、考えというふうなものがございまして。

そんなことで、本格稼働から1年、2年目につきましては、運営的に何らかの支援をしていくということの必要性が出てくるというふうなことでお願いしたいなというふうに思っております。

**7番** これは舟形町振興公社に100%業務委託を行っていますけれども、振興公社も若あゆ温泉の管理等を行っていますけれども、この加工施設のあるおかげで若あゆ温泉の経営に影響はないのかどうか。

それと、また先ほど全員協議会で説明を受けましたけれども、27年度は720万円の補助、そして28年度は250万円の補助、そして、今課長が言われたとおり、29年度は自立して補助金はゼロになるというような計画でありますけれども、この計画もなかなか厳しい計画なのかなと感じておりますけれども、これから一生懸命自助努力をいただきながらこの運営計画どおり成功することを、行政として指導なり助言なりをする必要があると思っておりますけれども、その辺の考え。

**町長** これは数字上で300万円赤字になったから300万円補填しますということでは、絶対なってはならないと。数字の計算ですとそういうふうになりますけれども、これは行政の考え方でいくのはいかがなものかというふうなことで常に思っています。

したがいまして、生易しいものではないということだけはやっぱり私も含めて、あるいは振興公社さんもお一層そういう意味での経営力を望みたいというふうに思いますし、この販路を拡大して若あゆ温泉に繰り入れできるような利益を追求してもらいたいというふうなことも考えております。

したがいまして、3年というスパンはありますけれども、なるべく早い時期にこの利益を上げるように、2,120万円ちょっぴりではなくて、それ以上のものを上げるように、なお一層努力して振興公社と一緒に取組んでまいりたいというふうに思います。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって歳出の第6款農林水産業費から第12款公債費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）  
について

議長 日程第3 議案第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について

議長 日程第4 議案第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしの声があります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）につ

いて

**議長** 日程第5 議案第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）  
について議題といたします。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番** 1点だけちょっと確認させてください。100ページでございます。

中ほどの第2款、2の1の1でございますが、財源の補正かなと思いますけれども、ちょっと数字が大きいので、一般財源を1,600万円ふやしまして、その他632万円の減額で1,200万円という補正でございますが、この1,600万円の財源というのはどこから入ってきた財源でしょうか。

**税務福祉課長** ここで言う一般財源というふうな捉え方が、介護保険のほうでは、基金からの繰り入れというふうなものもここに充当するというふうになっております。

といいますのは、介護保険の給付基金につきましては、介護保険料の毎年毎年の繰り越しの残額をここに充当している関係で、それを一般財源というふうな形に見ているというふうな、保険料と同等の基金というふうな考えておる関係で、ここの中に数値が、今回、保険料と取り崩した基金の収入をもって充当しているというふうな内容でございます。

**3番** そうしますと、98ページの基金繰入金1,376万7,000円、これがここに充当になっていると。

（「はい、そうです」の声あり）それとプラス今までの保険料。済みません。（「どうぞ、もう一回」の声あり）98ページのこの1,376万7,000円の繰り入れとその差額分、約二百何がしは、今までの保険料といいますか、その分だということですか。

**税務福祉課長** この分につきましては、今回保険料のほうでも400万円増額しておりますので、その増額分と基金からの取り崩し分、それと、精算した分の調整の中で、このような1,678万1,000円をここに充当しているというふうなことでございます。

**3番** わかりました。そうしますと、この保険料400万円と先ほどの繰入金1,376万7,000円でこの一般財源を埋めたと。（「はい」の声あり）そうしますと、このその他632万円というその他は何を指すんですかね。

**税務福祉課長** こちらのその他の関係につきましては、96ページの5款にあります支払基金交付金、この金額が減額になっておりますけれども、こちらの介護サービス給付費のほうにも減額というふうなことで、この調整というふうになります。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議長 日程第6 議案第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について議題とします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 時間ないところ済みません。今後のためにちょっと確認だけさせてください。

111ページでございます。歳入で、財産運用収入、補正で3万円ございますが、この収入の運用というのは、何でこの3万円が生まれたのか、そのあたりを聞きたいと思うんですけども。

地域整備課長 3万円ですけども、歳入の117ページに、簡易水道基金利子ということで、これは利子分になります。

3番 済みません。そうしますと、その3万円ですが、積立金にしていますよね、今度ね。これはこういう会計なんですか。こういう生んだ分は積み立てにしないかということなんですか。数字的に少ないので積み立てにするほどじゃないかなと。雑入で受けるかなんかすればいいんじゃないかと思うんです。こういう会計なんですか。

地域整備課長 水道会計につきましては、基金積立金の決まりがございません。ただ、3万円という収入があったものですから、その分金額も少なかったものですから、積立金という形で扱わせていただきました。

3番 済みません。そうしますと、ついでに、ちなみにこの基金というのは、今、残高は幾らありますか。

会計管理者 基金の運用につきましては、基金の利子分につきまして予算を通して歳入で受けまして、そして歳出で積むというふうな形になっておりますので、予算を通して3月の決算を見越しての利子の分というふうになります。

水道会計の現在の基金の金額でありますけれども、1,560万9,425円になっております。その中で利子の決算見込み額が3万1,093円になっております。それで、その利子分が歳入として3万1,093円、そして支出ということでプラスに歳出というふうな形になりますので、補正の歳出のほうでは3万1,000円で、歳入のほうでは3万円というふうな形になります。

議長 ちょっと休憩します。

午後2時52分 休憩

---

午後2時52分 再開

**議長** では再開します。

**地域整備課長** 先ほど、私は基金の積み立ての決まりはございませんと言いましたけれども、条例がございますので、訂正させていただきます。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について**

**議長** 日程第7 議案第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番** また時間ないところ、済みません。またさっきと同じことを聞きます。

130ページでございますが、1の1の1ですね。先ほどと同じように積立金1万円ございますが、先ほどの理屈でいくと、利子で8,000円で、トータルで補正合わせて9,000円なんだけれども、この差額というのは何なんですか。細かくて済みません。

**会計管理者** これは、存目1,000円がありますので。

**3番** 済みません。ちょっと時間がないので焦っていますけれども、補正前が1,000円で利子が8,000円だから9,000円でしょう。それは9,000円しかないのに、1万円をどうして積めるんですかというのです。

**議長** 済みません。慌てないでよろしくお願いします。

**会計管理者** 積立金の1万円ですが、利子の現在の見込み額で9,086円になりますので、端数が出

ますので1万円になっている状況です。歳入のほうは、存目が1,000円ありますので9,000円。それに対しまして収入額が9,086円になるわけです。

**3番** そういうのは算数で足し算にならないんじゃないですか。こういう書けないんじゃないですか。今幾ら1万円に近い数字があるといっても、ないものを上げるわけにはいかないんじゃないですかね。

**議長** 手を挙げてください。

**会計管理者** 歳出のほうの積立金につきましては、1万円がなければ積み立てする金額9,086円は積めないというふうになります。

歳入は9,000円で、歳入が入ってきますのが9,086円になりますので、歳入につきましては、それで1,000円少ない形になります。

**議長** 3回ですので。（「ごめんなさい」の声あり）もう一回誰かに聞いてからにします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、3番、結構です。

**3番** そういう理屈はわかるんだけど、9しか入ってこないのに10出せますかということなんです、私が言いたいのは。そういう会計なんですか。（「予算」の声あり）小野さんがうんと言っていますから、わかりました。いいです。

**会計管理者** 予算額が1万円ということです。執行額は利子分ですので9,086円。1,000円単位になりますので。（「いいです」の声あり）

**議長** いいですか。では、そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

**議長** 3時20分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時20分 再開

議長 再開いたします。

---

日程第8 議案第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長 日程第8 議案第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第8号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について

議長 日程第9 議案第8号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



---

日程第10 議案第9号 舟形町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の設定について

議長 日程第10 議案第9号 舟形町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の設定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 舟形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第11 議案第10号 舟形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第11号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、国の教育委員会制度の改正に伴う改正だというふうに理解していますけれども、教育長が今度は特別職になるということで、今までと職務的にはほとんど変わらないんじゃないかな。要するに、副町長がない舟形町にあって、教育長がその代理をするような形でいろんな町の会合に出てきているわけですけども、それが、もう条例上からいっても、こういった形でもう特別職になって舟形町の顔になるんだと、そういうようなことでよろしいんでしょうか。

教育次長 今回の法律改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正というふうなことでなっております。

やはり今まで教育の政治的中立性、あと継続性、安定性を確保をしながら地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、あと首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見通しを図るというふうなことでなっております。

近年、大津のいじめの事件等から始まりまして、教育委員会と行政の立場を今回新たに国のほうでは構築をするために変えたというふうになっております。

ただ、教育長と首長のかかわりにつきましては、やはりある程度の距離を置くということで、教育の政治的中立性を確保するというふうなことも踏まえての改正になっておりまして、若干これから提案する制定の条例につきましても、ある程度そういった趣旨を鑑みて制定する部分もございまして、今回の改正につきましては、まず、文言的には教育委員長と教育長が一本化したというふうにご理解いただければと思います。

4番 まず、保小中の一貫教育を進めるという町長の方針なんだろうけれども、それを進めていくためにも、一つの国もそれを後押しするようなそういう法制度になったのかなというふうには思います。

ただ、今、次長が話をされました中立性、継続性、安定性、これを組織的にそういったものを保つために教育委員会というのがあったと思うんです。その教育委員会の中から教育長というのが出て、そして、その教育委員会の中で決まったことを教育行政に反映させていこうという部分が、中立性、継続性、安定性に欠かせなかったわけだと思うんですけども、そこが、

教育委員会の委員は、人を選ぶ場合に、我々議会にまず答申されてきます。教育長も、我々に聞かれます。でも、教育委員長はこの委員会の中で決まるわけですから、ある意味、まず議会も、教育長を決める段階で、こういった中立性、継続性、安定性というのを教育委員会にかわって見て教育長を選ばなければならないという、そういうものが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。この今いる教育長が、こういった形で、いつの時点で新しくなるのか。要するに、今いる教育長の待遇、4月1日からいなくなってしまうのか。ただ現行制度がスライドするのか。議会にかかってくるのか。そこら辺のところを質問いたします。

**教育次長** 20ページ、議案書附則を読み上げたほうがいいと思いますので、読み上げます。

この条例は、平成27年4月1日又はこの条例の公布の日以後において現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長である舟形町教育委員会の教育長の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行するというふうになっています。

もっと簡単に言えば、現在の教育長の任期が終わるまでは、新しいそういう新教育長というふうなものではなくて教育委員長も存在しますよ。ただ、任期よりも前に欠ける場合もあります。その場合についても、その欠けた翌日から新しい今条例の施行になりますというふうにご理解いただければと思います。

**議長** いいですか。（「わかった」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

それでは、本日はこれにて延会とします。

3月9日は午前10時より再開します。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 2 分 延会

平成27年 3 月 9 日（月曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成27年舟形町議会第1回定例会第5日目

平成27年3月9日（月）

---

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会書記長 中山 進
総務課財政管財班長 小野 芳喜	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第 1 議案第12号 舟形町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について
- 日程第 2 議案第13号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 4 議案第 15 号 舟形町児童プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 16 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について
- 日程第 6 議案第 17 号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 18 号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 19 号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 20 号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 21 号 舟形町斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 22 号 舟形町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 23 号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 24 号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 25 号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 26 号 舟形町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 27 号 舟形町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 28 号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 29 号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第 19 議案第 30 号 平成 27 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 31 号 平成 27 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 32 号 平成 27 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



午前10時00分 再開

議長 おはようございます。ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから5日目の定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

---

日程第1 議案第12号 舟形町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について

議長 日程第1 議案第12号 舟形町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について議題とします。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第13号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第13号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 1点だけちょっと確認させてください。私、勉強不足でわからないんですけども。

22ページの下の方なんですけれども、ちょっと難しくて、どこが条例変わったのかわからなかったんですけども、ちょっと今ようやくわかったんですけども、この附則条項の経過がありますよね。例規集からとったんですけども、これもこれだけ厚いんですけども、施行期日というのがあるけれども、あれは全部なしで、18年からのやつが今生きておって、今度今回18年はカットになって、この1項から6号まで新しく施行規則だということですよね。

総務課長 18年度のあの規定自体はそのまま、それに27年3月31日までで終了するという項目

が入るだけで、あれはなくなるわけではなくて、あれはそのまま残ります。附則のほうには、18年3月の改正には残りまして、その改正を27年3月末で終わるという改正を入れると。それで、現実的にはそれで該当する人はことしの4月1日からは誰もいなくなるというふうなことになります。条則上の附則のほうにはあのまま残ることになります。

**3番** そうしますと、ここに平成18年3月の附則がございますが、1項から18項までありますが、これは残って、この23ページの施行期日1項から7号、これは足さるのですか。

**総務課長** そうです。給料の経過が、今までの改正の経過がわかるようになっていまして、条例上は毎年給料表の改正があつて、附則もそこになれば、その附則がそこにずうっとつくことになります。したがいまして、今回の改正でこの条例を改正したときに、この附則のところも一番最後のところ、その条例の一番最後に新たに附則としてこの文言がくっつきます。

毎回、附則のやつは、その年度の改正も、今お手元のほうにあるやつを見ていただくとわかると思いますが、全部この後ろのほうに附則がいっぱいあると思いますが、それは全部生きているということです。ただ、もう既に昔のやつは該当する人はいないんですけれども、万が一処分の関係とかでさかのぼったときにそれがわかるような仕組みになっているというようなことでございます。（「わかりました」の声あり）

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第3 議案第14号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

**議長** 日程第3 議案第14号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第15号 舟形町児童プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に ついて

議長 日程第4 議案第15号 舟形町児童プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制  
定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第16号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関 する条例の設定について

議長 日程第5 議案第16号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担  
に関する条例の設定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第17号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第6 議案第17号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について議題と  
します。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第18号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第7 議案第18号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第19号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制  
定について

議長 日程第8 議案第19号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第20号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防  
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第9 議案第20号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第21号 舟形町斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第10 議案第21号 舟形町斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

**まちづくり課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番** じゃあ、1つだけ。提案理由は読みましたけれども、この備考の4、5が該当になるということを確認に示した理由がいまひとつちょっとわからないものですから、例えばどういったケースがあって問題になったのでこういったことがあったという実例的なものがあるのでしたら、そういった説明をお願いしたいというように思います。

**まちづくり課長** それでは、備考の4についてですが、申請者、要するに火葬許可証の申請者がありますが、その申請者の住所をもって確認するのか、それとも死亡者の住所をもって確認するか、そこら辺が特に明確に定めてられなかったものですから、死亡者の住所を確認するというようなことでここで明記したものであります。

それから、5番については、入所者が死亡した場合、例えば舟形町の方で隣の新庄市の施設等に入所した方がいらっしゃるすると、その死亡者の葬儀等については、地元に戻って舟形町のほうの実家等で家族のもとで葬儀をするわけなんですけど、舟形町の要するにうど山斎場で火葬したいというふうな例がほとんどでありますので、そうした場合に死亡者が今申し上げましたように住所を移しているものですから、町外の使用料になってしまうというふうなことで、住所地特例制度の例によって舟形町とのかかわりが大きいというふうなことで、町の使用料区分に適用させるというふうなことになります。

**議長** いいですか。ほかにありませんか。

**5番** 同じ件なんですけど、そうすると今、施設が新庄あるいは舟形町あるいは大蔵村といろいろ分散しているわけです。ただ、この舟形町の施設にも相当な人間が町村外から来ていると思う

んです。そうした中で死亡した場合は、逆に言えば新庄から来た人が火葬を舟形でもらいたいといったものも当てはまるのか。賃金体系もその場合にはどうなってくるのかなというような事例がこれからも出てくる可能性があるのではないかなと思うわけです。だから、逆に言えば舟形町から新庄に住所を変更している、施設に入所している方も同じだと思んです。だからその辺の取り扱いを今後どのようなことに実際にはなるのかなと、ちょっとわからないものですからお聞きします。

**まちづくり課長** 新庄市の方が舟形町の施設に住所を移してその方が亡くなったという場合は、その方については舟形町の住所がありますので、先ほど説明したように町民の火葬料というふうになります。また、その方が新庄市のほうで火葬するといった場合は、新庄市も私どもと同じような住所特例の制度を設けていますので、新庄市民の火葬料というふうなことになります。以上です。

**5番** そうすると、各県内でもいろんなケースがあると思うんですが、お互いにその点を取り決めて、どこでも自分の好きなところに火葬してもらえとか、あるいは葬儀をしてもらえというような姿が可能だということなんですか。

**まちづくり課長** いや、このような条例については各自治体のほうで定めておまして、なお最上郡内では、新庄市、それから最上町、それから真室川町がこのような制度を既に実施しております。今回、舟形町がそれに倣ってというふうなことになります。

ほかの自治体については、郡外についてはちょっと把握していません。済みません。よろしくお願いします。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第22号 舟形町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第11 議案第22号 舟形町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の

制定について議題とします。

**地域整備課長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第23号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について**

**議長** 日程第12 議案第23号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について議題とします。

**地域整備課長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第24号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第13 議案第24号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議題とします。

**地域整備課長**（朗読、説明省略）



議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第25号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ いて

議長 日程第14 議案第25号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて議題とします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 この使用料等に関することではないんですけれども、これに関連して、町のほうで管理し  
ているいわゆる法定外の公共物がありますね。その法定外の公共物の使用とといいますか、例え  
ば水道をまたいで宅地を造成するとかそういう場合、新しい場合ですと水道を回したりとかと  
いうふうに指導しているというふうに思うんですけれども、以前にそういうふうなことで敷地  
内に公共的な水道が横断しているとか、それから昔のいわゆる里道とかそういうものがあ  
ったとか、そういうケースというのがあるように思うんです。そういう場合の管理なりという  
ものは現在どういうふうに行っているのでしょうか。

地域整備課長 法定外公共物につきましては、一応町で管理する形になっております。今言われ  
たように、例えば住宅の進入路等につきましては、申請を受けまして、進入路についての減免  
を行っております。それから、例えば田んぼ等の用水路、水路等についてなんですけれども、  
そういう水路に、もしコンクリート構造物、2次製品のU字溝を入れたりとかそういうやつが  
発生した場合は、やはり申請を行ってもらいまして、それについては占用料というような形で  
発生してくることもあります。それで、そういうような占用料が発生したのについては徴収  
しまして、毎年お金をいただいているような箇所もございます。

8番 水路とか、用水路等はわかるんですけれども、例えば私のところにも、今の国土交通  
省ですから……、何と申したか、前は。(「建設省」の声あり) 建設省。建設省の土地だ

ということで、今でも敷地内に水路があるものですから、その分を何というか、使用料として払っているというふうなケースもあるんです。そういうことで、前からある水路です。今ほどやっぱりきちんとしたそういうふうな規則なりというのがはっきりしないときに、いわば勝手にというか、自分の敷地の構造を変えるというか、家を建てる場合です。そういうものを勝手にやってしまったと。そういう中で、例えば敷地の中を公共の水路が横断しているとかというケースが、今課長からあったような場合は占用料をもらうということですが、そういうケースというのは今でもあるんですか。

**地域整備課長** 町に財産移譲になったときに、以前からそういうふうな占用料をいただいている箇所については、継続していただいているというような状況になっています。

それで、例えば地籍図と現況が違うというような状況も、やっぱりある箇所はあります。それで、そういうものについては、前から譲受を受ける前からなっていたものについてはどうしようもないと言ってはちょっとおかしいんですけども、変更することもできないような状況である箇所については、そのままの状況でございます。

それで、今現況が余りにも著しく不適合というか、個人が直したいとかそういうものがあれば、申請をいただいて直すことも可能でございますので、もし何かあれば町のほうと協議していただいて、新たな申請をしていただければよろしいかと思えます。

**8番** 例えば、昔はやっぱり田んぼだったとか、畑だったということで、今は宅地になったりしてその状況というものが変わっていますよね。そういう中で、やっぱり隣近所で、ここは昔水路があったんだと。そのために、例えばその敷地の人が勝手にいじったために、その水路がなくなって、来ている水が来なくなったとか、あとはここはかなり大きい川というか沢だったんだけれども、それがお互いというか、それは本来であれば公共物なわけです。それで、それをお互いに埋めてしまって、くい1本で境を決めてしまったと。それがいわゆる地籍調査とか一筆調査のときにそのままらってしまったから、それは今では線1本の境界、お互いの住所の境界になっていると。そういうふうな話もあるんです。そういう場合、今言ったようにきちんと調べればもともとはいわゆる公共物だったと思うんですが、その辺が今になって、何というかそういういわゆる争いの原因になっているというふうなケースがあるものですから、そういう場合、今課長が言ったように町で指導して、それを原状に復することは可能なんですか。

**地域整備課長** 法定外公共物については、町がどうこうするというような条件にはございません。それで、使用する個人、本人たちがどうしてもそこに水路が必要であれば水路を設けて、測量しながら水路を設けるとか、そういうような形になってきます。それで、町の管理というのは、そういう個人が申請を行うことに対して管理するというような形になっていますので、法定外公共物については、町が測量したりとか個人と打ち合わせしてどうこうするというようなもの

はございませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。（「そういう意味じゃないんだけど。もう1回いいですか」の声あり）

**8番** では、今のことに関連してもう1回だけお願いします。

というのは、本来であれば、その個人の土地ではないわけですので。それが、要するに近隣の人たちは自分たちで、こうこうお互いに勝手に分けようとなったときに、それはそういう地籍調査したときにはここは違うというのははっきりわかるはずです。それがただ、その現況だけを見て、ここが例えばこちらのAさんの土地だと。ここからこっちはBさんの土地だとか、そういうふうな例が過去にあったというふうな話で今紛争になっているケースがあるんです。それで、そういうことがあるのかということだけ、1点だけお願いします。

**地域整備課長** 地籍調査に入る前にそういうふうな状況になっていまして、地籍調査後にその水路が消えてしまったものについては、町のほうでは法定外公共物としてはもうなくなっている状況ですので扱っていない状況でございます。それで、地籍調査前に復元してほしいとなれば、やはり個人の方がそれぞれ復元をするというような形になってくると思いますので、それに伴って測量等も、あと登記上も出てくると思います。それで結構お金がかかるような状況になると思います。

**議長** いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第15 議案第26号 舟形町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第15 議案第26号 舟形町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** それでは再開いたします。

---

#### 日程第16 議案第27号 舟形町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第16 議案第27号 舟形町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について議題  
とします。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第28号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第17 議案第28号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について議題とし  
ます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第29号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について

議長 日程第18 議案第29号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について議題とします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に  
ついて

議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ  
いて

議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につ  
いて

議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第19 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7会計議案を一括上程します。朗読・説明願います。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りします。議案第30号から議案第36号まで7議案を審査するため、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法ではいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議席番号1番佐藤勇議員、2番奥山謙三議員、3番斎藤好彦議員、4番佐藤広幸議員、5番大場清之議員、6番野尻益夫議員、7番叶内富夫議員、8番八鍬太議員、9番加藤憲彦議員、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただいま指名した9名の方を予算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

5番 予算審査特別委員会の委員長には加藤憲彦議員、副委員長には八鍬太議員を推薦いたします。

議長 ただいま大場清之議員より、委員長には加藤憲彦議員、副委員長には八鍬太議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、委員長に加藤憲彦議員、副委員長は八鍬太議員に決定いたしました。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月12日まで休会します。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、本会議を3月12日まで休会いたします。

それでは、加藤憲彦予算審査特別委員長より委員会の開会のご挨拶をお受けしたいと思います。暫時休憩します。

午後1時22分 休会

平成27年 3月12日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 8 日目）



平成27年舟形町議会第1回定例会第8日目

平成27年3月12日(木)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会書記長 中山 進
総務課財政管財班長 小野 芳喜	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第1 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

て

議案第 34 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 35 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

て

議案第 36 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 2 発議第 1 号 舟形町議会基本条例の設定について

日程第 3 委員会付託の審査報告

陳情第 1 号 消費税増税の中止を求める陳情

日程第 4 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会

文教民生常任委員会

日程第 5 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時12分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから8日目の定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

- 
- 日程第1 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について  
議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第1 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議題といたします。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。9番加藤予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 平成27年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。予算審査特別委員長 加藤憲彦。

予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上、7議案について、本委員会は3月9日より11日まで3日間慎重に審査した結果、下記の特留意すべき事項を付して、賛成多数により原案どおり可決することと決したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記 地方自治法第222条（予算を伴う条例、規則等の制限）

「制度と予算は、同一会計に計上し、審議すべし」とする議会と見解の相違があった。条例の制定、改廃は、主なる議決案件であり、年度内での対応を検討されたい。

なお、質疑のあった件は次のとおり。

①元気・舟形ふるさと応援基金条例第7条（処分）

②いじめ対策委員報酬（教育費）

③防災灯設置補助金交付規程第3条（補助金の額）

2、執行部答弁による統一性並びに整合性。

予算審査特別委員会において執行部の答弁に整合性が見られない場面が見受けられた。今後は統一した見解、答弁となるよう要望する。

以上です。

**議長** それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第30号から議案第36号まで7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 発議第1号 舟形町議会基本条例の設定について

**議長** 日程第2 発議第1号 舟形町議会基本条例の設定について議題とします。

**9番** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3 委員会付託の審査報告

議長 日程第3 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第1号 消費税増税の中止を求める陳情について、叶内総務振興常任委員長の報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は本定例会で審査負託になった案件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記 件名、陳情第1号 消費税増税の中止を求める陳情。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから陳情第1号について採決します。陳情第1号を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第4 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第4 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。初めに、叶内総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告をいたします。

記 期日、平成27年1月20日。

調査内容。

除排雪経費の執行状況について。

12月末時点の町道除雪業務委託費の執行額は2,200万円であり、前年対比で28%増となっている。今後の積雪量にもよるが、1月の実績見込み、2月、3月は昨年実績どおり試算した場合、最終的な委託費は前年度を下回る見込みである。

③現場管理業務（パトロール）の実態が見えないとの町民の声もあり、地域の方々と意見交換するなど地域の事情に合った除雪体制を要望した。

④町内巡回車にパトロール車のステッカー表示をするなど、行動が町民に見える業務体制を要望した。

（2）現地調査。

①子育て支援住宅新築工事の進捗状況。

ア、工事は計画よりも先行しており、2月20日完了検査、27日に引き渡しの予定で進捗していた。

イ、5世帯入居に対して14世帯の申し込みがあり、人気の高さに驚嘆いたしました。

②町道の除雪状況について。

ア、一部排雪を要する箇所もあったが、全町内とも除雪状況はおおむね良好であった。

イ、巡回地区。長沢地区、野、幅、長尾、内山。舟形地区、太折、大平、紫山、沖の原。富長地区、福寿野、富田。堀内地区、洲崎、西又、松橋。

以上であります。

**議長** ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、野尻文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成27年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので報告いたします。

1月26日、保育園、小学校、中学校の現地調査を実施し、その後一貫教育の進捗状況について説明を受けました。

記 調査内容・所感。

(1) 舟形中学校。学校視察と今年度の生徒の活動の成果について、荒井校長。

所感・意見。生徒の自主性を尊重した教育活動について感銘を受けました。議員からは、愛郷心を育むための活動の充実、体験学習の時期の検討、清流小国川との触れ合いをふやしたらどうかなどの意見が出ました。

(2) 舟形小学校統合2年目の状況と学校視察、渡辺校長。

所感・意見。開校2年目も最後の学期となり、渡辺校長を中心に職員一丸となって子供たちの育成に尽力されている姿に感心しました。議員からは、スクールバス送迎により肥満児がふえているのではとの心配の意見がありました。

(3) ほほえみ保育園。今年度の運営経過について、佐藤園長。

所感・意見。零歳児からの預かりと午前7時から午後7時までの受け入れのため、勤務体制が複雑であるため苦勞していることがわかりました。

正職員が3名、臨時職員が24名と多くなっている。今後、運営については指定管理制度などについても検討を要すると感じました。

(4) 教育委員会。一貫教育の進捗状況について、齊藤教育長。

所感・意見。25年度の実践を踏まえ、よりよい一貫教育を目指していることがうかがえました。教育委員会のかかわりにより、保・小・中のつなぎ時期を大切にして、切れ目のない指導を進めてほしいと感じました。

以上、報告します。

**議長** ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑ないものと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから閉会中の文教民生常任委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 議員派遣の件議

議長 日程第5 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

議長 これをもちまして3月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けいたします。

町長 それでは、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成27年第1回定例議会であります。3月5日からきょうまでの8日間にわたる長い日程の中での審査、本当にありがとうございました。

この会期中においては、平成26年度の一般会計並びに特別会計にかかわる補正予算、さらには平成27年度各会計の当初予算の審議、条例設定及び改正、過疎計画等の変更などの単行議案を含みまして36件という多くの案件につきまして、満場一致ご決議賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成27年度であります。地方の将来展望を切り開く地方創生元年のスタートの年であります。

国では、これから45年後の2060年に人口を1億人維持するという長期ビジョンを提案、提示いたしております。東京一極集中、あるいは何といたってもこの地方の格差を打破するため、人口減少、少子化対策、喫緊の課題であろうというふうに思います。

国では、当面、平成27年度から31年度までの5年間において、人口を維持するための総合戦略を策定いたしました。あわせて国のこの戦略に沿って、市町村における地方版総合戦略の策定が求められております。

これらの流れを踏まえまして、舟形町平成27年度は第6次総合発展計画の6年目に入ります。そして、実施計画の最終年であります。子育て支援をはじめ、定住促進、結婚支援、農業・産業振興、福祉施設の整備、西ノ前遺跡の整備、ふるさと納税推進事業、あるいは地域づくり推進事業などに重点を置いた予算でありました。

さらに、一般質問あるいは予算・議案審議を賜る中で、これからの舟形町を見据えたご意見なりご提言があったわけであります。緩急性、あるいは時代の要請、予測、そして財源を見据えながら、第6次後期計画へ反映することを念頭に置きながら、先ほど申しあげましたこの地



方創生総合戦略とリンクしながら、全職員一丸となって最善の努力を傾注してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、本議会で議決を賜りました一般会計43億9,700万円、特別会計6つの会計で24億1,210万円、合計68億9,100万円。加えまして、平成26年度から平成27年度への繰越し事業予算4億5,138万3,000円で、これらを加えた総計72億6,048万3,000円という総予算額で27年度がスタートするわけであります。大きな時代の変化に十分対応しながら、しかも今求められている知恵、創意工夫、逆転の発想、英知を集めた創生元年という視点に立ってこれからも取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さんからさらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げたいと思います。

また、きょう本議会において、舟形町議会基本条例の議決が成りました。この条例の設定は、地方分権改革の中、議会の改革並びに活性化を見据えた議会運営基本原則を定めた法律であります。今回提案に至るまで、議会議員の皆さんでは研修、勉強、先進地視察を積み重ね、さらには議会報告会を通じながら、町民の皆さんの意見反映を集約されての画期的な立法提案であり、そのご尽力に敬意をあらわしたいと思います。

今後、この条例を中核にして、議会活動なお一層の充実発展を心からご期待申し上げたいと思います。

それから、私から申し上げるまでもありませんけれども、ことしは統一選挙の年であります。議会の皆さんの改選が近づいてまいりましたけれども、先ほども申し上げましたが、時代が大きく変化する中で、舟形町のまちづくり、地域づくりを皆さんに期待すること非常に大きなものがあるわけであります。このことについては、何といたっても議会の皆さんがこれからも健康に十分留意されまして、再びこの議場で皆さんにお会いすること、心からご祈念申し上げたいと思います。

また、お聞きするところによりますと、今期限りでご勇退される議員さんもおられるわけありますけれども、何といたってもこれまで長い間、町民の皆さんの福祉の向上のため、その使命と責任を全うされるとともに、町政万般にわたりましてご指導、ご提言、ご協力を賜りまして、改めて皆さんに感謝と御礼申し上げたいと思います。

ご勇退される議員の皆さんは、きょうが最後の定例議会になるわけでありますけれども、これまでの議員活動、足跡を振り返るとき、感慨無量、万感胸に迫るものがあるろうというふうに思います。それだけに惜別の情というふうなものが入り込んでいるわけであります。

これからも、どうぞひとつ健康に留意されまして、これまでの経験というふうなものを思う存分発揮されまして、今後とも町政万般にわたりましてご指導、助言賜りますように心からお願い申し上げたいと思います。

以上を申し上げまして、3月定例議会における御礼を込めたご挨拶にさせていただきます。

8日間ありがとうございました。

**議長** 以上をもちまして、平成27年第1回舟形町定例会を閉会いたします。8日間にわたる長い審議、大変ご苦労さまでございました。

午後2時52分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 大 場 清 之

署 名 議 員 加 藤 憲 彦